

『埋蔵文化財専門職員の育成について』（報告）

—資質能力の段階区分に応じた人材育成の在り方—

令和2年3月31日

埋蔵文化財発掘調査体制等の
整備充実に関する調査研究委員会

文 化 庁

目 次

はじめに	1
第1章 今回の検討課題について	2
1. 課題設定の契機と検討の必要性	2
2. 本報告で示す事項	3
第2章 埋蔵文化財専門職員の育成に関する現状と課題	4
1. 現状の把握	4
2. 課題の所在	4
第3章 埋蔵文化財専門職員の採用の在り方について	6
1. 大学・大学院における人材養成	6
2. 埋蔵文化財専門職員の採用の在り方	6
第4章 埋蔵文化財専門職員の資質能力の段階区分	8
1. 埋蔵文化財専門職員に求められる基本的な能力	8
2. 能力取得のプロセスと資質能力の段階区分	8
3. 埋蔵文化財専門職員（I種）	9
4. 埋蔵文化財専門職員（II種）	10
5. 段階区分に応じた埋蔵文化財専門職員の把握による効果	10
6. 所属や職掌等に応じて求められる能力	11
第5章 育成の方法	12
1. 埋蔵文化財専門職員の育成に関する基本事項	12
2. 埋蔵文化財専門職員（II種）への育成	14
3. 埋蔵文化財専門職員（II種）の資質能力の向上	16
おわりに—資質能力に応じた人材育成と適正な埋蔵文化財行政を担う体制の構築に向けて—	18
別表 埋蔵文化財専門職員の資質能力の段階区分に関する基準	20
資料	
1 大学における考古学教育の実態調査	21
2 埋蔵文化財専門職員の採用試験に係る実態調査	29
3 人材育成の取組事例	43
参考資料	
1 埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修	117
2 埋蔵文化財保護行政基礎講座の見直しについて	131
3 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会委員名簿	136
4 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会協力者名簿	137
5 調査研究委員会等における審議経過	138

はじめに

埋蔵文化財は、国や地域の歴史及び文化を知る上で欠くことのできない国民共有の財産であり、地域における資産でもある。文化庁では、埋蔵文化財を適切に保存し活用するため、行政上必要とされる事項の基本的な方向について検討することを目的に、平成6年10月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設置した。

本委員会では、埋蔵文化財の保護を目的とした行政に関する諸課題、具体的には、埋蔵文化財の保護を担当する行政機関における組織や都道府県・市町村の役割分担の在り方、埋蔵文化財発掘調査の実施にあたっての考え方、発掘調査の費用を積算する際の考え方、埋蔵文化財の保存と活用についての考え方や方法、発掘調査の資格、デジタル技術の導入等について、13編の報告と1編の中間まとめを取りまとめた。文化庁は、これらの報告等を、都道府県教育委員会をつうじて全国の地方公共団体に周知し、それを受けた各地で埋蔵文化財保護行政（以下「埋蔵文化財行政」という。）の充実が進められている。

このたび本委員会では、埋蔵文化財専門職員の育成についての検討を行うこととした。これは平成30年の第196回国会において成立し、平成31年4月1日から施行された「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年6月8日公布、平成30年法律第42号）を背景とするものである。少子高齢化や地域経済の低迷が続く現代社会において、文化財を次世代に継承するためには、文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的・計画的に地域縦がかりでその保存と活用を図ることが求められている。

その実現のため、地域の文化財に関する専門的な知識をもつ専門職員の育成が急務であることは、今般の改正に先立つ文化審議会による答申（「文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」）（平成29年12月8日文化審議会）（以下「第一次答申」という。）や、衆議院・参議院による「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成30年5月18日衆議院文部科学委員会、平成30年5月31日参議院文教科学委員会）（以下「附帯決議」という。）で示されている。

本委員会は、法改正に向けての検討が進められていた平成30年2月から検討を開始し、令和2年3月までに7回にわたり検討を行った。その間、地方公共団体、地方公共団体が設立に関与した発掘調査組織及び独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下「奈文研」という。）の実務担当者から意見を聴取するとともに、埋蔵文化財行政について文化庁が実施した実態調査をもとに現状分析を行った。また、検討の過程において「埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修」の実施を提言し、令和元年度から文化庁により開始された。

本報告では、埋蔵文化財専門職員の育成に関する基本的方向性及び埋蔵文化財専門職員の資質能力の客観化に係る基準の設定等について提言している。本委員会としては、各地方公共団体が本報告を踏まえ、国等の関係諸機関と連携を図りつつ、埋蔵文化財専門職員の育成に努めるとともに、埋蔵文化財専門職員が有する専門的な知識等を今後の文化財保護施策に効果的に活かすことを期待するものである。

第1章 今回の検討課題について

1. 課題設定の契機と検討の必要性

(1) 平成30年6月の文化財保護法改正に伴う文化財専門職員の必要性に関する指摘

平成30年の第196回国会において「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成31年4月1日から施行された。

この改正の目的の一つは、過疎化・少子高齢化の進行という厳しい社会情勢の中で、文化財を次世代へ確実に継承することにある。その実現のために必要な措置として、第一次答申や附帯決議では、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置の重要性が指摘されている。

(2) 本委員会及び文化庁の対応

本委員会では、文化審議会による第一次答申の検討を受けて、埋蔵文化財専門職員¹の育成等に関する検討に着手した。文化審議会の検討の中で求められている専門的人材は「地域の文化財を総体として把握し、その保存と活用のための計画を立案できる人材」であることから、まずは埋蔵文化財専門職員を対象に、そのような人材を育成するための具体的在り方について検討した。

それは、地方公共団体の文化財専門職員のうち埋蔵文化財専門職員の配置率が最も高く、かつ他類型の文化財保護に関する業務を担う場合が多いという実態に鑑みて、新制度導入後の短期的な対応は埋蔵文化財専門職員が担うと予想されたからである。

本委員会における検討を受けて、文化庁は令和元年度から「埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修」を開始し（参考資料1：117頁），第一次答申で示された文化財専門職員に期待される役割を果たすために必要な資質能力の養成に着手している。

(3) 埋蔵文化財専門職員の育成の必要性と適正な埋蔵文化財行政を担う体制づくり

一方、これまで本委員会が指摘してきた適正な埋蔵文化財保護体制の構築のためには、十分な資質能力を備えた埋蔵文化財専門職員の配置と育成が必要である。文化財マネジメントを行うにあたっても、そのために必要な基礎的な能力は、各類型の文化財を専門とする文化財専門職員個々の専門知識と、地域の文化財及び文化財保護制度に対する深い理解が土台となる。したがって、文化財マネジメント職員養成のための仕組みとは別に、本委員会における当初の検討課題であった埋蔵文化財専門職員の育成は依然として極めて重要である。

埋蔵文化財は一見しただけでは価値が分かりにくいものも多いが、発掘調査成果を専門

¹ 埋蔵文化財専門職員とは、文化庁が毎年実施している埋蔵文化財関係統計調査において「埋蔵文化財に関する専門的な知識や経験をもって、埋蔵文化財保護行政に係る職務に従事する職員（有期雇用職員も含むが、正規職員を補完する者として専門性をもって従事する者を対象とし、アルバイトと同質の整理作業に従事する者は除く）と、博物館・資料館・研究所等において考古担当の専門職員として位置づけられている職員を指す」と定義している。本報告でもこれを踏襲することとする。

的な視点から検討し、その価値を分かりやすく発信することによって、地域住民に親しまれ、地域の魅力を高める歴史的な資産となる。反面、十分な専門性なく行われる発掘調査は、埋蔵文化財を破壊することになり、その価値を損なうことにつながる。それぞれの地域の文化財を活用し、より一層、地域活性化につなげていこうとする昨今の情勢に鑑みると、公共の財産としての埋蔵文化財の価値を適切に評価し、地域の歴史資産として位置づける能力が埋蔵文化財専門職員に求められており、こうした人材を育成することが不可欠である²。

また体制整備にあたっては、開発への受動的対応として整備されてきたこれまでの埋蔵文化財保護のための体制整備の在り方を改め、「把握・周知」「活用」等の開発動向にさほど影響を受けず、域内の埋蔵文化財の量や内容等に応じて、ある程度、定量化できる業務へ対応する人数（長期的需要に対応するための人員）と、記録保存調査の実施など短・中期的に変動する業務に対応する人数（短・中期的需要に対応するための人員）とに整理し、それぞれ必要な人員を適切に配置するという組織の在り方を目指す必要がある（『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について（報告）』平成26年10月）。

埋蔵文化財保護に携わる人材には高度な専門性と埋蔵文化財を施策に活かすための企画力が求められることから、そうした資質能力を絶えず向上させるための組織的取組、さらには組織の枠を超えた体系的な人材育成のための取組を推進する必要がある。つまり、今後の適正な埋蔵文化財行政を担う体制づくりと人材育成とは一体不可分の関係にあると言える。

2. 本報告で示す事項

文化財保護法の改正に象徴されるように、文化財行政全体が現在の社会的・経済的背景を踏まえた在り方を模索している。その中で、文化財を地域のシンボルとして、また地域アイデンティティの確立や地域への愛着の醸成に欠かせない存在とするためにも、専門的な立場から総合的に保存と活用を行っていく人材が今後の文化財行政において求められている。

そして、こうした幅広い視野を備えた専門的人材の育成を行うにあたって、個別の文化財について一定水準の知識や技術を有していることは重要な条件となる。埋蔵文化財行政においては、埋蔵文化財の価値を明らかにしたうえで適切に保存し、地域の歴史に位置づけることのできる専門知識と技術の取得が具体的な人材育成の目標となるわけである。ところが、現状ではそうした資質能力を客観的に示す指標がない。この点は、人材育成や体制整備の大きな課題と考えられる。

そこで本報告では、埋蔵文化財専門職員の育成の在り方のうち、以下の点について示す。

- 埋蔵文化財専門職員の育成に関する現状と課題
- 埋蔵文化財専門職員の採用の在り方について
- 埋蔵文化財専門職員の資質能力の可視化と段階区分について
- 資質能力の段階区分に応じた埋蔵文化財専門職員の育成方法について
- 埋蔵文化財専門職員の資質能力の把握にもとづく適正な体制の構築について

² 本報告では、地方公共団体の埋蔵文化財専門職員の育成について示すが、地方公共団体が行う埋蔵文化財行政に係る業務の一部を補完あるいは代行するために地方公共団体が設立もしくは設立に関与した公益財團法人等の調査組織（以下「公益法人等調査組織」という。）の埋蔵文化財専門職員についても、地方公共団体の埋蔵文化財保護体制を構成する組織と位置づけ、検討対象に含めることとする。

第2章 埋蔵文化財専門職員の育成に関する現状と課題

1. 現状の把握

今回の検討にあたって、考古学の教員が在籍する大学、及び平成27～30年度に埋蔵文化財専門職員の採用試験を実施した地方公共団体及び公益法人等調査組織にアンケート調査を実施した（資料1・2：21、29頁）。その結果、埋蔵文化財専門職員の採用段階、採用後の育成段階の課題が明らかになった。加えて、平成30年度埋蔵文化財・史跡担当者会議のアンケート調査のほか、毎年実施している埋蔵文化財関係統計調査も総合して現状分析した結果、課題は次のようにまとめられる。

2. 課題の所在

（1）埋蔵文化財専門職員の採用に係る課題

埋蔵文化財専門職員の減少傾向は近年になって弱まりつつあるが、その一方で、今回のアンケート結果から以下の傾向を読み取ることができる。

- ①大学においては発掘調査経験を積む機会が乏しいのに対し、小規模な組織ほど採用時の募集要件において発掘調査経験や報告書作成経験を求める傾向にある。このことが新規学卒者の応募を妨げ、結果として応募者数の減少につながっている。
 - ②発掘調査担当能力の有無を学芸員資格によって測っている事例があり、求める人材と受験資格とが整合していない状況がある。本来、「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業」（博物館法第4条）を行う専門的職員であり、発掘調査担当能力を証する資格ではない。
 - ③市町村においては専門試験を実施しているところが4割弱に留まっており、専門職採用試験による採用を行っていない事例も約3割に及ぶなど、採用時に専門性が十分に測られていない³。
- このような採用の在り方は、応募者の確保を困難にするとともに、初任者個々人がもつ埋蔵文化財専門職員に求められる資質能力に大きなばらつきを生じさせていると考えられる。このことは、体制の維持と整備はもとより、採用後の体系的な育成方針を考える上で大きな支障となる可能性がある。よって、埋蔵文化財専門職員の採用試験の在り方を今日的な観点から検討しなおす必要がある。

（2）埋蔵文化財専門職員の資質能力の可視化に係る課題

（1）で述べた採用時の条件の多様さに示されるように、一口に埋蔵文化財専門職員といっても、その知識や技術のレベルには差異があり、それは採用後の研修受講や実務経験の機会、所属組織の体制等の違いにより、拡大することが懸念される。そのため資質能力に応じ

³ 以下、本報告でいう「専門試験」とは専門的な問題及び実技等による採用試験を指すこととし、専門試験の有無にかかわらず専門職員の採用を行う試験については「専門職採用試験」と総称して区別する。

た育成方法を検討するにあたっては、知識や経験に基づいて資質能力の段階を可視化し、能力段階に応じた具体的な育成目標の設定を行ったうえで育成プランを構築する必要がある。したがって、埋蔵文化財専門職員の資質能力の可視化は、その育成と一体となる課題である。

さらに、現在、埋蔵文化財専門職員の資質能力を可視化できていないことにより、以下の問題が生じている。

- ①職員が対外的に職掌を示すための客観的な指標がないこと
- ②地方公共団体における埋蔵文化財専門職員の資質能力の実態を正確に把握するうえで問題があること
- ③地方公共団体が埋蔵文化財専門職員を対象とした各種の方針・ルール等を定める上で、対象の資質能力が曖昧であると、その実効性が低下すること

特に②③について、平成30年度埋蔵文化財・史跡担当者会議のアンケート結果では、埋蔵文化財に係る権限を都道府県から市町村へ移譲する場合の条件の一つとして埋蔵文化財専門職員の配置を条件とする場合が多いことからも⁴、体制の実態を客観的方法で示すことは重要な検討課題となる。

このように、埋蔵文化財専門職員の資質能力を可視化することは、埋蔵文化財専門職員の育成方法の策定や職員の意識向上だけでなく、埋蔵文化財行政の専門的な観点での信用の向上、市町村の埋蔵文化財保護体制の整備状況の客観化につながると期待される。

(3) 埋蔵文化財専門職員の育成に係る課題

埋蔵文化財行政は専門的な行政分野であるため、地域の埋蔵文化財に関する知識や発掘調査技術の蓄積・継承を行いつつ、資質能力の向上を図る必要がある。しかし、市町村における埋蔵文化財専門職員の配置状況は、1～2名が40.9%，3名が21.1%となっており、多くの市町村においては、独自に埋蔵文化財専門職員を育成するための取組の実施が困難な状況にある。このような現状では、埋蔵文化財専門職員の育成において国や都道府県が行う研修が重要な意味をもつが、研修を実施している41都道府県でも十分な参加者が集まらない事例があるなどの課題を抱えている。この育成機会の偏りは、資質能力のばらつきを助長していると考えられる。

また、今日の埋蔵文化財行政を担う体制は主に開発事業への受動的対応のなかで整備されてきたが、平時から「把握・周知」「活用」等、埋蔵文化財の保存と活用のために主体的に取り組むことが本来の姿である。文化財を地域の資産として幅広く活かしていくことが求められている今後の文化財行政においては、このことにいっそう留意する必要がある。

したがって、埋蔵文化財専門職員の育成は、日ごろからの主体的な取組のなかで専門性の向上が図られることが望ましい。例えば、所属組織の業務として、地域における文化財の価値を高めるような調査研究事業を実施するなど、業務に携わること自体が専門性の向上に資するような工夫が考えられる。しかし、現状ではこうした積極的な取組は限られた組織でのみ行われており、不十分と言わざるを得ない状況である。

⁴ 平成30年度に文化庁が実施したアンケート調査では、埋蔵文化財に係る権限を都道府県から市町村へ移譲する場合の条件の一つに埋蔵文化財専門職員の配置を挙げた都道府県が22に及んでいる。

第3章 埋蔵文化財専門職員の採用の在り方について

1. 大学・大学院における人材養成

埋蔵文化財専門職員の育成にあたり大学・大学院における養成段階は重要である。次章で述べるように、埋蔵文化財専門職員の資質能力の中心となる考古学に関する知識、発掘調査に関する技術・能力、文化財保護法とその運用に関する知識・経験等のうち、その基礎的教授は大学等によって行われることが期待される。

しかし、このうち発掘調査の目的・意義及び発掘作業から報告書作成にいたる全工程に関する基礎的な知識については、座学だけで取得するのは困難である。ところが、先に示したとおり、現状では大学において十分な発掘調査経験を積む機会に乏しいのに対し、採用時に組織によってはそうした経験を求める傾向があることが課題と考えられた。

この問題に対しては、大学による発掘調査の実施のほか、大学と行政とが連携を図り合同発掘調査や発掘調査インターンシップを実施するなどして、学生が発掘調査に参加する機会を設け、実際の発掘調査を体験させる取組を進めることができると考えられる。こうした取組は、埋蔵文化財専門職員を目指す者だけでなく、埋蔵文化財に関する興味や関心をもつ人材を養成するなど、埋蔵文化財保護の裾野の拡大にもつながると期待される⁵。

2. 埋蔵文化財専門職員の採用の在り方

埋蔵文化財行政では、採用試験において埋蔵文化財専門職員としての基礎的な資質能力を有しているかを測るにあたって、主に以下の三つの方法が執られている。

- ①考古学等に関する専門試験を実施する方法
- ②大学・大学院における専攻等を募集要件とする方法
- ③発掘調査経験や発掘調査報告書作成経験を募集要件とする方法

また、これらを複数組み合わせることにより、確実に専門性を測ろうとする事例もある。一方、特段の募集要件を設げず、一般職採用試験の合格者の中から考古学の知識を有する者を埋蔵文化財専門職員として担当部署に配置する事例もみられた。

前節及び第2章2(1)で示した採用試験に係る課題を踏まえれば、上記③の方法で過度の発掘調査経験を求めるることは、新規学卒者を中心に、応募者の大幅な限定につながる恐れがある。今日的には短・中期的な需要である開発対応のための経験重視の人材を求めるよりも、長期的な視野を持った体制整備が求められるのであるから、採用段階においては、大学等において基礎的な資質能力を備えた人材を確保し、業務の中で様々な実務経験を蓄積させる育成方法が望ましい。

⁵ 大学における考古学履修を証するものとして、現在、考古調査士資格認定機構による資格がある。これは、考古学に関する知識、発掘調査に関する知識や実務経験、埋蔵文化財行政の法制度などの履修を、大学間で異なる科目名にとらわれず統一の基準から認定し、実務経験の程度等によって上級・1級・2級考古調査士を認定する仕組みである。大学・大学院において、基礎的な資質能力を取得したことの目安として利用することもできると考えられる。

ただし、③の方法を執らないことによって発掘調査をほとんど経験したことがない者が採用される場合も生じうるため、採用後の育成プランについても十分に検討する必要がある。特に埋蔵文化財専門職員数が少なく、独自で発掘調査能力等を向上させる取組を行うことが困難な組織においては、体系的な育成プランについて都道府県等と予め協議・調整しておくことが望まれる。すなわち、今後は採用と育成とが一体であることを理解し、採用後の育成がこれまで以上に重要なことを認識しておく必要がある。

以上のことから、採用の在り方としては、専門職採用試験において専門知識を客観的に測ることができる、①の専門試験を実施する方法が適切であると考えられる。加えて、②の要件を厳格化するという方法、あるいは①・②を組み合わせる方法も有効である。また、専門試験の問題作成や採点を行うためには、高度な専門知識をもった埋蔵文化財専門職員や考古学等の専門家が必要であるが、そうした人材を有しない組織においては、都道府県や公益法人等調査組織等に協力を求めることが有効と考えられる（資料3：111頁）。

また、最近の傾向として「活用」に関する見識を問う試験も増えている。今後の埋蔵文化財行政の在り方に照らして、こうした観点を盛り込んだ採用試験を行うことも考慮すべきである。

なお、第2章で述べた通り、学芸員資格のみを受験資格とする事例が相当数あるが、発掘調査能力を証する資格としては適切ではない。

第4章 埋蔵文化財専門職員の資質能力の段階区分

1. 埋蔵文化財専門職員に求められる基本的な能力

埋蔵文化財専門職員の実態として、知識や技術の段階、研修受講機会、実務経験に相当程度の差異があることは育成上の大きな問題と考えられる。したがって、今後の埋蔵文化財専門職員の育成にあたっては、備えるべき資質能力の段階区分を設定し、段階に応じた育成プログラムを検討することが効果的と考えられる。そのために、まず埋蔵文化財専門職員に求められる基本的な能力を示すこととする。

『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）』（平成20年3月31日）では、発掘調査担当者には以下の知識・技術が求められるとしている。

- ①発掘調査を行ううえで必要な考古学・歴史学等の知識
- ②実際の発掘調査を行う技術・能力
- ③埋蔵文化財行政に関する基礎知識
- ④埋蔵文化財の地域性や時代・種類に関する知識・技術

埋蔵文化財保護のために行う各種の調査を適切に遂行できることが埋蔵文化財専門職員に求められる能力の一つであり、その根幹として発掘調査が位置づけられることからすれば、埋蔵文化財専門職員の基本的な能力も、この四つの知識・技術を身につけ日々の業務を実施できる資質能力ということになる。加えて、埋蔵文化財を地域の歴史的資産として昇華させるためには、①～④の能力を基礎としつつ、次の能力も必要となる。

- ⑤埋蔵文化財の価値を広く伝えるための「活用」事業を企画・実施する能力

この五つを「埋蔵文化財専門職員に求められる基本的な能力」と位置づけ、人材育成の最初の到達目標として設定する。

2. 能力取得のプロセスと資質能力の段階区分

埋蔵文化財専門職員に求められる基本的な能力は、いくつかの段階を踏んで取得することとなる。最初の段階は、上記した五つの能力の「基礎知識」を身につけ、必要な「興味・関心」といった意識を備えた段階で、その到達状況は埋蔵文化財専門職員としての採用時に測られる性質のものである。具体的には次の知識等を取得した段階である。

- ①のうち、考古学・歴史学に関する基礎知識
- ②のうち、発掘調査の目的・意義及び発掘作業から報告書作成にいたる全工程に関する基礎知識
- ③のうち、文化財保護法とその運用に関する基礎知識
- ④のうち、地域の埋蔵文化財に関する興味・関心
- ⑤のうち、活用に関する実際の取組に関する興味・関心

これらの知識や興味・関心を出発点として、適切な研修を受講するとともに一定程度の実務経験を蓄積することによって、①～⑤として掲げた埋蔵文化財専門職員の基本的な能力、すなわち業務の「実践能力」を取得した段階に至る。なお、①から③は大学等の教育により

習得されるものであり、④⑤についても、大学等においてその醸成を促す取組が期待されるなど、この段階の養成にあたっては大学等が重要な役割を担う。

ここまで示してきたように、埋蔵文化財専門職員の資質能力は次の二段階を設定することが適当である。

○基礎知識を取得した段階にある者

○実践能力を取得した段階にある者

以下では、前者を埋蔵文化財専門職員（Ⅰ種）、後者を埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）とし、その段階区分の考え方を示す。

この段階区分は、別表（20頁）で示した段階区分に関する基準をもとに市町村等の所属組織からの申告を受けて都道府県が確認し、埋蔵文化財専門職員個人と所属組織及び都道府県、国とで段階区分の状況を共有する必要がある。

3. 埋蔵文化財専門職員（Ⅰ種）

「基礎知識を取得した段階にある者」であり、採用時における専門知識の取得状況に基づく区分である。地方公共団体若しくは公益法人等調査組織が行う専門職採用試験を経て採用された者（図1-A）、もしくは専門職採用試験を経ていないが、それと同等の要件を満たすと考えられる者（図1-B）であり、かつ次に示す埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）の要件を満たさない者を指す。具体的には、別表に示した「A 考古学等に関する知識」の数値の合計が3以上の者とする。本来は、専門職員としての職制上の位置づけを明確化した図1-Aの採用方法が受験者の動機づけを高め、埋蔵文化財保護の体制整備を適切に行う観点からも望ましい。さらに、専門試験を行っている場合は採用者の専門知識の取得が明確であるこ

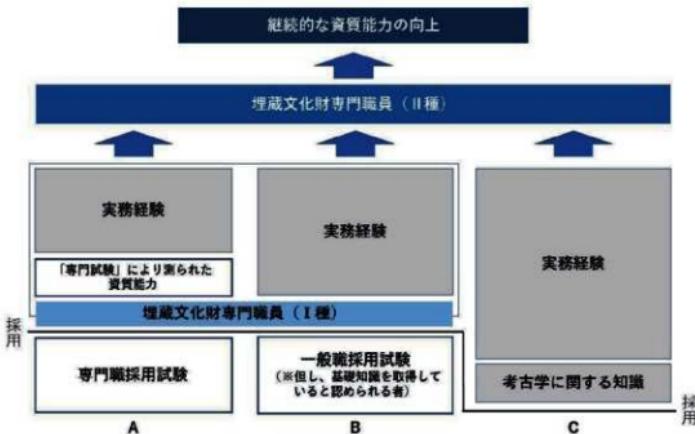


図1 埋蔵文化財専門職員（Ⅰ種）と埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）との関係

とから、埋蔵文化財専門職員（II種）への育成を効果的に行うことにつながる。

上記要件を満たさない者は埋蔵文化財専門職員（I種）とは認められない（図1-C）。しかししながら、採用時に専門的な知識を有しない職員の中にも埋蔵文化財保護に係る業務に相当期間従事し、その適切な推進を職務とする者もいる。この種の職員を継続的に埋蔵文化財行政に携わらせる場合には、所属組織は埋蔵文化財専門職員（II種）の能力取得を目標とした資質能力の向上に努める必要がある。ただし、この種の職員は専門知識の有無が測られていないため、まずは個々の職員の基礎知識の程度を把握したうえで、適切な育成を行っていく必要がある。

4. 埋蔵文化財専門職員（II種）

「実践能力を取得した段階」以降にあたる者を指す。埋蔵文化財専門職員（II種）に相当する知識・能力の有無は、本来ならば試験等によって測ることが妥当であるが、現実的にはそれが困難であるため、以下の点について数値目標を設定し、その充足を要件にする。具体的には、別表のAからD（「A 考古学等に関する知識」、「B 発掘調査を行う技術・能力」、「C 埋蔵文化財行政の知識・経験」、「D 活用に関する経験」）の数値の合計が15以上の者とする。

前述のとおり、採用後の実務経験の蓄積等により埋蔵文化財専門職員（II種）としての資質能力を取得する者もいるので、埋蔵文化財専門職員（I種）を経ずして埋蔵文化財専門職員（II種）に到達する者も少なからず存在することとなる。このように整理することによって、この種の職員（図1-C）についての職制上の位置づけを明確化することができる。

埋蔵文化財専門職員（II種）は、あくまでも埋蔵文化財専門職員に求められる基本的な実践能力を取得したことが認められた状態であることから、この段階に達した後もそれぞれの職掌等に必要な能力の向上を絶えず図ることに留意する必要がある（図1）。

5. 段階区分に応じた埋蔵文化財専門職員の把握による効果

埋蔵文化財専門職員の資質能力に基づく段階区分は、埋蔵文化財専門職員が自らの資質能力の段階を客観的に認識しその向上を図る動機づけとなると考えられるとともに、組織として人材育成を行う上でも有効である。それに加えて第2章2（2）で示した埋蔵文化財専門職員の資質能力の明確化に関する課題の解消、さらには地方公共団体における埋蔵文化財行政を担う体制の客観化にもつながるため、人材育成と体制整備を一体的に進める上で有効性が高い。したがって、埋蔵文化財行政に係る様々な権限を有する都道府県がその区分を行う必要がある。それによって、都道府県は以下のことが可能となる。

- ①管内市町村の体制の実態に即した各種の助言
 - ②管内市町村の体制に即した各種の支援
 - ③管内市町村の体制、能力に応じた権限の付与
 - ④管内全体の埋蔵文化財専門職員の資質能力の程度に応じた研修等の実施
- また、市町村は以下のことが可能となる。
- ①自らの埋蔵文化財行政を担う体制の客観視、体制整備に向けた具体的な目標設定

②埋蔵文化財専門職員の資質能力に応じた育成目標と育成方法の具体化

さらに、国は都道府県が区分した埋蔵文化財専門職員の実態を把握することにより、埋蔵文化財専門職員の配置状況等の実態をより具体的に把握することが可能となるとともに、今後の施策の検討において有効性が高い情報を得ることができる。

なお、資質能力の段階区分を踏まえ、地方公共団体においては埋蔵文化財専門職員の知識・技術の継承が確実に行われるよう、例えば埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）の配置が途絶えることがないようにするなど計画的な体制整備に活かすことが必要である。

6. 所属や職掌等に応じて求められる能力

埋蔵文化財専門職員には、埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）に求められる基本的な能力に加え、所属組織や職掌等に応じた業務遂行能力も求められる。

例えば、大規模な組織では、埋蔵文化財専門職員が、主に「把握・周知」「調整」を担当する職員、主に発掘調査の実施等の「保存」を担当する職員、普及公開等の「活用」を担当する職員など、業務を分担して実施している場合が多い。「把握・周知」「調整」には本章1で示した知識・技術のうち、「③埋蔵文化財行政に関する知識」を高度なレベルで取得している必要があり、「保存」には「②実際の発掘調査を行う技術・能力」、「活用」には「⑤活用事業を企画・実施する能力」が高いレベルで求められる。後二者については、公益法人等調査組織の埋蔵文化財専門職員についても同様である。

一方、小規模な組織では、単独あるいは少人数の職員で他類型の文化財保護行政も担当する場合も多いため、埋蔵文化財専門職員も先の知識・技術・能力の全てをバランスよく取得している必要がある。また、必要な場合に外部有識者からの指導や助言を得られやすいよう常に人脈構築の機会を設けるなど、さまざまな場面に対応できるような準備を整えておくことが望まれる。

これらのことからすると、埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）の能力取得後も、全ての埋蔵文化財専門職員が埋蔵文化財行政に係るありとあらゆる業務を実施することができる資質能力を、高度なレベルで身に付けることが本来の理想ではある。しかし、現実的には、そうした幅広い資質能力の必要性を認識したうえで、職務内容等の状況に応じた資質能力の向上が求められていくことも事実である。

このことを踏まえ、今後の埋蔵文化財専門職員の育成を考えるにあたっては、埋蔵文化財専門職員に求められる基本的な能力の取得を基礎としつつ、所属組織・職掌・職員個々の個性等に応じて生涯にわたり資質能力の向上を図っていくことが求められる⁶。

⁶ 今後の文化財保護行政全体を視野に入れた場合、今後は有識者や地域社会との連携をより一層深めつつ、国内外問わずより多くの人々に対して文化財の魅力を発信するための事業を立案・実行することができる人材も必要となる。埋蔵文化財専門職員に限らず、これまでの方法にとらわれない自由でユニークな発想、グローバルな視点をもつ人材の掘り起こしや育成も視野に入れておくことが望まれる。そのような意味では、今後の入材育成においては各人の得意分野づくりや個性の伸長も視野に入れて進めることができるもの。

第5章 育成の方法

1. 埋蔵文化財専門職員の育成に関する基本事項

(1) 人材育成の基本的な考え方

任命権者が留意すべき事項 埋蔵文化財専門職員に対しても他の一般職員と同様、次のような人材育成の基本的な考え方を踏まえた育成プランの構築が必要である。

人材育成は任命権者等の責任で行うことを基本とする。人材育成を行うにあたり留意すべき点は、一人ひとりの資質能力は正しい知識に基づき経験を積むことにより、生涯にわたって成長が可能ということである。成長を促すためには、任命権者等が、研修や職場での実務をおとした教育を積極的に行なうことがとりわけ重要となる⁷。また、職場において学習的な風土を作り上げ、職員自身の自己研鑽を促すとともに、日々の業務に携わりながら専門的知識を蓄積・向上させるような仕組みを構築することも併せて重要である。つまり、人材育成は「研修」「職場における学習的風土づくり」「業務・人事等における工夫」という組織的な育成体制を整備し、育成対象となる職員自身が自己研鑽の意識をもってこれに取り組むことによって達成される。そのためには、個人の資質能力や職掌、キャリアステージ等に応じた、いくつかの育成プランを準備しておくことが望まれる。

人材育成のための連携 しかし、組織の規模や域内における事業量の違いなどが存在する現状からすると、一組織内で埋蔵文化財専門職員が担うべき業務を過不足なく経験させることが困難な場合や、育成にあたる人材が十分でない場合も多いと予想される。そのため、人材育成にあたっては国・都道府県と市町村との連携が重要となる。

(2) 研修の役割と実施上の留意事項

国及び奈文研の研修の受講 人材育成において研修は、知識・情報の取得、人脈の構築など様々な効果が期待される。研修への参加は、職場の学習的風土づくりとあいまって、重要な役割を果たすこととなる。よって、任命権者等は、表で示したような国及び奈文研が行っている種々の研修に、自らの組織の埋蔵文化財専門職員を積極的に参加させすることが求められる。

都道府県等による研修の開催 また、研修を受講した者は、その内容を域内で広く共有する役割を担うことが期待される。その手段のひとつとして、都道府県、市町村、公益法人等調査組織が独自の研修を開催する方法がある。その際には、一連の研修が体系的な人材育成

⁷ 教育職員養成審議会による『養成と採用・研修との連携の円滑化について（第3次答申）』（平成11年1月10日）には、「一人一人の資質能力は決して固定的なものではなく、経験を積むことにより変化し、成長が可能なものであり、それぞれの職掌、専門分野、能力・適性等に応じ、生涯にわたりその向上が図られる」とある。そして、職員の資質能力の向上は、日々の業務実践や職員自身の研鑽により図られるのが基本であるが、任命権者等が行なう研修も極めて重要であるとされている。

* 自治省による『地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針について』（平成9年11月8日）では、「人材育成を実効あるものとするためには、単に研修を充実するだけではなく、職場における様々な場面を人材育成のために活用していくことが必要であり、そのためには、職場の学習的風土づくり等の総合的な取組を推進することが極めて重要である」と指摘されている。

につながるよう、研修の目的・役割を明確化するとともに、受講者の意見なども参考としつつ、研修内容と効果を検証し、より有効なものへと発展させることに留意すべきである。同種の内容の研修が乱立することは、研修開催者側の負担が増加するだけでなく、受講者にとっても限られた時間を浪費することになりかねないため、国・都道府県等、研修開催者側が情報を共有し、実施組織の枠を超えた体系的な研修プランの構築に努める必要がある。

都道府県等による研修の内容 表1で示したとおり、国が行う研修は埋蔵文化財行政に係る情報提供や、主に基礎的な知識の教授を目的としたものであり、一方、奈文研による専門職員研修は専門性の高い知識や実践的な技術の教授を中心としている。したがって、都道府県等は、国等が示した情報の共有とともに、発掘調査技術の基礎的研修や埋蔵文化財の地域的特性等、国等の研修で取り扱うことの少ない内容を補完する研修を企画・実施することが望まれる。

表1 埋蔵文化財に係る国・都道府県・奈文研の研修等

研修名	主催	対象	内容
埋蔵文化財担当職員等講習会	文化庁・開催都道府県	地方公共団体及び公益法人等調査組織職員	埋蔵文化財行政に係る課題・国や各地の取組の紹介
埋蔵文化財・史跡担当者会議	文化庁	都道府県・指定都市文化財担当者	埋蔵文化財・史跡行政に係る施策等の解説
埋蔵文化財保護行政基礎講座 ⁹	都道府県	開催都道府県が決定	埋蔵文化財行政の基礎知識の教授
文化財専門職員研修 ¹⁰	奈文研	文化財専門職員	各種文化財に係る専門知識・実践的技術の教授

(3) 職場における学習的風土づくり

任命権者の責務 任命権者等が職場において学習的風土を作り上げることは、業務内容に関わらず職場におけるさまざまな場面を人材育成の場とすることにつながる。例えば、埋蔵文化財行政に限っても、職員同士が互いの業務を理解し、学ぶという雰囲気を醸成することによって、埋蔵文化財専門職員はそれぞれの専門知識を深めることにつながり、事務系職員とは互いの理解を深め、円滑な埋蔵文化財行政を推進することが可能となる。

十分な知識・経験を有する職員の役割 学習的風土づくりにおいて、十分な知識・経験を蓄積した埋蔵文化財専門職員の役割は重要である。こうした職員は、後進の育成という視点をもって次世代への知識・技術の継承を行うのみならず、組織の在り方についての問題意識をもち、若手の埋蔵文化財専門職員とともに将来に対するビジョンを描くという意識をもつことが求められる。このことは、所属組織の埋蔵文化財行政の質を向上させ、各組織の計画的な体制構築と運営にもつながると考えられる。

(4) 業務・人事等における工夫

地域研究の推進 一部の組織では地域研究¹¹を調査や活用に係る事業の一環として位置

⁹ 参考資料2（131頁）参照

¹⁰ 奈文研では、この研修の他にも別途、埋蔵文化財の調査・研究に資する研究集会等を適宜開催している。こうした場への参加を通じて地域研究等の促進につなげることも一案である。

¹¹ ここでいう地域研究とは、埋蔵文化財行政の各段階において専門的な調査・研究に基づき埋蔵文化財の価値を適切に把握し、それを通じて地域の個性豊かな歴史を紡ぎあげることを目的とした研究を指す。

づけ、より良質な調査や活用事業を実現しているところもある。組織が地域研究を業務として位置づけることによって、埋蔵文化財専門職員は自らの専門性を向上させる機会を得ることができるとともに、高度な専門性に裏付けられた良質な成果を一般に提供することができる。こうした取組は、埋蔵文化財専門職員の育成に資するだけでなく、埋蔵文化財を地域の魅力ある歴史資産へと昇華させることにもつながる。

人事交流等 他組織との人事交流やジョブローテーション等を行うことにより、他組織、他部局の業務を経験させることは、職員にとってそれまでとは違った視野で自らの組織の体制や業務を顧みる機会になり、個人のスキルアップにつながるのみならず、組織の充実にも資することになる。加えて、職員派遣等により他地域や他組織で行われている発掘調査等を経験することは埋蔵文化財行政に係る様々な問題意識や新たなアイデアを生み出すことにもつながる。

2. 埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）への育成

（1）育成の目標

埋蔵文化財専門職員（Ⅰ種）は、埋蔵文化財専門職員に求められる「基礎知識」を有するものの、基本的な「実践能力」を有しない段階であり、任命権者等が行う育成の目標は、この実践能力を取得させることである。この段階では、第4章で示した資質能力の段階区分を踏まえつつ、個々の能力の不足に応じてバランスよく能力の向上が図られるよう配慮し、育成していくことが効果的である。なお、第4章にも示したとおり、埋蔵文化財専門職員（Ⅰ種）の要件を満たさない職員を（図1-C）、離続的に埋蔵文化財行政に携わらせようとする場合、所属組織はその基礎知識の程度を確認したうえで、埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）の能力取得を目標とした資質能力向上を育成目標とするよう努める必要がある。

以下では埋蔵文化財専門職員の養成・確保及び育成の方法について述べるが、各地で行われている人材育成のための具体的な取組については資料3（43頁）で紹介している。それぞれの組織の実情に応じて参考し活用願いたい。

（2）考古学等に関する知識の蓄積

各地の取組事例 埋蔵文化財専門職員として、考古学等に関する知識は不可欠である。地方公共団体の中にはその向上のために、以下で示したような組織的取組を行っているところがある。

- ①発掘調査等の実施にあたり外部有識者等の指導・助言を受けやすい環境づくり
- ②有識者委員会等の指導を受けつつ、都道府県や他の市町村など複数組織が連携して行う悉皆調査の実施
- ③調査指導委員会等の指導・助言を受けつつ実施する史跡指定等を目的とした計画的な保存目的調査あるいは文化財保存活用地域計画や文化財保存活用大綱等の作成を目的とした他類型の文化財も含めた地域の文化財総合調査の実施
- ④地域研究の成果を踏まえた活用事業の実施
- ⑤埋蔵文化財専門職員を対象とした発掘調査やその評価に関する研修会の実施
- ⑥外部有識者等も含めた埋蔵文化財専門職員同士の意見・情報交換の場の設置

ここで示したように、外部有識者等との業務上の接点の確保や、調査研究の業務としての位置づけ、地方公共団体が主体的に行う発掘調査等の実施等が考古学等に関する知識の蓄積にとって重要である。当然ながら、これらの取組の中で埋蔵文化財専門職員自身が常に自己研鑽の意識をもつことは不可欠である。そのためには大学の社会人入学などを利用することも一つの方法であろう。

業務の工夫 また、考古学等の知識の蓄積はもちろんのこと、地域の埋蔵文化財の所在や範囲・内容に関する情報の蓄積も不可欠である。これらの情報は、業務に携わりつつ蓄積できる場合も多く、実務経験が個々の知識の向上にもつながるよう、所属組織が業務を工夫することも重要となる。

（3）発掘調査能力の取得

発掘調査技術の取得方法 新規学卒者の発掘調査経験が乏しい昨今の情勢からして、発掘調査能力の取得は採用後の育成プランの中核をなす。発掘調査に関する知識については、文化庁が取りまとめた『発掘調査のてびき』等から得ることができる。また、発掘調査方法に関する研修も、発掘調査の知識を蓄積し、他組織の埋蔵文化財専門職員との横の連携を形成する上で有効である。しかし、実践的な発掘調査能力の取得のためにには、十分な能力を有する埋蔵文化財専門職員等の指導を受けつつ、実地において一定期間の経験を積む必要がある。

そうした取組は一定数の埋蔵文化財専門職員を有する組織では比較的容易と考えられるが、指導にあたる埋蔵文化財専門職員を有さない組織では、次のような方法を探ることが考えられる。

- ①十分な知識・経験を有する埋蔵文化財専門職員の再任用による初任者の育成
- ②都道府県や公益法人等調査組織の発掘調査への参加
- ③都道府県や公益法人等調査組織との合同調査の実施

このうち、①③の方法を探る場合には、埋蔵文化財専門職員（I種）を有する組織が、外部有識者からなる委員会を組織し、保存目的調査等の主体的・計画的な発掘調査を実施する中で行うことにも有効である。加えて、他の組織が行う発掘調査現場や整理等作業の場に赴き、担当者と意見交換を行うことで実践的知識を得しようとする自己研鑽の意識は不可欠である。

都道府県等の役割 都道府県や公益法人等調査組織は、要請に応じて市町村が育成しようとする職員を自らの発掘調査に受け入れたり、そうした職員が行う発掘調査への支援、指導・助言等を行うことが望まれる。

（4）埋蔵文化財行政に関する基礎知識の取得

研修と実務経験の蓄積 文化財保護法第六章の内容・主旨、国がこれまで示してきた発掘調査の実施等に係る各種指針や報告等、埋蔵文化財行政に関する基礎知識は、行政目的調査に携わるのであれば、所属組織や職掌を問わず身につけておく必要がある。また、埋蔵文化財保護に係る国や各地の取組に関する情報を継続的に取得する必要がある。

これらの知識は、本庁で業務経験を積めば自然に身につくものとは限らず、正しい知識を以下に示した方法等により取得する必要がある。

- ①十分な知識・経験を有する職員の指導に基づく実務経験の蓄積
- ②都道府県等が行う国の担当者を講師とした研修の受講
- ③国が行う埋蔵文化財担当職員等講習会等の講習・研修の受講
- ④都道府県等が行う行政研修の受講
- ⑤②～④の内容に関する組織内での学習会等の実施

埋蔵文化財行政の基礎知識は、一度の研修のみで取得できるものではないので、常に关心をもちつつ、現状と課題の把握に努めることが重要である。ここに掲げた方法についても、個々人の資質能力に応じて複数を経験することが望まれる。

3. 埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）の資質能力の向上

（1）多様な業務に応じた育成

埋蔵文化財専門職員として必要な実践能力を取得した段階である。この段階においても、埋蔵文化財行政の多様な業務に対応できるよう、その資質能力を向上させるための取組を絶えず行う必要がある。したがって、実際には埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）の段階に到達して以降の方が、資質能力向上に努めなければならない期間が長い。

本報告の目的は、埋蔵文化財専門職員としての実践能力取得にいたる資質能力の段階区分の提示と、段階に応じた育成方法の体系化をつうじて、埋蔵文化財行政の適切な体制整備に資することにある。したがって、埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）以降の資質能力向上については、今回は育成上の目標や留意点を中心に述べる。

なお、先に第4章6でも述べたように、本来的には個々の埋蔵文化財専門職員が一律に埋蔵文化財行政に係る業務全般を実施できる資質能力を、高度なレベルで身に付けることが理想ではある。しかし、埋蔵文化財行政を担う体制は、組織の規模による違いが大きく、それにより求められる資質能力も異なる側面もある。したがって、基本的な実践能力を身につけた段階にある埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）の育成にあたっては、所属する組織や職掌に応じた業務に対応する能力を優先的に取得させるよう考慮する必要がある。そのため、以下では「把握・周知」「調整」といった主として高度な行政知識等が求められる分野、「保存」のための主として高度な発掘調査技術等が求められる分野、「活用」のための埋蔵文化財に関する高度な専門知識が求められる分野に分けて育成方法を記述した。

埋蔵文化財行政を担う組織としては、これらの分野にバランスよく対応できるような人材構成を整えるための体系的な人材育成プランの構築に努める必要がある。

（2）「把握・周知」「調整」に係る資質能力の向上

「把握・周知」「調整」業務で求められる主な能力としては、次に掲げる広汎かつ高度な知識・技術がある。

- 文化財保護関係法令並びにその運用に関する国等の指針等に関する知識
- 埋蔵文化財行政と関係が深い法令等に関する知識
- 埋蔵文化財に係る補助制度や予算に関する知識と担当経験
- 都道府県等が定めた埋蔵文化財の取扱いに関する諸基準等に関する知識
- 国や各地の埋蔵文化財保護（保存・活用）の動向に対する知識

- 正しい知識に基づく埋蔵文化財行政実務経験
 - 発掘調査を適切に行うための知識・技術
 - 遺跡の保存方法に係る適切な行政判断を行う能力
- このような能力を有する人材の育成には、次のような措置が有効である。
- ①国や地方公共団体が行う各種研修の受講
 - ②相当期間の本庁における埋蔵文化財行政の多様な業務経験
 - ③ジョブローテーションによる他分野の業務経験
 - ④国、都道府県、市町村間における人事交流

(3) 「保存」に係る資質能力の向上

「保存」に係る業務で求められる中心的な能力は、次に掲げるような高度な専門知識に裏付けられた発掘調査技術・知識である。

- 発掘調査に関する豊富な知識や技術等を有し、保存の在り方に応じて適時適切な方法を選択して発掘調査を適切に実施できる能力
 - 様々な分野の有識者に指導・助言を求めるなどの柔軟な対応ができる能力
 - 他者や他組織が行う発掘調査に対しても、適切な指導・助言ができる能力
- このような能力を有する人材の育成には、継続的に発掘調査経験を蓄積することに加え、次のような措置が有効である。
- ①奈文研の専門研修の受講等による最新知識・技術の取得
 - ②埋蔵文化財の地域性に関する研修等の受講
 - ③複数の視点による発掘調査成果の評価・検証
- これらの知識・技術は必ずしも定型化できるものではなく、むしろ常に高い問題意識をもって継続的に発掘調査を行うことが重要である。

(4) 「活用」に係る資質能力の向上

「活用」に係る業務で求められる中心的な能力には、次に掲げるようなものがある。

- 地域の文化財に対する幅広い専門的知識
 - 埋蔵文化財の価値を適切に把握し、地域の歴史に位置づける能力
 - 埋蔵文化財の価値を正しく伝えることができる能力
- このような能力を有する人材の育成には、一例として次のような措置が考えられる。
- ①文化庁が行う埋蔵文化財担当職員等講習会等の受講による各地の活用事業の内容の把握や実施方法等に関する知識・ノウハウの取得
 - ②他類型の文化財も含めた地域の文化財総合調査の実施や、地域の歴史文化の特徴を理解するための地域研究の実施
- 公立調査組織や公益法人等調査組織に在籍する、発掘調査を主たる業務とする発掘調査のエキスパートともいえる埋蔵文化財専門職員には、「活用」に係る業務においても、地域の埋蔵文化財に関する専門家としてその価値を地域住民に分かりやすく伝える役割等が期待される。

おわりに

—資質能力に応じた人材育成と適正な埋蔵文化財行政を担う体制の構築に向けて—

専門的な行政分野である埋蔵文化財行政を適切に推進するためには、埋蔵文化財専門職員の計画的な配置と育成が不可欠である。特に、文化財を総体として把握し、それを計画的に保存・活用へつなげていくという平成30年の文化財保護法改正の趣旨を実践するためには、地方公共団体はこれまで以上にこの点に留意し、国・都道府県・市町村とが一体となった体系的な人材育成プランの構築が不可欠である。

本報告のまとめとして、育成と適正な体制整備のために必要な事項を以下に示す。

○体制整備の考え方

地方公共団体は、「把握・周知」「活用」等開発の動向にさほど影響を受けず、域内の埋蔵文化財の量や内容等に応じて、ある程度、定量化できる業務へ対応する人数（長期的需要に対応するための人員）と、記録保存調査の実施など短・中期的に変動する業務に対応する人数（短・中期的需要に対応するための人員）とに業務内容を整理し、それぞれについて組織として必要な人数を確保すること。

○体制整備・人材育成のための連携

国・都道府県・市町村は、埋蔵文化財専門職員の資質能力が組織的な育成と自己研鑽によって絶えず向上が図られるという意識のもと、連携して資質能力の段階に応じた育成プランを策定し、人材育成及び体制整備を図ること。

○採用の在り方

地方公共団体は、埋蔵文化財専門職員の採用にあたって、大学等教育の現状を踏まえ、すでに一定の資質能力を取得している者のみを求めるのではなく、採用後の育成を視野に入れた方法を検討すること。また採用にあたっては、職掌を明確化した専門職採用試験を行い、その試験に専門知識を客観的に測る専門試験を組み込むよう努めること。

○育成の基本的な考え方

任命権者は、人材育成が単に研修等のみによって行われるべきものではなく、職場における学習的な風土づくりや、業務・人事の工夫が必要であることを踏まえ、各地の事例を参照した積極的な取組を進めること。

○資質能力の段階区分

地方公共団体は、埋蔵文化財専門職員の資質能力を、本報告で示した段階区分に基づいて基礎知識を取得した段階にある埋蔵文化財専門職員（Ⅰ種）と、基本的な実践能力を取得した段階にある埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）に区分して把握することで、自らの組織体制を客観的に把握し、体系的な人材育成プランの構築に活かすこと。

○資質能力に応じた育成

任命権者は、埋蔵文化財専門職員の知識や技術のレベルに採用条件や実務経験の機会、組織体制等の違いによる差異があることを踏まえ、特に埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）への育成は、個々の職員の能力に応じて行うよう心掛けること。また、埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）については、あくまで基本的な「実践能力」を備えた段階であるから、その後も長期

間にわたる継続的な資質能力の向上を図る必要があること。

○資質能力の段階を踏ました体制整備

地方公共団体は、自らの組織において埋蔵文化財専門職員の知識・技術の継承が可能となるよう、例えば埋蔵文化財専門職員（II種）の配置が途絶えることがないようにするなど、計画的な体制整備に努めること。

○都道府県による支援・助言

都道府県は、本報告で示した埋蔵文化財専門職員の資質能力の段階区分をもとに、市町村の体制に応じて必要な支援・助言等を行うとともに、国や市町村と連携してその段階に応じた育成の取組を行うこと。

○国による把握と施策の検討

国は、全国の埋蔵文化財専門職員の実態を把握し、その実情に応じた施策を引き続き検討すること。

本報告では主として、埋蔵文化財専門職員とはどのような知識・技術を有する者を指すのかを客観的に示す段階区分を設定し、埋蔵文化財専門職員（II種）に求められる基本的な能力の取得までを中心とした育成方法について示してきた。

しかし、埋蔵文化財専門職員個々人の資質能力はその生涯にわたって成長が可能であり、また埋蔵文化財専門職員に求められる役割は実に多様である。そのため、埋蔵文化財専門職員（II種）の要件取得後の育成については、考え方を示すに留めた。具体的な対応について示すことができなかつた要因の一つは、「埋蔵文化財専門職員に求められる基本的な能力」を取得した者に対する組織的な育成のための取組が、全国的にもまだ十分とはいがたいことにもよる。今後、本報告を受けてそれぞれの地方公共団体が人材育成のために工夫を凝らした取組を推進するとともに、国、都道府県、市町村、公益法人等調査組織という組織の枠を超えて、様々な組織が連携して体系的な人材育成のための取組を行うことが求められる。

埋蔵文化財専門職員の資質能力の段階区分に関する基準

埋蔵文化財専門職員（Ⅰ種）又は同（Ⅱ種）とする者は、以下のとおりとする。

埋蔵文化財専門職員（Ⅰ種）は、Aの項目の数値の合計が、3以上の者とする。

埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）は、数値の合計が、15以上の者とする。

項目	期間等	数値	備考
A. 考古学等に関する知識			
1 大学院において考古学等専攻を卒業した者、又は考古学等に関する卒業論文を執筆した者	—	2	
2 大学院において考古学等専攻を修了した者、又は考古学等に関する修士論文を執筆した者	—	1	Iに該当しない者は、数値を2とする。
3 考古学等に関する博士論文を執筆した者	—	2	
4 専門職採用試験により採用された者 このうち、専門試験により採用された者	—	3 2	専門職採用試験とは埋蔵文化財専門職員の採用を行うための試験を指し、専門試験とは専門的な問題及び実技等による採用試験を指す。1回のみ計上可能とする。
5 発掘作業経験	1回	0.5	延べ15日の経験を1回とする。5の数値の上限は、1とする。
6 査読論文執筆 論文その他	1篇	2 1	1~4の項目に該当しない者のみを対象とする。なお、論文その他には、全国規模の学会・研究会等での発表を含む。6の数値の上限は、2とする。
B. 発掘調査を行う技術・能力			
7 発掘作業及び整理等作業担当	1年	1	
8 発掘調査報告書作成・編集担当	1編	1	概要報告書・年報は含まない。
9 発掘作業及び整理等作業補助	1年	0.5	十分な経験を有する埋蔵文化財専門職員と一緒に発掘調査を実施した場合を指す。
10 奈良文化財研究所実施の文化財専門研修受講	1回	0.5	
11 都道府県や公益法人等調査組織との合同調査、又は都道府県や公益法人等調査組織の発掘調査への参加	1回	0.5	7~9の項目の経験を有さない者のみを対象とする。
C. 埋蔵文化財行政の知識・経験			
12 埋蔵文化財行政に係る研修受講	1回	0.5	必須。文化庁・都道府県等主催の関係会議・講習会等を含む。ただし、単なる事務連絡に係る会議は除く。
13 「把握・周知」業務担当	1年	1	分布調査、試掘・確認調査、遺跡地図作成等を含む。
14 「調整」業務担当	1年	1	試掘確認調査を含む。
15 史跡指定業務担当	1件	1	地方公共団体指定を含む。ただし、新規指定に限る。
16 史跡に係る保存活用計画作成担当	1件	1	文化財保存活用地域計画又は文化財保存活用大綱のうち埋蔵文化財に係る部分を担当した場合を含む。
D. 活用に関する経験			
17 活用に係る業務担当	1年	1	博物館及び調査組織等において、活用・広報業務に専従する担当を対象とする。
18 埋蔵文化財に係る展示企画担当	1件	1	

【運用に係る注意点】

- I種は、次の①又は②に該当する者とする。
①Aの4の項目に該当する者、②Aの1~3のいずれか及び5の項目に該当する者
- II種は、Aの項目のうち1~4、又は6いずれかの項目について、1以上を必須とする。
- II種は、Bの項目のうち7~9のいずれか、又は11を必須とする。
- II種は、Cの項目のうち12を必須とする。

【数値算出に係る注意点】

- 数値は、各項目の「期間等」×「数値」により算出した各項目の数値を合計して算出する。
- Aの項目のうち、1・2・4・5は正規職員等（注）採用以前の経験・期間等のみを計上する。
- Aの6及びB～Dの項目は、正規職員等（注）採用以後の経験・期間等のみを計上する。
- 「期間等」の「1年」は、会計年度1年度の間を通じ、職掌として当該業務を担当した場合を指す。
- B～Dの項目について、同一年度内に1年間通じて複数の項目に該当・担当した者は、そのすべての項目の数値の合計の当該年度の上限を1.5とする。

注 正規職員等とは、地方公務員法でいう一般職のうち任期の定めのない職員、法人が独自に採用した雇用期間の定めのない常勤職員、短時間勤務職員・日々雇用職員等を除く有期雇用職員を指す。

資料 1

大学における考古学教育の実態調査

大学における考古学教育の実態調査（平成 30 年度）

1. 調査の趣旨

今回の検討にあたっては、大学における考古学教育の実態を把握するため、考古学の専任教員が在籍する大学にアンケート調査を実施した（「大学における考古学教育の実態調査の実施について（依頼）」各大学考古学専任教員あて、平成 31 年 1 月 25 日付け事務連絡）。

2. 調査の対象と内容

調査対象：全国の考古学専任教員が在籍する 99 大学

回答数：63 大学

回答率：63.6%

回答項目：考古学の教育体制について、卒業論文及び進路について、
学生の発掘調査経験について、文化財保護行政に関する授業について、大学と行政の連携について、等

3. 結果

大学における考古学教育の多くは人文社会系の学科で行われている。考古学専攻の卒業・修了生は、ここ 3 年では微増傾向にあり、埋蔵文化財行政への就職率は学部卒業で 5~10%、大学院修了で 60~70% であり、平成 25 年ごろ以降同じ傾向が続いている。卒業にあたっては卒業論文を必修とする割合は 95% と高い。

考古学実習の実施状況についても、95% の実施率と高いが、内容別にみると発掘調査実習が約 70%、測量実習が約 85%、遺物実測が約 89% であり、1/3 の大学で発掘調査実習が行われていない。発掘調査実習がない大学では、地方公共団体等の行政発掘調査、他大学の発掘調査への参加によって経験を積む機会を設けている事例が見られる。

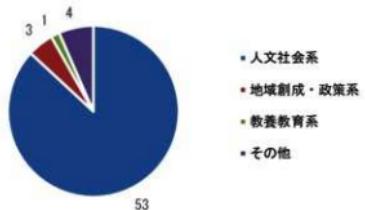
埋蔵文化財保護行政をはじめ文化財保護行政に関する授業については約 85% と高い割合で授業が実施されており、その開催頻度も毎年と回答した大学が多い。授業の内容も、法と制度、制度史と行政の課題、大学と行政の連携、まちづくりと文化財と、いずれの回答数も多く、バランスの良いテーマ選定が行われている実態が明らかとなった。

このほか本報告では、近年、採用試験に対して応募者が少ない理由に、学位多様化による考古学専攻の見えにくさが関与していると推測し意見を募った。これに対しては、基本的に成績証明書や考古学の卒業論文によって認定可能だが、科目名から履修認定が難しい大学では、シラバス認定を行う考古調査士資格認定機構への加盟によってこれに代える傾向がある。

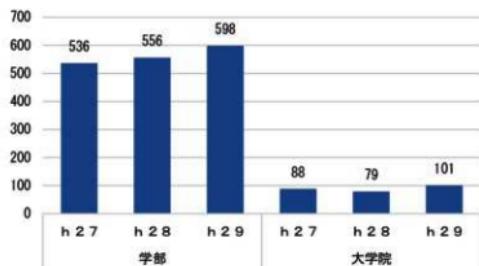
考古学専攻生が埋蔵文化財行政を志すためには、大学と行政の連携が不可欠である。この点の自由意見では、大学と行政が各種連携協定を結び、発掘調査のインターンシップや活用事業を大学生に経験させ、行政の業務実態やその魅力を伝えることが有効とする回答が多い。また、大学の授業に行政担当者を招き文化財行政の授業を行う形式、大学生向けの埋蔵文化財行政説明会を行う要望も多く認められる。

1. 考古学の教育体制について

○考古学の専任教員が所属する学科の位置づけ (n=62)

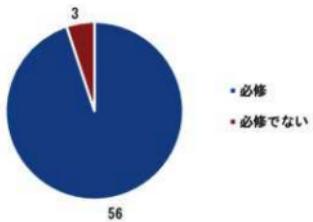


○考古学専攻の卒業・修了生数 (n=58)



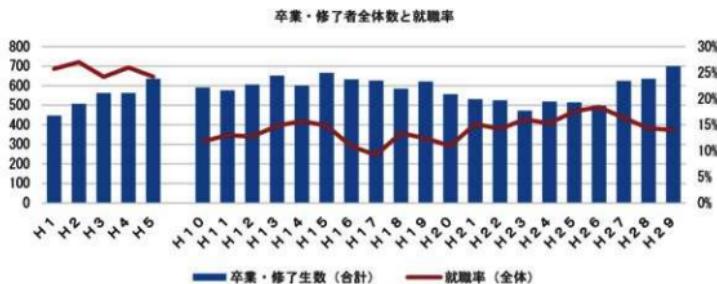
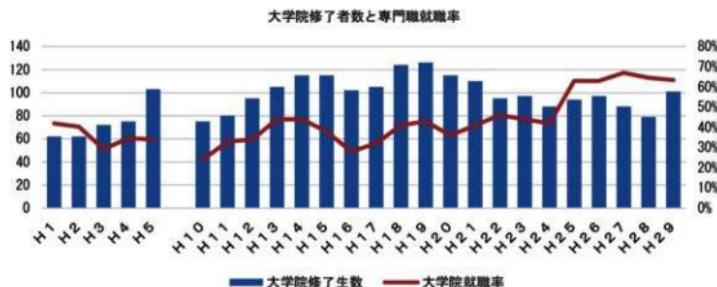
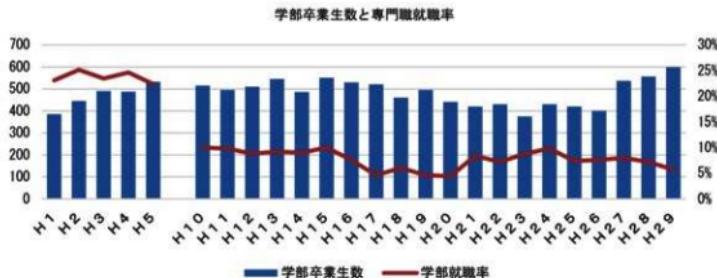
2. 卒業論文及び進路について

○卒業論文は必修か（n=59）



【アンケートに基づく分析】

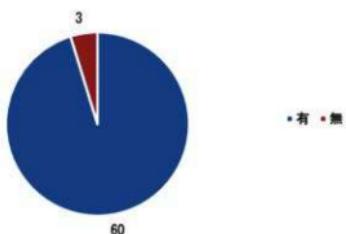
○考古学専攻卒業・修了生の埋蔵文化財行政への就職率



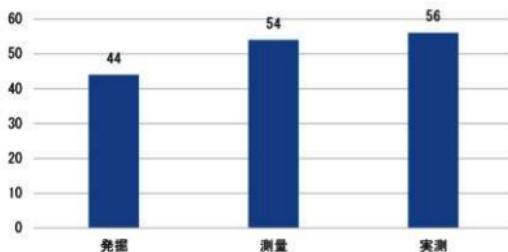
※平成 1～5 年（文化庁）、平成 10～26 年（日本考古学協会）、平成 27～29 年（文化庁、今回）については回答数が異なるため、総数の取扱いは注意が必要。就職率は参照可能。

3. 学生の発掘調査経験について

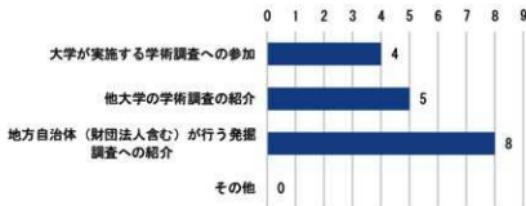
○考古学実習の有無 (n=63)



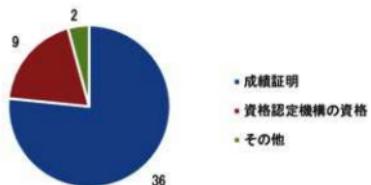
○考古学実習の内容 (複数回答)



○発掘実習がない場合の学生の発掘経験をどのように担保するか (複数回答)



4. 大学における考古学専攻の履修の示し方



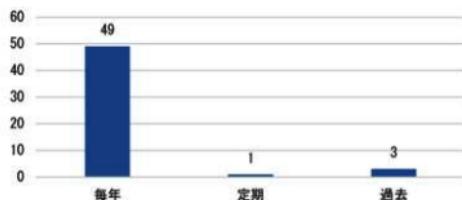
※自由回答を類型化。無回答、趣旨と異なる意見を除く。

5. 文化財保護行政に関する授業について

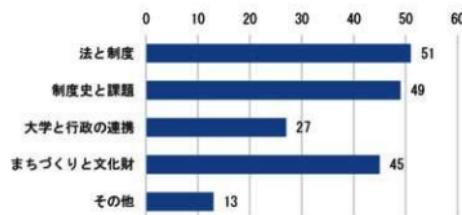
○文化財保護行政に関する授業の有無 (n=63)



○文化財保護行政に関する授業実施の頻度 (n=54)



○授業の内容 (複数回答)



6. 大学と行政の連携について（主な意見）

○大学・行政間で連携協定を結ぶなど、組織的・積極的な連携が必要

（協力内容の例）

- ・行政が発掘調査実習（保存目的）の場を提供、大学は学生による発掘作業の協力
- ・大学が学生の実習の一環として行政調査の測量・地下探査等を支援
- ・行政が大学生向け文化財行政の講義を実施
- ・公共施設での学生による企画展示の実施、学生による行政主催の企画展の解説ボランティアの実施
- ・大学は地域の文化財の調査研究、行政は調査支援と成果の活用を行うなど、包括的な連携協定の締結

○大学と行政が連携して、大学生向け埋蔵文化財行政の説明会を実施する必要

（効果）

- ・埋蔵文化財行政の意義や魅力を伝える
- ・埋蔵文化財行政の具体的な業務内容を伝える
- ・大学と行政の情報交換の場となる

○その他の意見

- ・大学において十分な発掘調査経験を積むことは難しく、採用試験でもこのことに配慮してほしい
- ・考古学教員が埋蔵文化財行政に関わる機会が少なくなつており、行政との関係は希薄化しつつある
- ・大学と行政の連携には常に費用面での課題がある

資料 2

埋蔵文化財専門職員の採用試験に係る実態調査

埋蔵文化財専門職員の採用試験に係る実態調査（令和元年度）

1. 調査の趣旨

埋蔵文化財専門職員の資質能力に応じた体系的な人材育成プランの在り方を検討し、埋蔵文化財行政への適切な人員配置の促進に資する制度設計の参考とするために、埋蔵文化財専門職員の採用試験に関する実態調査を実施した（「埋蔵文化財専門職員の採用試験に関する実態調査の実施について（依頼）」平成31年4月1日付け 関係都道府県教育委員会埋蔵文化財行政担当者あて事務連絡）。

2. 調査の対象と内容

調査対象：過去3年間（平成28～30年度）に埋蔵文化財専門職員の公募を行った、全国の地方公共団体及び地方公共団体の外郭団体として設立された発掘調査の実施を目的とする法人
回答数：464団体
回答項目：採用試験の実施状況について、受験資格について、採用試験について、合格者について、等

3. 結果

近年の埋蔵文化財専門職員の採用試験は、受験者数、合格者数とともに微増傾向にあり、受験倍率は正規職員が6倍、有期職員が2倍以下程度の倍率で推移している。採用動機で最も多いのは欠員補充で、開発対応のための増員がこれに次ぐが、このほかには史跡等整備・活用の事業量増大や他類型を含む文化財関係業務の拡大・推進など、開発以外の業務増に対応するためなどの動機が注目される。採用試験の周知方法は採用を行う当該部署のホームページ、及び大学等への周知が中心である。

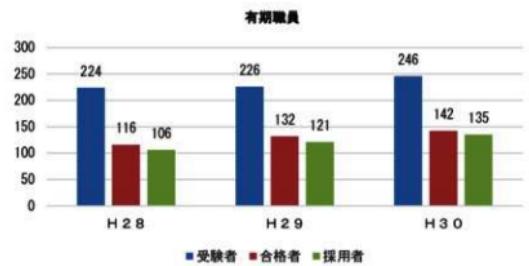
受験資格については、30歳代までないし40歳代までの年齢制限によることが多いが、有期職員ではこうした制限がないことが多い。その他の受験資格には、考古学専攻及び学芸員資格を求める事例が最も多く、発掘調査の実務経験やそれを測る指標として学芸員資格を重視する地方公共団体等も多い。学芸員資格と発掘調査経験を結び付けるという傾向がある。一方、民間資格を要件とする事例はほぼ認められない。考古学専攻を条件としない理由は他職種との同一試験のためである場合が多い。発掘調査経験や報告書執筆経験を受験資格とする事例が4割程度見られ、経験年数は1～2年、報告書1冊以上を要件とする事例が多い。回答全体の分析結果では、実務経験の要件が高いほど、応募者数が少なくなる傾向が明瞭である。

採用試験については、専門職採用試験が7割以上を占めるが、試験内容は一般教養及び面接による人物評価を重視するよう配慮する傾向が認められ、専門試験（論述重視）は実施率が低い。この傾向は小規模組織ほど顕著である。専門試験作成についても、他機関等からの協力を得ずに作成していることが多い実態が明らかとなった。なお、採点比率については非公開のことが多いため、傾向を読み取るのは難しい。

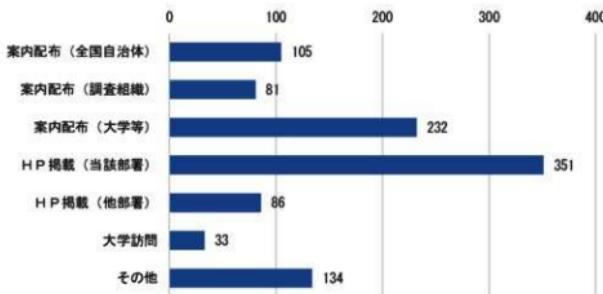
合格者の実態をみると、考古学専攻の卒業生・修了生、学芸員資格保有者が多いことは上記結果と整合的だが、その半数以上に行政発掘調査経験や報告書執筆経験、埋蔵文化財行政に係る知識があることは、半数以上が新規卒業者ではなく他機関を経てから就職している事例が多いこととの関係がうかがわれる。自由意見では、採用試験について応募者が少ないことを最大の課題とする意見が多く見られた。

①採用試験の実施状況について

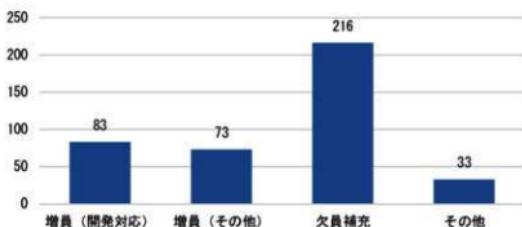
1. 過去3年間の採用試験受験者数と合格者数



2. 採用試験の周知方法（複数回答、n=460）



3. 採用動機 (n=405)



※増員 (その他) の主な理由

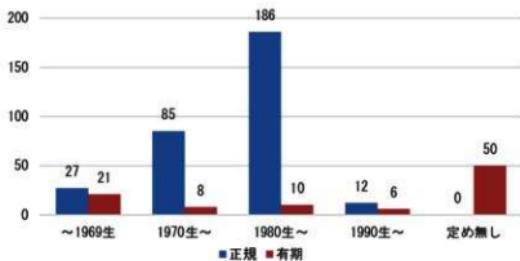
- ・専門職員が不足していたため
- ・史跡等整備・活用の事業量増大
- ・他類型を含む文化財関係業務の拡大・推進のため
- ・開発以外の業務増に対応するため
- ・将来的な専門職員の配置計画、世代交代、次世代継承
- ・中核市移行のため

※その他の理由

- ・将来的な欠員を見越した採用計画による
- ・緊急調査を行うため、またその増加が見込まれるため
- ・専門性を確保するため／埋蔵文化財行政への新規人員配置のため

②受験資格について

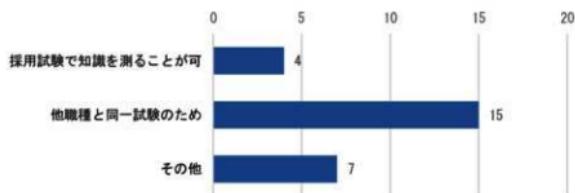
1. 年齢条件 (n=405)



2. 受験資格（複数回答、n=460）



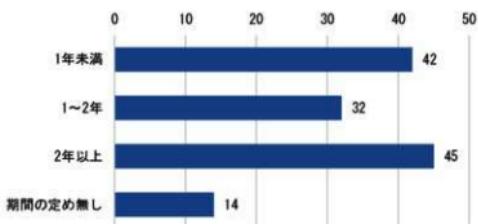
3. 考古学専攻の卒業・修了を受験資格としない理由（複数回答）



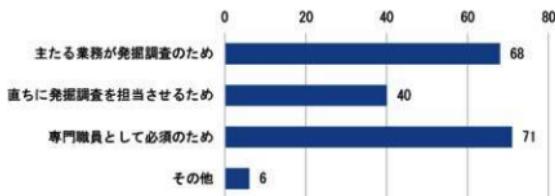
※その他の例

- ・広く人材を募るため
- ・調査の補助的業務にとどまるため
- ・即戦力を求めたため経験を重視したため

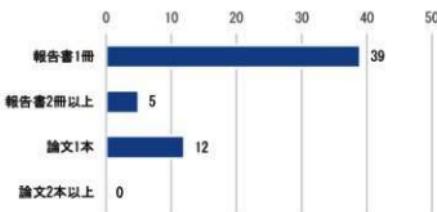
4. (1) 受験資格における発掘調査経験年数は（n=133）



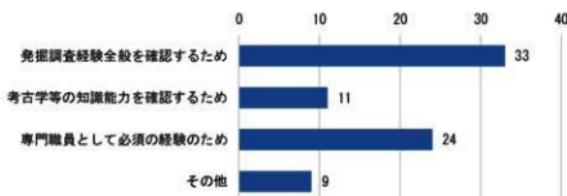
4. (2) 発掘調査経験を受験要件とした理由は (n=185)



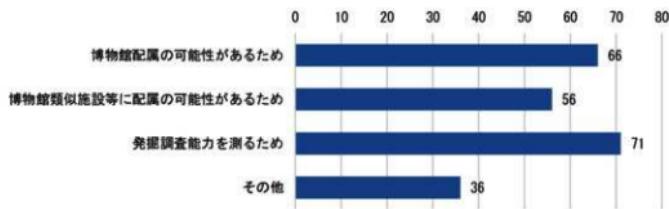
5. (1) 報告書・論文の執筆経験は (n=56)



5. (2) 执筆経験を受験要件とした理由は (n=77)



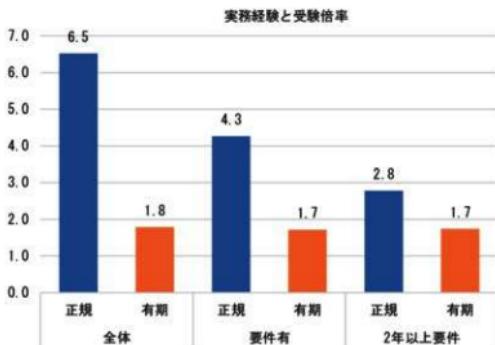
6. 学芸員資格を受験要件とした理由は (n=229)



【アンケートに基づく分析①】

- ◆ 実務経験（発掘調査・報告書等）と受験者数の相関
 (受験要件に実務経験を含む事例：143／464自治体)

全体	受験者	合格者	採用者	倍率
正規	3925	602	519	6.5
有期	696	390	362	1.8
要件有	受験者	合格者	採用者	倍率
正規	418	98	95	4.3
有期	132	77	72	1.7
2年以上要件	受験者	合格者	採用者	倍率
正規	86	31	30	2.8
有期	40	23	21	1.7



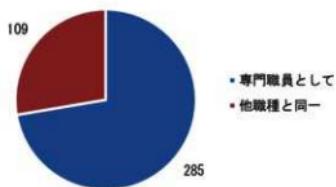
- ◆ 要件有無の地域差

(受験要件に実務経験を含む事例：143／464自治体)

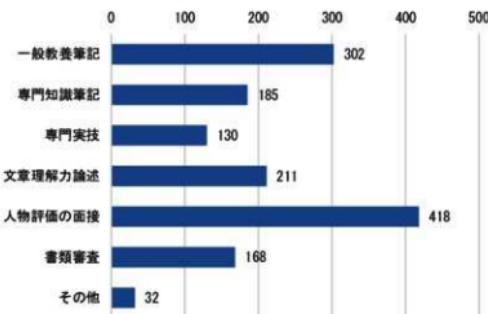
	①要件有	②2年以上	回答数	①%	②%
北海道・東北	28	11	75	37.3	14.7
関東	39	18	108	36.1	16.7
北陸・中部	16	1	60	26.7	1.7
近畿	31	6	79	39.2	7.6
中四国	11	7	42	26.2	16.7
九州	15	6	100	15.0	6.0
(合計)	28	11	75	37.3	14.7

③採用試験について

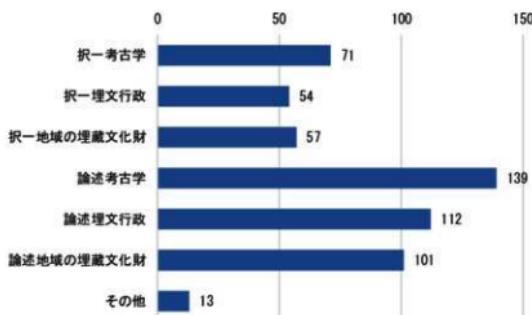
1. 埋蔵文化財に係る業務を実施する職員の採用試験は（n=394）



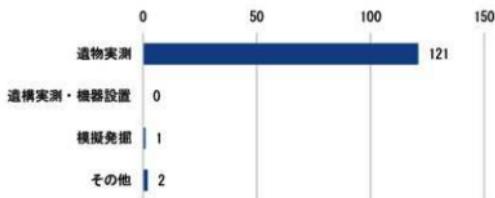
2. 採用試験の内容について（複数回答）



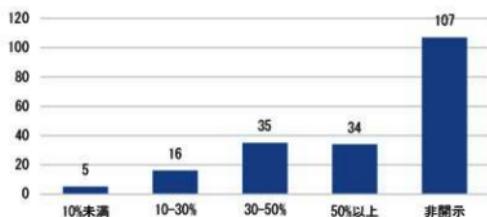
3. 採用試験における専門試験の内容について（複数回答）



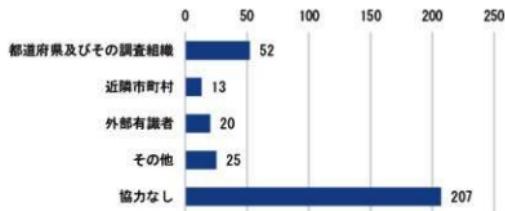
4. 採用試験における実技試験の内容について（複数回答）



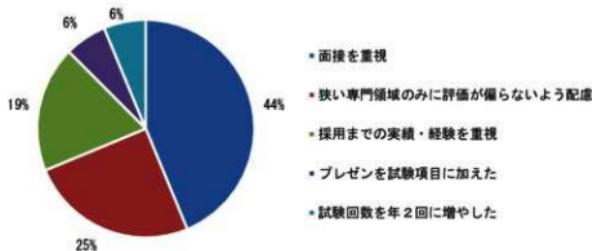
5. 採用試験における専門試験と実技試験の合計の配点比率（n=197、未回答多数）



6. 専門試験問題の作成等、採用にあたり協力を得ている機関・有識者（複数回答）

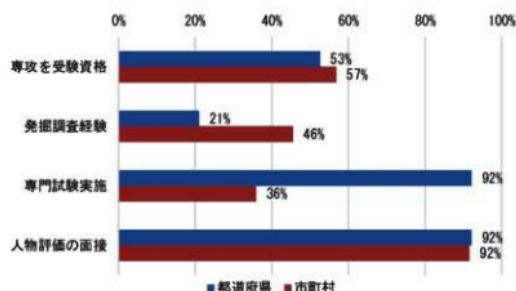


7. 採用試験における工夫（n=44）

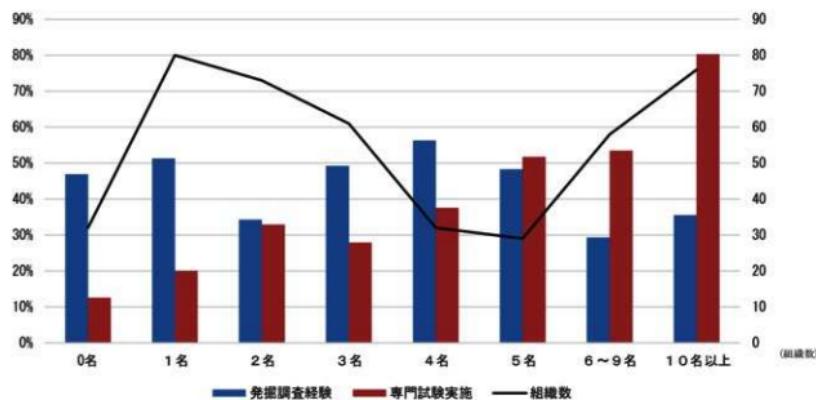


【アンケートに基づく分析②】

◆受験資格と採用試験内容の関係 (n=464)



◆専門職員数 (H30.5) 別の採用の在り方について (n=464)

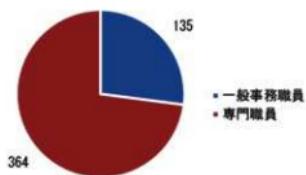


※下段の人数は、採用試験を実施した時点での組織における専門職員数を表し、各組織数を折れ線グラフで示す（右側の軸に対応）

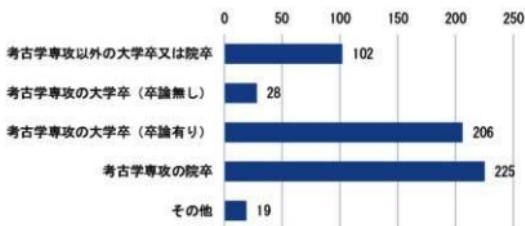
※棒グラフは採用において発振調査経験を求める比率、専門試験を実施している比率を示す（左側の軸に対応）

④合格者について

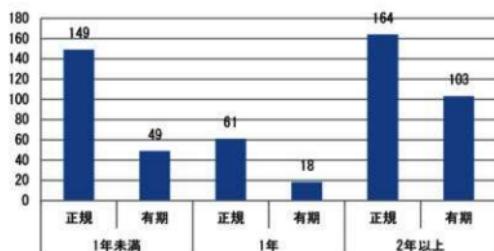
1. 採用区分 (n=499)



2. 最終学歴 (n=580)

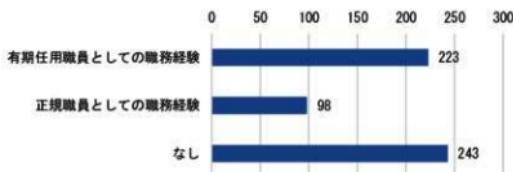


3. 行政目的の発掘調査経験 (n=544)

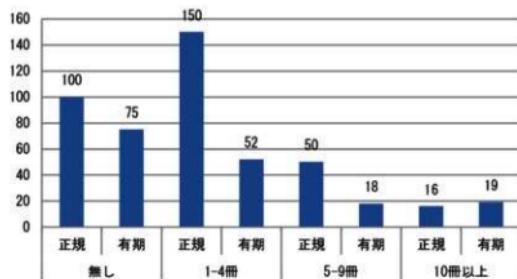


※1年未満には経験なしを含む。半数以上に行政発掘経験あり、有期の方が顕著

4. 他の発掘調査組織等での経験 (n=564)



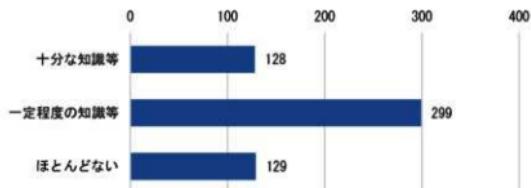
5. 発掘調査報告書の執筆経験 (n=480)



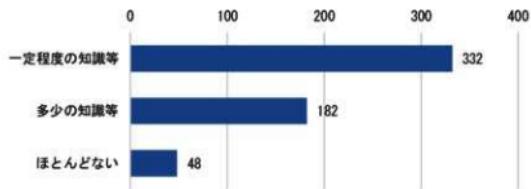
6. 有している資格 (複数回答)



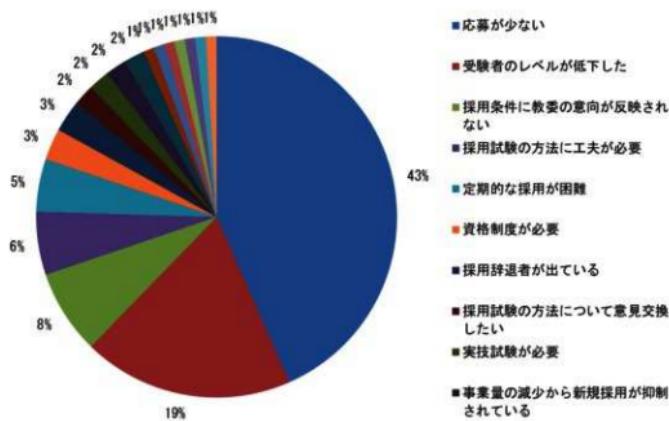
7. 埋蔵文化財行政に係る知識等 (n=556)



8. 埋蔵文化財の地域性や時代・種類に関する知識・技術 (n=562)



⑤近年の採用試験と合格者について（自由回答に基づき類型化）



資料 3

人材育成の取組事例

発掘調査技術・専門知識の向上の取組

埋蔵文化財担当職員研修事業

北海道立埋蔵文化財センター
(指定管理者 (公財) 北海道埋蔵文化財センター)

1. 事業目的

北海道内市町村教育委員会埋蔵文化財専門職員等の専門知識の向上等

2. 実施体制

主体：北海道立埋蔵文化財センター指定管理者 (公財) 北海道埋蔵文化財センター
講師：文化庁・奈良文化財研究所・北海道教育委員会・市町村教育委員会・(公財) 北海道埋蔵文化財センター職員等

3. 実施にいたる背景

北海道立埋蔵文化財センターは、平成 11 年に北海道教育委員会が、「埋蔵文化財の調査研究及び保存を行うとともに、その活用を図り、埋蔵文化財に対する認識を深めるため」に設置。管理運営は、(公財) 北海道埋蔵文化財センターが、平成 11 年 4 月～平成 18 年 3 月は北海道教育委員会からの委託で、平成 18 年 4 月～現在（令和 4 年 3 月予定）まで指定管理者として実施。

【研修構成の推移】

- ・平成 12～15 年度は年 2 回実施したが、市町村における旅費の確保の困難さと奈文研の研修内容との差別化などの課題が指摘され、年 1 回の実施と内容の検討を行う。
- ・平成 16～21 年度は、それ以前の「土器分類の実際 1（早期）～4（後期）」を受け、「土器分類の実際 5（晚期）～10（補遺）」をテーマに年 1 回実施。
- ・平成 22～27 年度は、年 2 回実施。1 回目は「現地研修」または「出前研修」として、地域の話題をテーマに北海道内市町村で実施。2 回目は 12 月にセンター本部で、関連分野や遺物等をテーマに実施。
- ・平成 28～令和元年度は、1 回目は「出前研修」として、地域の文化財をテーマに北海道内市町村で実施。2 回目は 12 月にセンター本部で、埋蔵文化財調査や保護行政の現状と最新の話題（調査や資料のデジタル化、3D 計測等）をテーマに実施。

4. 最近 3 年間の研修内容

年間 2 回実施

1 回目：9 月頃に北海道内市町村で、地域の話題などを取り上げた出前研修を実施。

2 回目：12月初旬に、センター本部で、埋蔵文化財保護行政の現状や近年の話題をテーマに実施。

【平成 29 年度】

①「地域の文化財－道南を対象に」(8 月 31 日森町公民館) (20 名)

研修 1 「北海道の歴史と道南の文化財」、研修 2 「津軽海峡遺跡群の調査成果から」、研修 3 「近年の函館市内の調査成果から」、研修 4 「寒冷地における石材保存研究について」

②「埋蔵文化財調査のデジタル資料に関する諸問題」(12 月 9 日センター) (40 名)

研修 1 「埋蔵文化財保護行政の現状と課題」「埋蔵文化財発掘調査のデジタル資料に関わる指針解説」、研修 2 「全国遺跡報告総覧解説」、研修 3 「ワークショップ：全国遺跡報告総覧操作研修」

【平成 30 年度】

①「地域の文化財一日高地域を対象に」（12月6日センター）（48名）

※新ひだか町で実施の予定だったが、「北海道胆振東部地震」発災のため日程と場所を変更。

研修1 「北海道の歴史と日高の文化財」、研修2 「シベチャリ川流域のチャシ跡群の保存と活用」、研修3 「日高山脈の変成岩研究の動向」、研修4 「平取町額平川採取の『アオトラ石』研究の現状」、研修5 「沙留山道の調査と指定の取組」、研修5 「様似山道の調査と指定の取組」

②「埋蔵文化財調査の現状と最新技術などについて」（12月7日センター）（64名）

研修1 「埋蔵文化保護行政の現状と課題」、研修2 「3D計測の基本と実例」、研修3 「ワークショップ：3D計測の実際」

【令和元年度】

①「考古資料展示の実際」（9月12日まで歴史文化ミュージアム）（15名）

研修1 「海外・道外博物館の展示から」、研修2 「ピリカ旧石器文化館のリニューアルの実例」、研修3 「さて歴史文化ミュージアム建設の実例」、研修4 「北海道胆振東部地震の文化財に関する被害と復旧の現状（厚真町）」、研修5 「施設見学：さて歴史文化ミュージアム」

②「埋蔵文化財調査の現状と最新技術などについてⅡ」（12月13日センター）（51名）

研修1 「埋蔵文化保護行政の現状と課題」、研修2 「3D計測の基本と実例（遺物）」、研修3 「ワークショップ：3D計測の実際（遺物）」

5. 効果

当初は発掘調査や報告書作成等の業務に従事する担当者から、実際の遺物（特に土器）に関する研修の要望が多く、そのニーズに対応した。近年は調査が減少傾向にあり、要望の多い保護法の改正や各種制度の詳細、埋蔵文化財に関する普及活用事例、さらに最新技術（特にデジタル技術等）をテーマに実施。北海道内市町村にとって、本州方面への出張は旅費確保を含めてハードルが高いが、近隣市町村及び札幌周辺であれば比較的対応が可能。12月の研修は時期的に恒例化しているので、予算が確保し易いとのこと。また、研修で学んだ文化庁の取組とのマッチングが実現し、水中遺跡調査を進めた事例もある。

6. 課題

研修の日程が半日ないし 1 日であるので、内容に関して十分な理解と習得ができるかが課題であるが、取組みのきっかけ作りになれば良いとの考え方から、当面は現状の日程・内容で実施の予定である。



令和元年 12月研修 1（文化庁藤井調査官）



令和元年 12月研修 3（奈文研金田研究室長）

市町村文化財担当者研修

山形県教育委員会

1. 事業目的

市町村文化財担当者の埋蔵文化財に関する知識を深めると共に、発掘調査技術の向上を図ることを目的としている。

2. 実施体制

主体：山形県教育委員会

協力：文化庁、(公財) 山形県埋蔵文化財センター、市町村教育委員会

3. 実施に至る背景

山形県は35市町村であるが、埋蔵文化財専門職員を配置するのは約1/3の市町村である。市町村文化財担当者への埋蔵文化財保護行政に係る説明は、県内4地区で毎年開催していた市町村担当者会議だけであり、説明時間も15分程度に限られていた。県内全体の埋蔵文化財保護行政に係る理解は深まらず、研修等の必要性を感じていた。そのような中、平成22年度に文化庁調査官による「発掘調査のてびき」説明会を開催したところ大好評であり、市町村・埋文センターからの要望もあり、研修の必要性が高まったことから、平成23年度より本研修を開始した。

4. 実施方法と内容

埋蔵文化財専門職員に限らず、市町村の文化財担当職員を対象に、年2回、各1日で開催している。研修内容によっては、埋文センター職員も参加し、20～40名の参加がある。本県は面積が広いため各市町村からの移動時間を考慮し、開催地によらず、開始時間は午前10時、終了時間は午後3時としている。

研修内容は、前年度のアンケート結果や市町村・埋文センターの取組みを基に検討している。異動による新任職員が毎年一定数いることから、1回目の屋内研修では、必ず「埋蔵文化財の保護と文化財保護法に係る事務手続き」について講義を行っている。特に、文化財保護法と踏査・試掘調査等を含めた開発事業との調整方法について説明し、市町村が調整にあたりいつでも県教委に相談できる環境づくりに努めている。令和元年度は、「文化庁調査官による講義「埋蔵文化財保護行政の現状と課題について」・「埋蔵文化財保護制度と運用について」を行った。屋内研修から2回目の屋外研修までは、あまり期間をおかずして実施し、屋内研修の理解が深まるようにしている。

その他、これまでに実施した研修内容は下記のとおりである。

○1回目（5月頃）：屋内研修

整理作業（洗浄・注記・接合・拓本・実測・写真撮影）の実践、縄文土器の編年、報告書の作成方法と印刷仕様、描写ソフトを使用した実測図トレース、遺構・遺物の写真解析による図化、報告書の活用（遺跡リポジトリ・全国遺跡報告総覧）、市町村職員や被災地への派遣職員による事例報告（遺跡地図の作成、史跡指定を目指した取組み、災害復興支援に係る取組み）など。

○2回目（6月頃）：屋外研修

埋文センターの発掘現場を会場に、発掘現場の見学、試掘調査・発掘調査の方法、土層観察、遺構検出作業、断面図・平面図作成、写真撮影など。県教委による踏査地において踏査の方法・実践など。

5. 効果と課題

参加者の半数以上が専門職員ではないことから、研修テーマは基礎的なものが多くなるが、文化財保護法や開発との調整方法については、専門の有無に関わらず研修の継続を希望する声が多い。専門職員を配置しない市町村においても、埋蔵文化財に係る業務が発生することや対応の必要性が理解され、県教委への問合せや踏査・試掘調査の支援依頼が増加した。市町村間で開発に係る対応の差が小さくなった事は、本研修の効果と考えている。

一方、専門職員の知識・技術向上を目的とした研修の持ち方は課題となっている。内容としては、遺物（縄文土器・石器・陶磁器等）や最新の測量技術、写真撮影に関する希望が多く、平成29年度には、一般研修とグループを分けた専門研修（縄文土器の編年、描写ソフトを使用した実測図トレース）を初めて実施した。専門職員間でも習熟度が異なるため、アンケート結果も、満足するもの、更に進んだ内容を求めるものと様々であった。

近年は、複数の市町において専門職員退職等に伴う新規採用が実施されている。新規採用職員や発掘調査経験の少ない専門職員の育成については、本研修のあり方と併せて検討をしていかたい。

本研修とは異なるが、平成25年度に天童市からの要望を受けて、埋文センター・県教委の発掘現場に職員を受入れた事例がある。研修場所は、埋文センターが記録保存調査を実施する道出遺跡（村山市）とし、発掘現場の開始から終了まで、一連の作業を経験できるよう、作業工程に合わせて市が研修日時を調整した。一時期は研修場所を県教委が保存目的調査を実施する駒籠柄跡（大石田町）に移し、記録保存調査との違いについて実際の作業を通して研修した。この経験は、その後の試掘調査や、市道建設に係る記録保存調査の調整・実施等に活かされることとなった。専門知識の向上や発掘調査技術の育成を目的とした研修としては有効な方法のひとつと考えており、今後も市町村から要望があれば、埋文センターの協力を得ながら研修受入れについて検討していきたい。



室内研修：描写ソフトを使用した実測図トレース



野外研修：写真撮影

埋蔵文化財専門講座

群馬県教育委員会

1. 事業目的

市町村の埋蔵文化財保護行政に必要な知識と専門技術の習得

2. 実施に至る背景

昭和 50 年代以降、県内市町村に埋蔵文化財専門職員が配置されるようになったことから、その基礎的な知識・技能の習得と資質向上を目的として昭和 56 年から開始。当初は主に経験年数の浅い専門職員を対象に、3 カ年延べ 30 日間で修了するシステムを探っていた。平成 19 年の段階で見直しを行い、1 年で完結する内容として 6 日間の研修に変更。内容も、中堅職員を対象としたリカレント講座や、一般職員も対象とする文化財保護法や補助金事務等の講座を取り入れた。

3. 実施体制と対象

群馬県教育委員会（主管：文化財保護課）が主催し、公益財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団（以下事業団）に委託して実施。対象は市町村の埋蔵文化財担当職員とする（直近 3 カ年の参加人数 平成 29 年度：23 名、平成 30 年度：29 名、令和元年度：30 名）。

4. 実施方法と内容

事業団が研修計画を立案し、県教育委員会文化財保護課と協議して内容を決定。事業団や文化財保護課の専門職員を講師とし、群馬県埋蔵文化財調査センターと事業団の発掘調査現場で実施。

6 日間の期間中、発掘調査実習を 2 日間行う。実際の発掘調査現場において、遺構調査の手順や掘削方法、埋土の分層方法、記録作成の方法等を実地で研修。調査進路の特性に応じて、火山灰下の遺構調査や脆弱遺物の取り上げ方法、ドローンを使用した遺構撮影等の研修を実施したことがある。また、発掘調査のマネジメントや安全管理に関する講座や、外部講師による最新の調査や分析方法を紹介する特別講座もあわせて実施している。

5. 効果

基礎的な知識・技能を学ぶほか、調査・研究及び埋蔵文化財保護行政に関わる最新の情報を得ることができる。また、事業団や他の市町村職員とのつながりができることによって指導や相談を求めることが容易になり、職員の孤立を防ぐ効果も期待される。

6. 課題

専門職員が少ない市町村では長期間の研修への参加が困難な場合も多く、研修期間の延長は難しい。現行の研修期間では必要最低限の内容にとどまっており、短期間でより効果的な研修となるよう検討する必要がある。また、専門職員不在の町村からは一般職員を専門職員へと養成する研修の要望があるが、相当長期間にわたる研修が必要であり、発掘調査に関する知識や経験を一定程度有する職員を対象としている現行の研修制度では、対応は不可能である。



ドローンによる写真撮影



火山灰下の造構確認

近隣市協議会による人材育成・研修事例

千葉県北西部地区文化財行政担当者連絡協議会

(我孫子市・市川市・浦安市・柏市・鎌ヶ谷市・流山市・習志野市・野田市・船橋市・松戸市・八千代市)

1. 事業目的

千葉県北西部の11市で構成する「千葉県北西部地区文化財行政担当者連絡協議会」は、平成5年に「会員相互の親和と連絡提携を強化し、情報の交換や研修等を行い、もって文化財保護行政の推進に資すること」を目的に設立され、単なる互いの情報交換の場に留まらない積極的な活動を行っている。

2. 実施方法

研修会については、協議会設立当初から輪番制の会長市が主催する形で年1回開催し専門職員としての資質の向上に資するものとなっている。全国の市町村同様に構成市の専門職員の大部分は考古学を専攻してきた者であるが、市町村の専門職員として採用されれば、扱う文化財は埋蔵文化財に限らない。そのため、研修会のテーマは発掘調査の手法や最新技術のみならず、各種文化財についても取り上げている。

3. 実施内容と効果

文化財保護政策のあり方について、平成7年度から第一分科会を設置して各市の開発と発掘調査の状況、資金や重機単価、各種文化財への補助金などの情報を共有するとともに、文化財保護政策を取り巻く課題を検討し、過去には構成市の意見を取りまとめて県への提言や、県の検討会等において意見も提示している。

また、普及活用についても、平成11年度から第二分科会を設置し、隔年で文化財発表会を開催している。この発表会はもちろん市民に埋蔵文化財に限らない各種文化財の魅力を発信するものであるが、近年の世代交代により新規専門職員が採用されるにしたがって、経験の少ない若手職員の専門性を高める場、市民向けに分かりやすく伝える経験の場となっている。

なお、この研修会の他にも、平成26年度から建造物に特化した勉強会を開催している。前述のとおり各種文化財を取り扱う市町村専門職員としては、建造物の保存・管理に関する各種委託業務を発注する機会もあり、その際には検査職員の役割を担うことが多いことから、基礎的な知識・実測の手法・図面の見方などを理解したいとの声が上がったことによるものである。
(文責 柏市教育委員会 吉田敬)



H26 研修会「旧吉田氏庭園と戸定邸庭園の復元・管理」
(講師: 藤井英二郎氏: 千葉大学名誉教授)



R01 第11回千葉県北西部地区文化財発表会
「海と生きる～自然の恵みと人の知恵～」

自治体の連携による研修事例

東京都市社会教育課長会文化財部会「埋蔵文化財担当者連絡会」

(八王子市・立川市・武藏野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狹山市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武藏村山市・多摩市・稲城市・羽村市・あきるの市・西東京市)

1. 実施目的と対象

東京都市社会教育課長会に加盟する自治体 26 市の埋蔵文化財担当者が一同に会し、情報交換、研修、学習、諸課題調査・研究、連携事業調査・研究などを継続して行うことで、埋蔵文化財保護行政の適切かつ円滑な遂行と地域における埋蔵文化財の魅力発信を目指す。

2. 實施に至る背景

地方分権以後、基礎自治体である各市の文化財担当部局には、文化財保護行政への主体的な取り組みとともに、あらゆる分野における自治体間の連携が一段と求められてきた。それらをなしうる基盤は、研鑽による担当者の資質、技能の向上と担当者間の日常的な連絡、協議などにあるが、研修、学習や情報交換、相互交流などの機会は必ずしも十分ではなかった。

とりわけ、埋蔵文化財保護事務に関しては、窓口等における円滑かつ的確な指導助言を行い、試掘・確認調査などの適正な措置を施す必要がある。しかし、担当者の世代交代や採用による担当者の年齢層の不均衡などにより、これまで蓄積された知識や情報の継承が困難となることが予測されたこと、実際に、担当者の複数配置がなされていない自治体では、日常業務における疑問点の相談、問題解決に苦慮する状況が生まれていること、これまで主にそれぞれの自治体内での経験により積み上げられ、運用してきた埋蔵文化財に関する対応の自治体間の差異が指摘されてきたことなど、様々な課題が明らかになってきた。このことなどを受け、担当者間での情報、問題点の共有とその解決、職員間の連携強化、自治体間の連携による調査・研究を主たる目的として、平成 23 年 4 月に「埋蔵文化財担当者連絡会」が東京都市社会教育課長会文化財部会内に設置された。このことから、連絡会の運営、参加は職務の一環として位置づけることができ、同年 8 月、国分寺市を会場に第 1 回の連絡会が開催され、今日に至っている。

3. 實施方法と内容

東京都市社会教育課長会に加盟する自治体の中で、埋蔵文化財を主たる業務とする職員が参加し、原則、年に 2 回連絡会を開催している。オブザーバーとして国や都、あるいは加盟自治体以外の職員が参加することもある。また、平成 26 年度からは、地域の埋蔵文化財の魅力を一般市民へ発信するための報告会等を年に 1 回開催している。

連絡会の運営は各市が持ち回りで幹事市となって行っており、報告会等に関しては幹事市単独で開催する場合とその近隣市等、複数市で連携して行う場合がある。

内容としては、例会は課題学習と情報交換を柱とする。情報交換としては、事前アンケートを実施することで各市が抱える課題を持ち寄り、協議の場とする。課題学習では、開催市等の文化財の視察のほか、テーマを絞った研修を外部から講師を招いて行うこともある。

埋蔵文化財報告会等に関しては担当市ごとに、地域に沿ったテーマを自由に設定し実施している。

【平成 30 年度実施例】

- 9月 第1回埋蔵文化財担当者連絡会（開催場所：町田市役所）
連絡会の運営について
協議・照会事項 埋蔵文化財の活用について、発掘届の対応について、盛土造成について、市町村指定の建造物の修理工事に対する補助について 等
町田市考古資料室視察
懇親会
- 11月 埋蔵文化財担当者連絡会報告会（開催場所：東京都埋蔵文化財センター）
「南多摩地域における最新の発掘調査成果と史跡整備」
担当：町田市・多摩市・八王子市

4. 効果と課題

現在、文化財行政に求められている幅広い業務を遂行するのに十分な体制がとれている自治体はほとんどなく、自治体間やそれを越えた広い連携が必須であり、そういったネットワークの構築に役立っている。また、埋蔵文化財担当職員が複数配置されていない市や経験豊富な担当者が配置されていない市がある中で、業務の具体的な疑問点を持ち寄ることのできる大切な場となっている。東京都市部といった一定の範囲内では、抱える課題、さらに対応する開発業者等や調査支援業者等に類似点が多いことから、情報の共有は重要であるし、対応の一定程度の画一化も必要となる。事前アンケートにより、各市が抱える問題点を知ることは、自市の対応を見直す機会にもなっている。複数市で開催する報告会は自治体を越えた地域研究を促し、市民に埋蔵文化財の魅力を幅広く伝える機会となっている。

しかし、一時期職員採用が控えられた時期があることなどから、職員の年齢構成に不均衡があり、連絡会内でも経験値の豊富な職員が減少している。蓄積された知識の継承という目的の面では、今後は、研修の内容、あり方などにも新たな工夫が必要になるかもしれない。

とはいっても、多忙な業務の中では、連絡会の開催回数を増やすことは難しいこともあり、連絡会に限らない、情報の共有や連携の手法を模索していくことも重要なようかと考える。

（文責 西東京市教育委員会 亀田直美）



平成 26 年度 第2回 埋蔵文化財担当者連絡会
(幹事市:調布市)



平成 26 年度 埋蔵文化財担当者連絡会企画
「多摩の遺跡発掘成果報告会」

埋蔵文化財保護行政担当者研修会

神奈川県教育委員会

1. 事業目的と対象

神奈川県内における地方公共団体の埋蔵文化財保護行政に関する日常の業務を適切かつ円滑に遂行するうえで必要な専門知識、技術及び経験(専門知識等)を備えた職員(埋蔵文化財専門職員)等の専門知識等の向上を図る。

2. 実施体制と対象

体制: 神奈川県教育委員会(一部研修については、講師派遣や市町村・公益財團法人等の協力を得て対応)
対象: 県内市町村の埋蔵文化財保護行政担当者等(具体には研修の目的や内容に応じて定める)

3. 実施に至る背景

県による埋蔵文化財専門職員等を対象とした研修自体は昭和57年から継続して実施してきたが、平成20年の「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)」を受け、平成23年には「神奈川県内における埋蔵文化財専門職員の適正配置及び専門知識等の向上に関する指針」を策定し、平成25年に実施要領を定めて現在の形に整備した。

4. 實施方法と内容

「文化財保護行政担当者研修会(埋蔵文化財関係)実施要領」(平成25年策定)

- (1) 行政研修 文化財保護制度全体及び埋蔵文化財保護行政の制度に関する研修
 - ア 行政研修Ⅰ 行政の制度に関する知識の向上を図る
 - イ 行政研修Ⅱ 行政上の課題、動向を踏まえたより専門的な知識の向上を図る
- (2) 学術研修 考古学や、保存処理、理化学的分析等の関連諸科学に関する研修
 - ア 学術研修Ⅰ 考古学に関する専門知識の向上を図る
 - イ 学術研修Ⅱ 関連諸科学に関する基礎的な知識の向上を図る
- (3) 実務研修 発掘調査を実施するに必要な専門知識及び技術に関する実務的な研修
 - ア 実務研修Ⅰ 発掘調査経験により県内遺跡の発掘調査に関する専門知識等の向上を図る
 - イ 実務研修Ⅱ 発掘調査に関する個別技術の向上を図る
- (4) その他研修
 - ア 特定研修 (1)～(3)の他、特に必要とされる専門知識等の向上を図る

行政研修Ⅰは、埋蔵文化財保護行政に関わる基礎的な知識等を習得するために、主として、当該年度より新たに埋蔵文化財保護行政事務に携わることとなった市町村職員(埋蔵文化財専門職員以外の事務担当者を含む)を対象に行っている。実施内容は、埋蔵文化財(一部、史跡を含む)の制度や届出関係、周知事業、調査組織の指導、補助金等の実務に関する講義を、県の埋蔵文化財専門職員等が講師となり、ほぼ1日をかけて行っている。

行政研修Ⅱは、埋蔵文化財保護行政が直面している課題や昨今の動向について専門的な知識の向上を図るために、県内自治体の埋蔵文化財保護行政事務に携わる職員を対象として、半日で実施している。内容に

については、例年文化庁に講師を依頼し、「埋蔵文化財保護行政の現状と課題」と題した講義の後、講師と受講者による討議を行っている。

実務研修Ⅰは、主に、県内での発掘調査経験が少ない埋蔵文化財保護行政担当者が、県内で行われている発掘作業に参加し、調査経験を積むとともに、県内における埋蔵文化財の特性を理解し、調査方法・技術等を習得するために実施している。埋蔵文化財専門職員が発掘調査に係る専門知識・技術及び経験を培う機会として、市町村が実施する発掘調査や、公益財团法人が実施する（県所管の）発掘作業に参加する形をとっている。なお、実施については、毎年各市町村に参加希望を募り、県直営による発掘調査を実施していないことから、研修の受け入れ先となる自治体もしくは公益財团法人と調整を行ったうえで、日程・場所・カリキュラム等を決定し、研修参加希望者と改めて調整し、開催と受講者を決定している。また、受講者は受け入れ先の研修担当者（埋蔵文化財専門職員等）の指導のもとに発掘作業に従事し（研修状況については県でも適宜確認）、研修終了後に、研修期間中の作業記録（調査日誌等の写し）を県に提出してもらい（併せて、研修受け入れ先からも実施結果の報告を受ける）、実施結果の確認を行っている。

実務研修Ⅱは、発掘調査における個別技術の向上という視点から、遺物の写真撮影や脆弱遺物の保存処理（外部委託に係る仕様等）についての知識を深めるために、埋蔵文化財専門職員を対象に行っている。類似した内容の研修としては、奈良文化財研究所専門研修の受講者による研修報告を、学術研修Ⅱとして実施しているが、それとは別に各自治体において設備・予算等が十分に確保できていない状況下で、どのような効果的な方法・技術があるのか、基本を含めた座学と実演形式の講義を取り入れながら、おおよそ半日で実施している。なお、実施については、各自治体や公益財团法人等で個別の専門的知識や技術に長けている埋蔵文化財専門職員等に講師を依頼する形を取っている。

5. 効果

行政研修Ⅰは、初任者研修（行政基礎研修）として位置付けているが、日常的に携わっている業務に関わる制度やその実務について、より理解を深めることができ、また自己の知識の再確認ができるという点では、効果が期待できる。

行政研修Ⅱは、国の考え方や取り組みを理解するだけでなく、地方公共団体と文化庁の職員が直接討議を行うことで、それぞれの考え方や問題意識の共有、理解の深化を図れるという効果が期待できる。

実務研修Ⅰは、県内の他の自治体や公益財團法人が行う発掘作業の状況並びに実情を理解・認識できるとともに、埋蔵文化財専門職員に必要な知識・技術の習得のほか、調査経験を積める等の効果が期待できる。

実務研修Ⅱは、埋蔵文化財専門職員に必要な知識でありながら、改めて聞く機会の少ない基礎的な内容や、実演伴う形式の講義により、自己の知識や理解を深めるうえでの効果が期待できる。

6. 課題

行政研修Ⅰは、1日という期間に対してカリキュラムが多く、受講者が研修内容を十分に咀嚼できていない可能性がある。一方で、研修日数を増やすと、業務の都合上、研修への参加が難しいケースも出てくるため、どのような設定・内容が望ましいのか、検証を重ねていく必要がある。

行政研修Ⅱは、地方公共団体の職員と文化庁の職員が直接討議（意見交換）を行うことで効果が期待できるため、令和2年度以降の文化庁京都移転後の対応について、予算措置を含めた検討を行う必要がある。

実務研修Ⅰは、県内自治体における埋蔵文化財専門職員の配置数（体制）や業務量等の問題もあって、近年の受講者数は毎年1名と低迷している。本来は研修期間を1ヶ月程度の連続した日程で確保したいところであるが、参加する各自治体の都合、受け入れ先の選定、状況等から、効果的な日程を確保するのが難しい

状況にある。また、技術の継承は継続的に行なうことで効果が出てくるため、短期間の研修でどれだけ実効性のある経験(例えば、調査組織が行なう発掘調査について調査基準に基づいた指導ができる程度の経験)が積めているのかについても、効果測定の方法を含め、今後の課題である。

実務研修IIは、研修内容の選定が、適任な講師の有無に大きく影響しているとともに、日程が半日と短いため、受講者が知識・技術を十分に理解・習得し、業務に反映できているのか、学術研修IIで報告される内容を含め、その成果については不明である。



行政研修Ⅰ



実務研修Ⅰ

人材育成・研修—新潟県の事例—

新潟県教育庁文化行政課

1. 事業目的と対象

県教育庁文化行政課埋蔵文化財係（以下、「県」という。）では、市町村等埋蔵文化財専門職員（以下、「専門職員」という。）を対象に、知識・技術の向上及び埋蔵文化財保護体制強化のため、①発掘調査技術の向上に関する研修を2回、②埋蔵文化財行政全般を扱う研修を1回（2日間）、③市町村の専門職員採用時に新採用研修を1回実施している。また、他係と合同の文化財全般が対象の研修を1回、開発部局を対象に事務手続き説明会を3回行い、埋蔵文化財専門職員の参加も可能としている。文化財保護法第93・94条の指示・勧告の権限を有する県では、研修を通じて、発掘調査費の縮減や県民による県の成り立ちや特色を紹介して「誇りうる新潟県の歴史」を提示するなど、発掘調査の実施（保存）と成果の活用の循環を作り出す人材育成が可能になるとを考えている。以下では、上記のうち①～③を報告する。

2. 発掘調査の研修・発掘調査技術育成

（1）発掘調査の研修

前年度の参加者アンケートでの要望や、県が重視するテーマで冬季間を中心に実施している。市町村埋蔵文化財専門職員、（公財）県埋蔵文化財調査事業団に加え、民間調査組織調査員の参加も可能としている。近年のテーマや参加人数は第1表のとおりである。講師は、県及び（公財）埋蔵文化財調査事業団職員が中心で、テーマにより外部講師（大学等の有識者、市町村専門職員等）に依頼する場合もある。県埋蔵文化財センターで開催し、近年は県所有品を活用した実物の観察や実測等、実務的な内容としている。文化庁『発掘調査のてびき』や本県の発掘調査基準に沿った内容とし、参加者からは好評を得ている。

今後も継続して実施する予定であるが、下記の課題がある。一つは、市町村専門職員の参加者数である。本県は全国第5位の面積を誇り、南北に細長いが、本県北部に位置する県埋蔵文化財センターで開催した場合は、南（西）部からの参加が困難である。もう一つは財源で、外部講師の謝金等の捻出が年々困難になっている。より魅力的なテーマでの効果的な研修の実施のため、国の補助制度を期待したい。

（2）発掘調査技術の育成

市町村が専門職員を採用した場合、要望に応じて新採用研修を1日実施している。専門職員に求められる能力や心構えのほか、埋蔵文化財行政の法制度や事務手続き等を講義形式で実施している。この研修の利点は、市町村専門職員の把握と信頼関係の構築にもある。また、当該市町村で初めて専門職員を

第1表 技術研修のテーマと参加者

年 度	回	テーマ	主な内容	参 加 者 数
H27	1	中世遺跡出土遺物	海揚がり陶磁器、珠洲焼	49
	2	物と城館遺跡	輸入陶磁器、瀬戸・美濃焼	54
H28	1	木製品	漆器と漆用具、	50
	2		木取り・漆塗りの技法、観察法	50
H29	1	掘立柱建物	調査方法と整理方法、付属施設等	46
	2	土師器・須恵器	観察・実測・計量	40
H30	1	縄文時代の石器	分類一報告書作成、石材	18
	2		実測、写真撮影、観察表作成等	17
R1	1	縄文土器	分類と時期変遷	18
	2		実測と混和剤の認定	23



写真1 研修風景（R1年度）

採用した場合は、要望に応じて県職員が10日間を上限として試掘確認調査と一緒に実施することで、技術の育成を行っている。

3. 専門知識向上を目的とした研修

例年2月半ばに、県が重視するテーマで実施している。過去5か年の状況は第2表のとおりである。テーマに関する優良（先行）事例として県内市町村専門職員の報告に加え、有識者からの講演、討論・意見交換を交え、必ず文化庁文化財第二課埋蔵文化財部門調査官を招いて全国的な動向を講演いただいている。県専門職員による行政事務手続きの課題等の報告もあり、2日に渡っての開催となる。市町村専門職員同士で休日に実施していたものを県が制度化した。

第2表 技術研修のテーマと参加者

本研修により、重要事項の報告や講演、討論・意見交換を通じて、国・県・市町村が意識の共有を図り、同じ方向で埋蔵文化財行政を推進していくことが可能となる。内容が多岐に及ぶため2日間の長丁場となるが、結果として埋蔵文化財を所管する県埋蔵文化財係の業務量軽減に繋がっており、今後もこの方式を継続する予定である。

年度	テーマ	参加者数
H27	①中世遺跡出土遺物と中世城壁の保存目的調査の成果、②周知の遺跡について考える	54
H28	①新潟県の木製品、②木製品の保存と活用	48
H29	①保存目的調査を考える、②発掘調査等に係わる知識・技術の伝承	70
H30	①文化財保護法改正に伴う諸課題への対応、②民間調査組織導入の留意点	59
R1	①埋蔵文化財の保存・管理、②埋蔵文化財の活用	未

4. 市町村が実施する専門職員採用試験に対する支援

（1）専門試験作成の状況

市町村の依頼により、埋蔵文化財専門職員採用試験の問題作成等の支援を行っている。過去の作成支援を第3表に示した。依頼年度や件数にはバラツキがあるものの、平成24年度以降は年平均1市町村ほどの採用試験の支援をしている。これは、おおむね本県内の埋蔵文化財専門職員の採用状況と比例した傾向となっている。市町村教育委員会の埋蔵文化財担当者から打診の後、人事担当課等からの依頼文に基づいて協力をしている。依頼の内容は、①考古学に関する専門試験の問題作成・実技試験の実施方法及び採点基準の作成、②専門試験・実技試験の採点である。まれに、実技試験の採点は当該市町村教育委員会が行う場合もある。

試験問題はおおむね係長職の専門職が担当するが、複数市町村が重複した場合には、係長職以外と分担することがある。また、実技試験の採点は、原則、係長職が担当するが、他の専門職員の協力を得て、複数の専門職員で意見交換する場合が多い。

（2）専門試験作成支援の効果

受験者数や受験者の専門的な知識を把握できることも利点となる。受験者数は平成30年度に大きく減少した（第3表）。受験者数は採用する市町村の状況等の要因が考えられるが、専門職を希望する学生等の減少傾向を反映していると考える。採点での所見では、用語の説明等の回答に大きな変化を感じないが、発掘調査手法に関する知識や遺物実測図の作成など、発掘調査経験や技術に関する得点が全体的に低下しており、発掘調査経験の低下が反映している印象を受ける。

これらは本県に限った動向ではないようであるが、特に平成30年度では顕著に感じられた。早急な対応が必要と認識しており、学生が発掘調査経験を積む機会の提供などを通じた支援等を検討する必要がある。

第3表 過去の作成支援

年度	市町村数	受験者平均
H18～20	3	-
H24	1	10
H25	2	6.5
H26	3	5
H28	1	7
H30	2	2.5

市町埋蔵文化財調査支援促進事業 埋蔵文化財担当職員研修（基礎研修）

（公財）兵庫県まちづくり技術センター・兵庫県教育委員会

1. 事業目的

採用間もない（採用後概ね5年以内）市町等の埋蔵文化財担当職員を対象として、業務の遂行上必要な埋蔵文化財に関する知識・技術の習得及び基礎的な発掘調査能力の向上を目的とする。

2. 実施体制と対象

主催 （公財）兵庫県まちづくり技術センター・兵庫県教育委員会

共催 兵庫県立考古博物館

受講者は市町等の埋蔵文化財担当職員で平成29年度：28名、平成30年度：19名、令和元年度：23名。

3. 実施にいたる背景

平成24年頃から県内市町では専門職員の世代交代が進む一方で、退職した（する）職員との引き継ぎ期間がない等、それまで各市町で実態に応じて培ってきた技術の継承を円滑に行えないという課題が明らかになってきた。また、市町が行う埋蔵文化財調査について、一時的な開発事業の増加に対して対応が困難なケースが多く、県教育委員会やセンターに対し発掘調査の支援の充実を求める要望も寄せられてきていた。これを踏まえて、（公財）兵庫県まちづくり技術センターでは社会基盤の整備と埋蔵文化財の保護の両立を図るために、平成29年度より市町が抱える上記の課題について支援する「市町埋蔵文化財調査支援促進事業」を実施している。

4. 実施方法と内容

（公財）兵庫県まちづくり技術センター職員及び兵庫県教育委員会事務局文化財課職員を講師として、講義・実習・演習を行う。内容については、3年間で埋蔵文化財保護行政の考え方と発掘調査の基礎を習得することを目標に、初年度は「埋蔵文化財保護行政」、2年度は「発掘調査の実施」、3年度は「出土品整理・報告書作成」と設定し、それぞれ日程は2日間とした。また、アンケートを実施し、次年度以降の研修計画の参考としている。各年度の詳細な内容と時間は以下のとおりである。

・平成29年度

「埋蔵文化財保護行政」をテーマとした講義と、今後の研修のあり方についての意見交換。

講義1 「埋蔵文化財調査の目的と意義について」	1時間20分
講義2 「埋蔵文化財関連法規及び国庫補助事業について」	1時間20分
講義3 「埋蔵文化財発掘調査計画の策定」	1時間20分
講義4 「埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について」	1時間20分
講義5 「試掘・確認調査結果の解析について」	1時間20分
講義6 「文化財保護行政の現状と課題」	1時間
意見交換会	1時間

・平成30年度

「発掘調査の実施」をテーマとした講義・実習と、実際に発掘調査を計画するにあたってのグループ演習。

講義1 「埋蔵文化財保護行政について」	1時間20分
---------------------	--------

講義2 「発掘調査に必要な記録について」	1時間20分
講義3 「発掘調査の安全管理について」	1時間20分
講義4 「発掘調査の記録—デジタル写真についてー」	1時間20分
講義5 「出土品（木製品・金属製品）の取り上げと応急処置」	1時間20分
演習「発掘調査計画の作成」	2時間
講義6 「埋蔵文化財行政の展望」	20分
・令和元年度	
「出土品整理・報告書作成」をテーマに講義と実習。	
講義1 「出土品整理の目的と意義」	30分
講義2 「出土品整理の流れ」	1時間25分
講義3 「出土品整理計画の策定」	50分
講義4 「発掘調査報告書の構成と内容」	1時間25分
実習1 「脆弱遺物の一時保管と保存処理」	2時間50分
実習2 「デジタル機器による製図と編集」	1時間20分
実習3 「遺物写真の撮影」	1時間25分
講義5 「報告書の印刷」	1時間
講義6 「埋蔵文化財を地域で活かそう」	30分

5. 効果

参加者からのアンケートでは、今後の実務に役立つとの評価を受けている。ただし、すぐに役立つ内容と将来的に役に立つ内容があることは事実である。また、室内での講習だけではなく、発掘調査技術の実践的内容を希望する意見が寄せられている。

6. 課題

上記のとおり、一定の成果を上げているが、参加者からのアンケート等により、講義形式に加え実践的な内容を希望する意見が多く出された。これを受け2年度目以降、実習や演習を取り入れている。

また、具体的な発掘調査技術・出土品整理技術の実践的な内容を希望する意見が寄せられていることから、令和2年度以降には、新たな埋蔵文化財担当職員研修（専門研修）として、土層観察や発掘調査方法など専門的な発掘調査実務を、実際に現場で実地研修を計画することとしている。



講義 埋蔵文化財を地域で活かそう



実習 遺物写真の撮影

市町村教育委員会等文化財専門職員に対する人材育成の取り組み

島根県文化財課

1. 事業目的

隱岐の島町教育委員会が調査主体として実施した二つの発掘調査事業（隱岐国分寺跡・久見高丸遺跡）を通じて、県の専門職員の派遣による発掘調査の技術的支援や、県埋蔵文化財調査センターでの長期研修により、専門技術の向上をはかった。

2. 実施体制

島根県文化財課を中心に県埋蔵文化財調査センターと古代文化センターが連携して発掘調査にかかる人材育成支援を行った。

3. 実施にいたる背景

隱岐の島町に所在する真言宗隱岐国分寺は古くから隱岐国分寺推定地とされていたが、平成 19 年に本堂が焼失し、その再建のために平成 21 年度から町教育委員会が本堂跡の試掘調査を行った。その結果、根巻瓦を伴う柱穴列を検出し、古代寺院に関わる遺構である可能性が高まった。町の文化財専門職員は採用 3 年目と経験が浅く、また遺跡の重要性を鑑み、島根県では交代で専門職員を派遣し、発掘調査及び報告書作成を支援することとした。これにあわせて発掘調査全般のスキルアップをはかり、将来的な隱岐地域の文化財行政のキー・メンバーとなるよう、町の文化財専門職員の人材育成に取り組んだ。また隱岐国分寺の調査と併行して黒曜石原産地遺跡として著名な久見高丸遺跡についても県（古代文化センター）の研究員が発掘調査及び報告書作成の支援を行い、同様の人材育成にも取り組んだ。

4. 実施方法と内容

隱岐国分寺の発掘調査の支援は平成 22 年度～25 年度の 4 カ年を行い、平成 28 年度に報告書を刊行した。支援体制は最も緊密に支援を行った平成 24 年度には、県の文化財課と埋蔵文化財調査センターの専門職員が 1 週間交代でローテーションを組んで隱岐へ赴き、町の文化財専門職員に対する技術的指導を行うことにより、堆積土層の観察方法や遺構の検出方法、実測等の測量技術など実地に即した OJT 研修を進めることができた。

また、冬期の整理作業期間において、隱岐の島町での技術的指導が難しいことから、町の文化財専門職員が埋蔵文化財調査センターに長期滞在して、県の文化財専門職員と共に整理作業を実施し、報告書作成に必要なスキルの習得にあたった。

5. 効果

発掘現場及び報告書作成において町の文化財専門職員が長期的支援を受けることにより、土層観察方法や遺構の識別方法、遺構図等の測量技術などを現地の状況に即して実践的に修得することが可能となり、町の文化財専門職員のスキルアップも図られた。

また、現地調査から整理作業及び報告書作成までの作業を一貫して支援することにより、発掘調査業務全体にかかる体系的な技能習得が図られた。今後の隱岐地域の文化財行政を担う文化財専門職員の人材育成

ができたものと考える。なお、平成30年10月に隱岐国分寺跡は国指定史跡の追加指定を受けたが、これにかかる意見具申書の作成等についても県の技術的指導を行っている。

6. 課題

島根県では平成の市町村合併後、担当者が不在の市町村は減少したが、かえって市町村間における文化財保護体制の格差は広がりつつあり、特に広域な区域を抱ながら文化財専門職員が不在又は少数の市町村に関しては、その支援が大きな課題となっている。今回の隱岐の島町のケースはまさにそれに相当し、離島という地理的特性もあり県の専門職員が頻繁に訪れる事は困難であることから、今回のような特例的な扱いをするに至った。ただし、今回のような支援は県としても負担が大きく、特に多くの専門職員を派遣することとなった埋蔵文化財調査センターでは通常業務との調整に苦慮することも多かった。

今後は県内各地域において、将来的に文化財行政を担う文化財専門職員をいかに人材育成していくのか、そして県としてもいかに負担が少なく実効性の高い方法で人材育成の支援を行っていくのかを検討することが大きな課題である。



隱岐国分寺発掘調査現場における技術指導



整理作業における技術指導の様子

埋蔵文化財発掘調査技術研修会 発掘調査実習課程（応用編）

広島県教育委員会文化財課

1. 事業目的と対象

一定程度の実務経験を有する市町埋蔵文化財保護行政担当者の資質向上に資する目的で、平成24・25年度に各1回開催。受講者数は平成24年度4名、平成25年度5名。

2. 実施体制

広島県教育委員会事務局文化財課（担当 埋蔵文化財係）が主体となり、開催地の地元市町教育委員会文化財保護部局や市町設立の公営法人発掘調査機関の協力を得て実施。

3. 実施にいたる背景

広島県教育委員会では平成3年度以降、市町の埋蔵文化財担当職員を対象とした実務研修会を開催してきた。奈良文化財研究所で行われる専門性の高い研修と差別化を図る観点から、平成17年度以降、非専門職員・初任者に対する基礎的内容の研修に重点を置くようになっていた（次頁の表を参照）が、県から市町への埋蔵文化財関係の事務処理権限移譲が進んだ平成10年代末以降、市町担当者から、まとまった日数職場を空けることが難しい市町の中堅・ベテラン専門職員の資質向上・研鑽のため、県内で短日数行なわれる研修を要望する声が寄せられるようになった。

また、重要遺跡の保存目的調査事業を実施していた市町の担当者からも、発掘調査現地や出土品の現物を見ながら議論を通して知識を深める場を設けてほしい旨の要望が寄せられたことから、それらの要望に応える内容の研修を企画・実施することになった。

4. 実施方法と内容

平成24年度は、安芸高田市教育委員会が保存目的調査を実施していた甲立古墳（現・国史跡）を会場として、同市教育委員会及び安芸高田市地域振興事業団の協力を得て、1日間実施した。

現地では、大型前方後円墳の保存目的調査において、発掘による遺跡の解体を最小限にとどめながら必要な成果を得るために、どのような観点で発掘位置や発掘・記録方法を選択したか等について、発掘調査担当者が説明した後、参加者全員によりディスカッションを行った。受講者は市町担当者4名で、前方後円墳の保存・整備目的調査や史跡整備を担当した経験者も含まれていた（受講者募集に際し、県教育委員会から参加を積極的に働きかけた）こともあり、各参加者の実務経験に基づき活発な意見・情報交換が行われた。

平成25年度は、府中市教育委員会が総括報告書作成作業を実施していた備後国府跡（現・国史跡）の記録類整理室を会場として、同市教育委員会の協力を得て実施した。

会場では、国府に隣接する官衙遺跡とされてきたゾジ地区を中心に、発掘調査・報告書作成担当者が遺跡及び出土品の概要説明を行った後、出土品と遺構との関連、遺跡の時期や性格について、参加者全員によりディスカッションを行った。県立埋蔵文化財センターが所蔵する広島県東部の基準資料も持ち込み、備後国府跡出土品と比較しながら議論できるようにした。

受講者は、県内の古代寺院や中世城館の発掘調査経験者、近畿地方や中部地方での発掘経験があり古代の土器や施釉陶器等についての知識も豊富な市町ベテラン職員5名に加え、古代・中世の土器を専攻する県立歴史博物館学芸員や大学教員についてもオブザーバーとして参加を受け入れた。

5. 効果

各受講者とも自発的に参考資料を持参するなど、主体的・積極的に知識を習得する姿勢で研修に臨んでおり、研修後のアンケート等でも非常に有意義だったという感想が一样に寄せられた。開催地自治体担当者にとっても、他市町のベテラン担当者の実務経験に基づく助言を一度聞くことができ、その後の発掘調査や報告書作成に大いに役立ったとの声が聞かれた。

また、各回とも、将来の埋蔵文化財保護行政を担う若手職員を少数、参加者に加えることを心がけた。ベテラン職員の議論の様子を見ることによる知識の伝承を企図していたが、ベテラン職員が若手職員を議論の輪に取り込んで自らの知識や経験を懇切丁寧に教えていた光景が印象的で、若手職員の育成や人脈づくりの点でも事前に想定した以上の効果があったと認識している。

6. 課題

当該研修は、主たるターゲットと考えていた中堅・ベテラン職員の受講者のみならず、開催地自治体担当者や若手職員にもメリットがあったと認識しているが、平成26年度以降は実施していない。内容の形骸化・陳腐化を避け、実務研修としての成果をあげるために、会場（題材となる遺跡）の選定や研修テーマ設定に加え、ディスカッションにより研修を進行する点で半分講師ともいえる受講者や、説明役を務めていただく開催地自治体担当者との十分な意識共有が必要である。研修を主催・運営する県が県内全体の発掘調査動向や市町職員の能力・研修ニーズを的確に把握し、会場やテーマ選定、参加予定者に対する事前の趣旨説明等の準備を行うことが重要である。

表 埋蔵文化財発掘調査技術研修会の内容（毎年開催分、内容は令和元年度）

課程名（日数）	主な内容	会場	募集人数	実施体制
埋蔵文化財取扱い基礎課程（2日間）	第1日目：講義 文化財保護関係の法、条例等の解説、事前協定と分布査定の留意点、遺跡地盤作成の意義と留意点、権限移譲の内容と移譲後の実務	県立埋蔵文化財センター	10名程度	県教委直管。講師は文化財調理埋蔵文化財係職員。
	第2日目：実習 中世礎跡・古墳の基本的構造解説、歩測による査定図や古墳位置等の確認	遺跡現地（遺構の復元整備を行っていない史跡等）		
発掘調査基礎課程（2日間）	発掘調査の概要から現地作業・報告書作成、証跡辨認に至る実務の講習	県立埋蔵文化財センター	5名程度	県から財政発掘調査機関に委託。講師は財山職員。
発掘調査実習課程（2日間）	発掘調査現地における発掘・証跡作業の概略を実習	発掘調査現地		



研修開催風景（出土品熟覧・意見交換）

発掘調査の研修、発掘調査技術の育成に関する事例

福岡県

1. 事業目的と背景

福岡県では、平成29年度から九州歴史資料館の主催事業として、福岡県文化財担当職員研修「埋蔵文化財発掘調査基礎研修」を実施している。

この研修を実施するに至った背景は、県下の職員採用や発掘調査の実施状況を取り巻く状況の変化が大きく関連している。近年、都市部では民間開発が継続して多い状況にあるが、その周辺部では開発の減少によって発掘調査の件数が減少している。また一方では、団塊の世代にあたる専門職員の退職が続く中、その欠員補充等のため、一定数の市町村で専門職員の新規採用試験が実施されている。採用された自治体によつては、発掘調査の実施が限られることから、自治体間で専門職員が発掘調査に携わる機会に差が出てきている。専門職員の恒常的な知識や技術の継承が難しくなっていることから、専門職員として採用されて以降の技術面での育成が、これまで以上に求められている。

2. 実施内容と方法

このような課題を受け、県では発掘調査機関である九州歴史資料館文化財調査室を主体とし、文化財保護課企画・埋蔵文化財係が連携しながら、埋蔵文化財行政に関する法制や事務手続き、発掘調査現場及び報告書作成に関わる技術面についての研修を実施することとした。「主に開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に関わる業務の経験が浅い職員（団塊の職員を含む）」を受講対象者とし、年間に全10回のカリキュラムを設定した。市町村への通知については、全体の予定を前年度中に通知し、各回の1ヶ月程度前に具体的な日程と参加者の募集を行った。個別の内容として、第1回目は埋文事務手続き、第2回目は発掘現場の事前準備から事後処理までの流れ、第3～5回は発掘現場実地における重機の運用や遺構の掘削及び図化作業、第6回は整理・報告書作成全般の流れ、第7～9回は整理・報告書の個別作業として遺物実測、拓本、トレース、写真撮影、第10回は報告書作成後の遺物・記録類の保存管理や特殊遺物の保存科学という構成である。参加人数は、全体としてH29年度のべ263名、H30年度のべ88名である。

3. 効果

本事業によって、実務経験の浅い専門職員が、発掘調査の実地から整理・報告までを通して経験し、発掘調査に係る一連の流れを体験、理解できた点が第一義として挙げられる。また、県内全域から集まった若手職員同士が、共同で作業等に従事することで、近隣地域の枠組みを超えた横の連帯を築くきっかけとなったとも言える。更に、H29年度第1回の埋文事務手続きは49名と全体で最も参加者が多く、ある程度経験のある専門職員や管理職を含めた事務方の職員にとって、改めて法制等の確認の場となった点も有意であったと言える。なお、R2年度からは受講者からのアンケート結果等を元に、回数や内容を見直した研修を実施する予定である。

4. 課題

個別のテーマを短時間ずつ扱った体験的な研修という性質のため、実務の実践には、この研修後にも実務能力を高めるための個別・実践的な研鑽の場が必要である。また、初年度には希望者が一齊に參加したが、翌年の研修もほぼ同一内容のため、參加者数は大幅な減少となつた。更に、年間の大枠の研修日程が決まつ

ているため、発掘現場実地で行う研修と現場の実施工程のタイミングが最適とはならない場合がある。その際、必ずしも研修に最も適当な遺構（埋土の堆積状態が分かり易く、地山との差異が明瞭等）が準備できた状態となっているとは限らない。このように、今後は実情やニーズを踏まえた内容を盛り込みつつ取り組む必要がある。



発掘現場での測量研修



九州歴史資料館での遺物実測研修

長期研修講座

鹿児島県教育庁文化財課

1. 事業目的

鹿児島県立埋蔵文化財センター（以下「埋文センター」という。）では、平成4年度～15年度の12年間、県内市町村の一般行政職の職員で埋蔵文化財保護行政に従事する者を対象として「長期研修講座」（以下「長期研修」という。）を実施した。長期研修は、その名のとおり長期間にわたる研修で、長期研修受講者（以下「長研生」という。）は6カ月間埋文センターに出向し、講義及び実習を受講するものであった。

2. 実施体制

講師は、基本的に埋文センター職員が務め、一部文化庁や大学等から外部講師を招聘した。経費は、外部講師の報償費及び旅費を計上していた。なお、長研生の旅費等については、地元自治体の負担である。

3. 実施にいたる背景

平成4年度の鹿児島県の市町村における埋蔵文化財専門職員の配置率は27／96（約28%）に留まっていたため、市町村によっては各種開発に伴う記録保存調査の対応等に問題が生じていた。そこで鹿児島県では、埋蔵文化財の調査・研究に関する基礎的な知識及び技術を修得し、市町村の専門職員として埋蔵文化財保護行政や発掘調査などの職務に従事できるようになることを目的として長期研修を実施し、12年間で延べ66人が受講した。

4. 実施内容と方法

長期研修の内容は、埋蔵文化財保護行政や考古学に関する講義、発掘調査現場における発掘作業及び整理・報告書作成の実習からなる。具体的な講義・実習の内容及び講義・自習の時間は表のとおりである。なお、長研生へのアフターフォローとして、埋文センターは技術研修講座を毎年度実施し資質向上に努めるとともに、長研生が発掘調査を実施する場合には、概ね3年間を目処に県による支援（以下「市町村支援」という。）を実施している。

5. 長期研修の効果と課題

平成16年度の鹿児島県の市町村における長研生を含む埋蔵文化財専門職員の配置率は73／96（約76%）であり、実施以前から大幅に上昇しており、市町村支援を得ながら自前で記録保存調査を実施できるようになるなどの効果があった。いくつかの市町村では、受講を終えた長研生が各市町村で業務に従事し、埋蔵文化財専門職員の必要性が認められ、埋蔵文化財専門職員の採用に繋がったところもある。

なお、令和元年度の本県市町村における埋蔵文化財専門職員の配置率は33／43（約76%）だが、その中で、当時の長研生が係長以上の管理職となり、その下に埋蔵文化財専門職員が配置されているところが6か所、長研生だけの配置が3か所となっており、今まで長期研修の成果が繋がっている事例もある。

一方、課題として、市町村によっては、長研生の異動に伴い、新しく他の職員が長期研修を受講するなどのサイクルが発生し、埋蔵文化財専門職員の採用へ繋がらなかったところもある。

また、長研生ごとに埋蔵文化財・考古学に関する専門性や技術にばらつきがあり、発掘調査の質の確保が大きな課題であった。

6. 長期研修制度の終了

鹿児島県では、上記のような効果と課題があり、長期研修はその役割を終えたと判断し、平成15年度をもって長期研修制度を終了した。これ以降は、県としての指導内容を埋蔵文化財専門職員の採用によりシフトすることとし、特に近年では、市町村の新規採用職員への技術面での市町村支援に力を入れている。

表 研修の内容

講習内容	題 目	受講回数
講 義	南九州の考古学史・縄文時代・弥生時代・古墳時代・中～近世の概説	1
	古墳時代・中～近世の土器概論	1
	旧石器時代・縄文時代・弥生時代の石器概論	1
発掘作業実習	各時代遺跡の調査方法	1
	発掘調査の実際（遺構検出の方法と実際、掘り方）	4
	遺跡発掘における測量の方法と実際（トランシット・レベル等の重ね扱い、平板測量）	3
	遺構実測の方法と実際、写真撮影の方法	4
整理・報告書 作成実習	遺物取り上げと記録方法	4
	発掘後の遺物の取扱い、各種実測図の整理	1
	トレース実習	1
	土器の接合と復元	1
	土器の実測（縄文土器・弥生土器・須恵器等）・レイアウト	2
	土器の実測の取り方	1
	石器の実測・レイアウト	1
	報告書作成の方法、遺物写真撮影	1



講義の様子



発掘現場での屋外実習の様子

地域研究の取組

竪穴住居復元体験学習

山梨県北杜市教育委員会

1. 事業目的

この事業は、史跡梅之木遺跡の公園整備にあたり市民参加で集落景観を再現しようとするもので、ウェブサイトで広く市内外に周知し参加者を募集している。

2. 実施体制

山梨県北杜市教育委員会、市民有志者

3. 実施にいたる経緯

史跡梅之木遺跡は、山梨県北杜市明野町浅尾に所在する縄文時代中期後半の環状集落で、平成 25 年度に史跡指定を受け、史跡整備事業を実施した。史跡公園は、年月を経過するにつれて利用者が減少すると予想される。そこで史跡梅之木遺跡公園では、細く長く市民が継続的に公園を利用してくれることを期待して、公園整備と一体となった「市民参加による竪穴住居づくり」を計画した。

4. 実施方法と内容

復元作業は設計から始まる。参加者は、市内の縄文時代遺跡の発掘調査成果を学び、竪穴住居の実測図から復元設計図を作成する。次は道具づくり。磨製石斧に用いられた石材を求めて石材産地まで出かけて素材を探取し、1 週間以上をかけて磨製石斧を作製作する。道具づくりは石斧柄、土掘具（打製石斧）、石斧用砥石、土を運搬するための樹皮製箆など多岐にわたる。参加者が独自に道具を考案することもある。鹿角に木製柄をつけた土掘具はその一例である。

道具づくりが終わると建材を調達する。石斧で樹木を伐採して樹皮を剥ぎ、柱、梁架、垂木などを準備する。お手製の土掘具で竪穴と柱穴を掘削し、炉石を近傍の河川から採取して石囲炉をしつらえる。フジ蔓の結束材で小屋組みして、樹皮で下地を葺き、屋根土を被せて 1 軒の竪穴住居が完成する。

最初の勉強会から住居の完成までおよそ 1 年。令和元年度の参加者は 48 人で、首都圏、関西からも参加している。作業指導と安全管理は専門業者に委託し、市職員は要所で参加する。この事業に参加する市民からは、縄文時代や自然と共に共生した暮らしに関心が深いから、文化財担当職員が作業に顔を出すと質問攻めにあう。そして作業が進むにつれて、投げかけられる質問がより具体的かつ実践的な内容に変化していく。参加者のうち何人かは、やがて「縄文人」に変貌し、一過性の縄文体験イベントでは到達できない縄文ワールドと考古学研究の深みに足を踏み入れていく。

5. 課題

参加者は自らの学び、楽しみのためにボランティアで参加しているから、都合のよい時にふらっとやってくる。事業を継続するうちに、地域人口が少ない北杜市民の参加が減少し、代わって市外、県外の参加者が増えると予想される。遠方の参加者はせいぜい 1 回程度しか作業に参加できない。したがって計画どおりに復元作業が進まない。市民、近隣住民の参加を増やすために地道に周知していくことが必要だろう。

近い将来、参加者のなかから「竪穴住居マイスター」が現れ、市民の自律的な活動で史跡公園と竪穴住居を維持管理する体制が構築できればと期待している。



伐採作業



復元した石斧



復元作業

五斗長垣内遺跡 弥生鍛冶実験—淡路市史跡五斗長垣内遺跡での取組について—

兵庫県淡路市教育委員会

1. 事業目的

史跡五斗長垣内遺跡の鉄器生産に関する調査研究をとおして遺跡に対する理解を深めるとともに、その成果を市民や住民と共有することで地域に対する誇りと愛着を醸成し、地域が主体となった遺跡の保存活用を図る。

2. 実施体制

事業主体は市教育委員会が担い、大学や博物館などの研究機関との連携の下、市教委の専門職職員が一般公開の形で実施する。

3. 実施にいたる背景

平成19・20年の発掘調査によって発見された五斗長垣内遺跡では、検出した23棟の竪穴建物の内、半数以上の12棟が鍛冶工房建物であることが明らかとなり、弥生時代後期をとおして鉄器生産を営んだ集落であることが明らかとなった。発掘調査をとおして、遺跡が持つ学術的な重要性が確認されると同時に、解明すべき課題も多くあることが認識されていた。例えば、送風装置を構成する羽口が出土していない点、地面が被熱しただけのIV類鍛冶炉とよばれる単純な構造の炉、被熱痕跡の少ない石製工具のあり方など、当時の鉄器生産の実像を明らかにするためには検証を必要とする課題も多く残された状況であった。さらに、遺跡保存に協力を得た地域住民からも当時の鉄器生産に対する理解を深めたいとの要望が上がっていた。そこで、これらの課題を解決し、弥生時代の鉄器生産の実像を明らかにするための調査研究を継続し、その成果を地域住民と共有することで遺跡に対する理解を深めることとした。

4. 実施方法及び内容

発掘調査で明らかとなった成果は、地域住民や市民等を対象とした現地説明会等で共有を図るとともに、地域の住民から提起される疑問に対しては、様々なテーマを設定した“学ぶ会”を開催し、ともに遺跡に対する理解を深める機会とした。一方、発掘調査では明らかにしきれなかった課題に対しては、その検証作業としての実証実験をとおした研究事業を実施することとした。

○ 鉄器づくりを学ぶ会

各分野の専門家を講師とし、弥生時代の鉄器生産技術や実際の鍛冶構造、鍛冶が行われた建物構造などをテーマとした学習会を開催するとともに、遺跡見学などをとおした隣地講義も開催し、弥生時代の鉄器生産について住民とともに学ぶ機会とした。

○ 弥生鍛冶実験

送風管の素材に関する検証、石製鍛冶工具の実用性の検討や被熱検証、IV類鍛冶炉における炉内温度の検証、構造の違いによる炉内の温度変化や鉄素材への影響についての検証など、五斗長垣内遺跡での鉄器生産に関する諸課題を検証する実証実験を実施した。その後も弥生時代の鉄器生産に関する課題を抽出し、遺跡を会場としたイベントなどに合わせて公開実験を実施中である。

○ 鍛冶工房建物復元

平面的に検出される堅穴建物遺構からは、弥生時代に存在していた建物の姿を実感できないといった住民の声にこたえ、堅穴建物を学ぶ会を開催。建物構造を理解する為、復元された建物の見学から、実際に堅穴建物を復元する鍛冶工房建物復元を住民参加の形で実施した。

○ 製鉄実験「みんなで鉄をつくろう」

鉄器生産を理解するためには鉄そのものについて知る必要があることから、古代の製鉄技術を学ぶ実験を実施。地元まちづくり団体である五斗長まちづくり協議会と連携し、地域住民はもとより多くの市民の参加を得た中での製鉄実験を実施した。製鉄炉の構築、製鉄作業などの工程に取り組む実験は、古代製鉄技術の巧妙さや複雑さを知ることとなり、鉄器生産を行った遺跡の重要性を参加者とともに再認識する場となった。

5. 効果

一般公開で行う実証実験は、事業目的でもある市民住民の遺跡に対する理解を深め、地域に対する誇りと愛着の醸成につながり、主体的な活動をとおした遺跡の保存活用に役立っている。

なお、それと同時に、様々な課題を設けた実証実験は、市教委が主催する調査研究の場ともなっており、遺跡に対する理解を深めるとともに、それを主催する専門職員の専門的知識向上にも役立つことにつながっている。また、市民住民とともに学ぶ機会は、市民住民の遺跡に対する疑問や関心事などを感じ取る機会ともなり、市民住民の関心の深い地域史の中においての遺跡の評価や活用の視点を養う場としても役立っている。

6. 課題

一般公開で行う実験は、イベント的な要素も強くなるため、課題設定や目的などを明確にし、調査研究としての位置づけと内容の確保が重要であるとともに、一方では、専門性の高い実験内容を市民住民にもわかりやすく発信することにも注意を払う必要がある。また、これまで実施してきた実験成果のとりまとめが十分に行えていないため、参加できない方との成果の共有が課題となっており、今後、報告書やホームページなどでの成果公表を検討する必要があるものと考えている。



弥生鍛冶実験
(貢頭衣を着用して実験を行う市教委スタッフ)



みんなで鉄をつくろう
(市民参加の製鉄実験で轍を押す参加者)

島根県古代文化センター テーマ研究事業

島根県古代文化センター

1. 実施体制

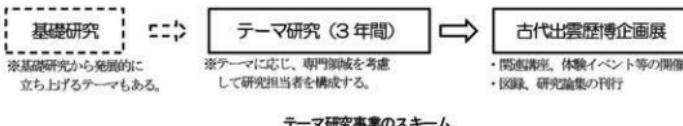
当地域の埋蔵文化財の特性や特徴を考慮してテーマを選定し、3年間、研究をおこなうもの。県一般財源による事業。研究担当者はテーマ研究ごとに古代文化センター・埋蔵文化財調査センター・古代出雲歴史博物館の専門職員8名程度で構成し、客員研究員を委嘱した外部の有識者3~5名とともに研究を進めている。埋蔵文化財（考古学）関連のテーマを毎年1つずつ新たに立ち上げており、常に3つほどの研究が並行して進められている。これまでのテーマ研究の具体例として「隱岐産黒曜石の獲得と利用」「前方後方墳と東西出雲の成立」「たたら製鉄の成立過程」などがある。また研究が終了した翌年度には、研究成果を活かした展覧会を開催し、広くその成果を公開・情報発信している。

2. 実施内容と方法

研究担当者はそれぞれ資料調査等をおこなって研究を進め、年2回程度開催する検討会において、その成果を持ち寄り研究発表をおこなう。検討会には研究担当者・客員研究員だけでなく、関連する地域の自治体職員等にも報告者・オブザーバーとして参画してもらっている。例えばテーマ「山陰における古代交通」では、近年古代山陰道構造の発掘調査をおこなった松江市・出雲市の担当者や、隣県である鳥取県の担当者に研究発表を依頼し、具体事例に基づく検討、意見交換をおこなった。フィールド調査と併せて、検討会を県外で開催したケースもある。3年間の研究成果は最終的に研究論集にまとめて刊行し、広く配布している。

3. 効果

ここ10年余り継続し定着した、島根県の「循環的に地域研究を進め、その成果を展覧会等によって逐次、分かりやすく発信していく」というスキームはとても効果的である。収蔵されている出土品等に新たな価値を見出し活用するためには、一定の研究活動が不可欠であり、埋蔵文化財の保護・活用を下支えするのが地道な研究であることを強調しておきたい。また職員の意識の面では、様々なテーマが設定される研究事業に業務として参加できること、自らの専門性を高めるモチベーションとなっている。主担当者は展覧会開催までを一貫して担当することになり、研究から活用・情報発信まで一連の流れを経験し成長できるという点も意義が大きい。また県が主導して市町村の枠を超えた地域研究を展開することにより、研究レベルでの職員間の交流、知見の深化や情報の共有も期待できる。例えばテーマ研究「近世・近代の石見焼」では、生産地が多数分布する大田市・江津市・浜田市・益田市の担当者が研究に参画することにより、当該地域で特徴的な在地陶器の生産から消費について高い次元で認識を深め合うことができた。このように地域研究は埋蔵文化財の保護・活用に不可欠なものであり、県と域内自治体が連携しながら進めることが望まれる。





石見焼大壺の資料調査
(市教委担当者と資料を実見しながら意見交換をおこなった)



黒曜石産地の調査
(地元町教委が実施する内容確認調査と連携しながら研究事業をおこなった)

讃岐国府跡探索事業

香川県埋蔵文化財センター

1. 事業目的

香川県教育委員会では、「讃岐国府跡探索事業」として、香川県坂出市府中町に所在が推定されていた讃岐国府跡について、その所在地の特定を目的とした事業を平成21年度から30年度まで継続して行った。事業主体は香川県埋蔵文化財センターで、事業内容は地名調査、地形調査、発掘調査の各調査及び調査成果の県内外への情報発信であった。

2. 実施体制

事業担当としては、各調査及び情報発信について1名ずつの専門職員を主担当者として配置し、他の文化財専門職員が適宜支援等を行った。特筆すべきは、県民によるボランティア組織を編成することにより、調査及び情報発信に協力させたことである。10年間の事業期間におけるボランティアの総参加者数(ペ入人数)は4,500人に及んだ。

3. 実施にいたる背景

本事業は、香川県の「せとうち田園都市香川創造プラン」の「文化芸術による地域づくりの推進」及び「香川県文化芸術振興計画」の「文化芸術による地域づくり」と、香川県教育委員会の「香川県教育基本計画」の「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」に伴う施策として位置付けられた。すなわち、従来の保護を中心とする埋蔵文化財保護行政の範囲を超えて、「地域の活性化」を目指すことにまで射程を拡げたのである。

4. 実施方法と内容

発掘調査及び地形調査の現状地盤測量については、同センターの本来機能に基づいて実施し得るものであったが、そうではない近世の公図の判読や通称地名の聞き取り調査については、調査要領及び調査成果の取り纏め方法等について再三調整を行った。また、これらの調査成果に基づく発掘調査対象箇所の選定に当たっても繰り返し協議を行った。特に配慮したのは、各調査及び情報発信の主担当者を固定しない体制を組むことと、事業の進捗や課題等について職員全員が常に共有するとともに全員で解決に当たることであった。これは、讃岐国府跡という県内唯一の特殊な遺跡について職員全員の知識や技能等を投入することが不可欠であったことと、職員全員が讃岐国府跡に関する情報を共有することが将来の同遺跡の保護を含む埋蔵文化財保護行政の進展に効果的であると考えたからである。

5. 効果

これらの基本的な方針については、ともすれば個人の専門分野に固執しがちな専門職員を主体的に事業に参画させる意味で功を奏したと考えている。その一端は、情報発信の手法として発刊した2冊子(「讃岐国府跡を探る」「讃岐国府の時代」)を複数の職員で分担執筆したことでも具現化した。専門職員が、発掘調査以外の調査手法を向上させることができた点も効果として挙げられる。

6. 課題

目的である「地域の活性化」については、事業開始時点において明確にできていなかつた。幸いにして、

発掘調査箇所の一部分が史跡指定の方向性を得たことや、研鑽を積んだボランティアによる県内各地における文化財に係る活動等がその一助となったが、現在においても明確な答えは導き出せていない。改正文化財保護法のもと、「地域研究」を掲げた事業化に際して、早期に専門職員が共有すべき命題と考える。また、本事業を通じて各職員が得た手法を、通常の業務に際しても活かす必要がある。



ボランティアとの発掘調査



複数の職員で執筆した冊子

福岡県における戦争遺跡の調査

福岡県

1. 事業目的

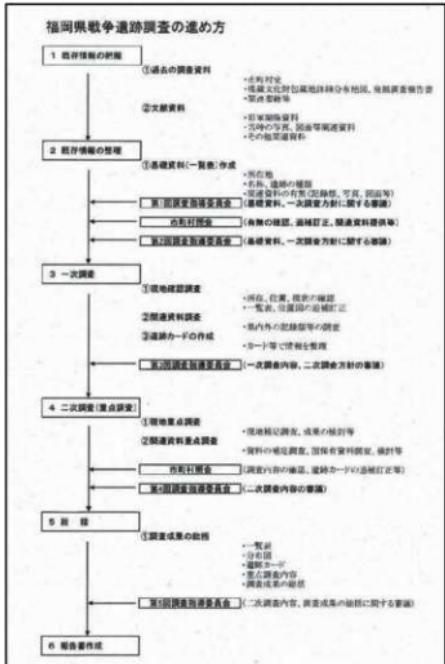
「福岡県における戦争遺跡の調査」事業は、主として埋蔵文化財の悉皆調査という体裁をとっている。しかし、これまであまり文化財と認識されてこなかった戦争に関する遺跡を市町村と共に調査することで新たな文化財の掘り起こしを行い、史料等も含めて遺跡を位置付けるなど、総合的視点と方法で調査を行った。そのため、本県における新たな地域研究の取組事例として紹介する。

戦争に関する構造と遺物について、歴史上又は学術上重要なものがあるにも関わらず、その認識や評価が定まっていないことから、多くが十分な調査を経てまことに開発や経年劣化の進行により、破壊や滅失の危険にさらされている。このため、県内の戦争遺跡について悉皆的に調査を行い、埋蔵文化財として捉え、文化財としての価値づけを行うための基礎資料とする目的とした。対象は、明治元年（1868）から、第二次世界大戦終結時の昭和20年（1945）までの間に、土地（海域を含む）に形成された構築物のうち、次に掲げるものを対象とした。

- ① 政治・行政関係：陸軍省、海軍省などの地方官衙、師団司令部、連隊本部その他の部隊関連施設、陸軍病院、陸軍学校、研究所など
 - ② 軍事・防衛関係：要塞（堡壘・砲台）、高射砲陣地、飛行場、陸軍演習場、練兵場、通信所、軍港、洞窟陣地、退避壕、試射場など
 - ③ 生産関係：陸軍造兵廠、航空機製作工場、その他の軍需工場など
 - ④ 戰闘地・戦場関係：空襲被災地、被災痕跡（弾痕・爆弾穴）など
 - ⑤ 居住関係：防空壕、俘虜収容所など
 - ⑥ 埋葬関係：陸軍墓地、海軍墓地、捕虜墓地など
 - ⑦ 交通関係：軍用鉄道軌道、軍用道路など
 - ⑧ その他：航空機の墜落跡、記念碑、慰靈碑、忠靈塔、忠魂碑、戦没者記念碑、奉安殿、軍馬塚、境界標など
- *上記に関連して、これまでの発掘調査による構造・遺物の事例も取り上げた。

2. 実施体制

福岡県教育委員会による直営事業として調査を行った。主として、事務等は福岡県教育庁教育総務部文化財保護課、調査は県立の九州歴史資料館で行い、適宜協議を行った上で作業を進めた。また、埋蔵文化財専



門職員と近現代史の専門職員が担当し、戦争遺跡を総合的に調査し、位置づけるよう意識して事業を行った。調査は、地域の情報を把握するために県内市町村と連携して行い、必要に応じて専門調査員を配置した。また、学識経験者5名からなる「福岡県戦争遺跡調査指導委員会」を設置し、指導・助言を受けた。

3. 実施方法・内容

市町村に照会の上、既存情報の把握、整理を行い、一覧表を作成した。その後、把握された遺跡のうち、歴史上重要と考えられる箇所や遭禍の残存状況が良好な箇所については重点調査として、現地調査を行い遺存状況などの確認、記録を行った。あわせて、各市町村史誌や戦史資料・叢書に記された福岡県に関わる戦争関連記録のとりまとめを行った。

4. 効果

調査の結果、遺跡となりうるもの624件、慰靈碑など1,025件、合計1,649件を把握し、地理的特性から連隊本部や下閣要塞、飛行場などが設置され、島嶼部などでは特に残存状態が良いことが明らかとなった。市町村による複数回にわたる一覧表の作成及び追補訂正作業や、重点調査を共同で行ったことで、戦争遺跡の存在や現状が体系的に把握されるとともに、文化財担当職員の意識の醸成や喚起もつながった。また、調査に合わせて開催した講習会では、ボランティアや高校の先生が多数参加し、戦争遺跡に対する関心の高さがうかがえた。さらに、本調査を契機として、自治体だけでなく、地域住民の意識が高まり、今回の調査で把握しきれなかった情報が集まることも期待される。

5. 課題

今回の調査で、福岡県内に多くの「戦争遺跡」が遺存していることが把握できたが、まだ認識されていない事例も多いと思われる。今回の調査後も、不断的な追補修正作業が必要である。

また、今回の調査では把握にとどまっており、ようやく研究できる基盤が整った段階といえる。今後、県内の遺跡相互の関連や史料との関係、全国的な動向を含めて、調査研究を進め、福岡県における戦争遺跡の価値を高めていく作業が必要である。戦争遺跡の活用については、民間団体や郷土史家による活動も盛んに行われていることから、共同しながら戦争遺跡を保護していく必要がある。さらに、戦争に関する歴史については、遺跡だけではなく体験談や遺品等の情報についても失われつつある。より広い視野で情報収集し、それらを総合的にまとめて地域の歴史として明らかにしていく必要がある。今後もこのような文化財の掘り起こしや各類型にわたる総合的研究を進めていく必要があるが、市町村を含めた調査研究の体制整備など課題も多い。



指導委員会

現地調査風景

大学と連携した取組

連携大学院「文化財科学」事業

宮城県

1. 事業目的

本事業は、東北大学大学院文学研究科における教育及び研究の充実並びに文学研究科の学生の資質向上を図るとともに、相互の研究交流を促進し、学術、教育及び研究の発展に寄与することを目的としている。

2. 實施に至る背景

東北大学大学院文学研究科では、平成8年度から国史学専攻（平成9年度より歴史科学専攻）の中に「連携分野 文化財科学」を設置することとなり、東北歴史資料館（平成10年度より東北歴史博物館）にその連携実施について協議があった。宮城県は、教育機関としての趣旨に合致すること、後継者育成に益するところから、連携事業を実施することとした。平成8年度は東北歴史資料館、平成9年度からは多賀城跡調査研究所も加わり、資料館（博物館）・研究所で一体となって対応しており、今年で24年目を迎える。

3. 実施体制

東北歴史博物館及び多賀城跡調査研究所では、宮城県教育委員会教育長と東北大学大学院文学研究科長が締結した「東北大学大学院博士課程の教育研究への協力に関する協定書」に基づき、いわゆる「連携大学院」方式で東北大学文学研究科の文化財科学専攻分野を担当し、学生の教育及び研究の指導にあたっている。東北大が博物館及び研究所の職員を客員教授、客員准教授に採用し、博物館や研究所などにおいて授業等を行っている。

4. 實施方法と内容

授業科目は、文化財科学研究演習、文化財科学研究実習を担当しており、令和元年度（2019年度）は表1のとおりである。文化財科学研究演習では、「文化財科学研究史」、「文化財科学の方法と理論」として、各自の研究テーマをもとに資料研究とディスカッション等を通して、現状認識や課題を理解するための講義を実施している。近年では、「11～12世紀の遺跡研究方法」「須恵器転用窯の研究」などを授業内容に取り上げている。また、課題研究として、学生の修士論文指導等を実施する場合もある。

文化財科学研究実習は、「古代遺跡調査の方法と実践」として、研究所が行っている多賀城跡の発掘調査に参加して、調査の基礎知識や方法等について実践を通して学ぶ授業となり、学部生等も受けている。

表1 令和元年度（2019年度）の実施状況

担当科目	内 容	担当者	時間数	人 数
文化財科学研究演習Ⅰ	文化財科学研究史	研究所 所長	30時間	2
文化財科学研究演習Ⅱ	文化財科学の方法と理論	博物館 企画部長	30時間	2
文化財科学研究実習Ⅰ	古代遺跡調査の方法と実践	研究所 所長・班長	60時間	11

5. 効果・課題

博物館は学校以外の教育機関として、文化財の収集・調査研究・保存・公開活用を行い、研究所は特別史

跡多賀城跡附寺跡の継続的な調査研究、公開・活用に向けた環境整備を行っている。こうした文化財への理念・取組を「文化財科学研究演習・実習」において授業することにより、受講者の文化財に対する視野が広がり、理解度が高まるとともに、文化財行政を担う後継者育成に対しても有益と考えられる。また、博物館・研究所が所有する豊富な資料等を活用することで、受講者の資料研究の幅も広がり、さらに専門職員の実践的な指導が受けられることも大きいと考えられる。

宮城県としては、文化財科学研究演習・実習で行っている発掘調査の実践等は埋蔵文化財保護行政において欠かせないものであり、多くの大学院生・学生の受講を期待しているため、今後も本事業を継続していくべきと考えている。

また、近年では考古学専攻の大学院生・学生が文化財行政や研究職に就職する事例が少なく、理由として採用人数が少ないとことや不定期の採用であることなども考えられる。このため、宮城県及び県内市町村が継続的に体制の維持・強化を図るとともに、魅力ある職場づくり、職員採用に関する情報の早期発信・周知に努めていく必要があると考えられる。



文化財科学研究演習Ⅰ・Ⅱ

(多賀城跡調査研究所の調査室を利用し、各自の研究テーマに沿った資料研究とディスカッションを行った。)



文化財科学研究実習Ⅰ

(多賀城跡第9次調査（外郭西辺北側の門跡等調査）に参加して、発掘調査の基礎知識等を学べる実践的な実習を行った。2019年度は8月後半に実施した。)

須賀川市と福島大学の共同発掘調査

福島大学行政政策学類

1. 事業目的

福島県須賀川市（担当：文化スポーツ部文化振興課）と福島大学行政政策学類考古学研究室（菊地芳朗ゼミ）は、2018年度から同市に所在する团子山古墳の全容解明を目的とする共同発掘調査を実施している。

2. 実施体制

調査は、市の国庫補助事業による。2018年度に新設された「須賀川市指定史跡团子山古墳調査指導委員会（委員長：藤澤敦東北大学教授）」の指導のもと、同市と福島大学行政政策学類が「須賀川市と福島大学の团子山古墳発掘調査に関する覚書」を結び、文化振興課職員による監理のもと市と菊地が現場指揮にあたり、福島大学学生が作業員として雇用され発掘にあたっている。

3. 実施にいたる背景

团子山古墳の発掘は、そもそもは福島大学単独の学術調査として2012年に始まった。古くから知られた大型古墳で1981年には市の史跡に指定されていたが、墳形・規模・年代等の情報がほとんどなく、それらの解明を目的として開始したものであった。小規模な発掘を5年ほど続け、須賀川市域最古の前方後円墳であることが判明するなど大きな成果が上がりはじめたのを受け、市指定史跡であるこの古墳を地元の財産として末永く保存活用を図ることが望ましいと考えた菊地と文化振興課との協議の結果、2018年度から須賀川市教育委員会主体の調査に切り替わることになった。これにより冒頭の体制が組まれ、現在に至っている。

4. 実施内容と方法

発掘調査は、大学が夏休み中の毎年8月から9月の約1ヶ月間実施し、調査メンバーは市が手配した市営の宿泊施設で自炊合宿生活を送りつつ調査にのぞんでいる。福島大学行政政策学類は、学部名称が歴史学のイメージから遠いこともあって考古学を志望し入学する学生が少なく、考古学研究室所属学生の数は例年10名に満たない。そのため、近年は他大学学生などの参加も得て、10名前後のメンバーにより3本程度のトレーニング調査を行っている。開始時の経緯により、実態として团子山古墳の調査は福島大学の研究教育活動にも結び付いている。また、発掘終了後の調査記録と出土遺物の整理、報告書作成も文化振興課職員による監理のもと市と菊地が指揮にあたっている。作業はおもに福島大学で行い、報告書刊行後は、市が遺物や記録類を保管・管理する。

5. 効果

これまでの团子山古墳調査への参加学生は100名を超え、そのうちの15名ほどが卒業・修了後に行政の文化財担当者や学芸員として県内外に就職している。発掘調査、出土品整理、報告書作成という一連の過程は、座学では得られない考古学の実践の場として極めて高い教育的効果があり、团子山古墳の調査は次世代の文化財担当者の育成という面において重要な意味をもっている。福島大学のような小規模大学にとってフィールド調査の実施自体、決して簡単なことではない。現在の共同調査の方式は、そうした課題への対応として重要と考える。

6. 成果と課題

これまでの調査により、団子山古墳は前期後半に築造された墳長 65m の前方後円墳で、埴輪をもち、後円部中央に 1 基の埋葬施設が存在することなどが判明している。2019 年度の調査では後円部墳頂縁辺で埴輪列を検出し、東日本で埴輪列が確認された希少な前期古墳の一つとなった。これらは直径 40m の後期の円墳とされていた調査開始前の認識を大きく変える成果であり、須賀川市域のみならず東日本の古墳時代史の解明に少なからず寄与しているものと考えている。

課題は、学生数の減少にともなう調査および報告書作成の質を維持することの難しさである。これまで例年数名の大学院生がおり、学部学生の良き指導者役となっていたが、好調な就職状況により学部卒でも比較的容易に文化財専門職に就職できる時代を迎えたことで、ついに 2019 年度に院生がいない事態となり、研究室所属 2 年目にすぎない 4 年生が主導的役割を担わざるを得ないことになっている（2020 年度も院進学者はいよいよ見込みである）。この解決策を見出すことは難しく、近い将来にこれまでの調査のやり方を変更せざるを得ない恐れもあると感じている。おそらく院生不足は多くの大学で共通する課題と考えられ、これが今後の考古学教育ひいては文化財行政の担い手問題に深刻な影を投げかけるのではないかと予想している。また、須賀川市の担当部署における文化財専門職員は実質 1 名で、他の業務等を抱えるなか長期間の発掘調査に出続ることは容易ではなく、職員の負担をいかに軽減するかを行政側として検討すべきではないかととらえている。

須賀川市は、国指定史跡上人塙魔寺跡、同米山寺経塚群など古墳時代～中世の重要遺跡が多く、古くから東北南部における政治・経済・宗教の拠点としての位置を占めてきた。団子山古墳の周囲にも蛭夷穴古墳（県指定）、前田川大塚古墳（市指定）、上ノ代遺跡など古墳時代の重要遺跡が集中しており、須賀川市はこれらの調査を継続的に行い、未永く保存活用を目指す構想があると聞き及んでいる。団子山古墳の調査がその一助となれば幸いであり、そのための連携協力を今後も続けていきたい。
（福島大学 菊地芳朗）



発掘調査作業



合宿所での出土遺物整理



現地説明会で学生が説明

「埋蔵文化財インターンシップ」による人材育成

公益財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

1. 事業目的と体制

公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団が実施している「埋蔵文化財インターンシップ」は、平成19年、埼玉県教育委員会の仲立ちにより、埼玉大学と協定を締結し、開始した。大学や大学院で考古学を専攻する学生に対し、発掘調査の実践的な技術や知識を習得させ、埋蔵文化財調査に携わる人材の育成を図ることを通じ、当事業団が備える考古学的成果を還元し、公益団体として社会に貢献することを目的とする。平成26年に早稲田大学、また、平成29年には明治大学及び国学院大學とも協定や覚書を交わし、四大学の志ある実習生を30名以上受け入れている。一部の大学では選択科目の単位としても認められており、考古学実習を補う講座としても扱われている。

2. 実施にいたる背景

平成を通じ、大学講義の過密化や履用法規と運用の厳格化などの制約が増し、大学生が講義の合間に現地調査に参加できる機会が減少した結果、遺跡における実作業だけでなく、土木や予算の仕組みなど、業務に関わる考古学以外の知識や技能を窺う場面も多くことになり、諸機関が新任者教育に手間取る要因となっている。もちろん、この道を志す当人にとっても、自らの適性や就業環境を推し量る機会がなく、結果として陥ってしまう馴染みや自信のなさが埋蔵文化財関係組織への志望者が減る遠因ともなっている。

一方、提携する各大学も、専攻生をめぐる社会環境を意識して、カリキュラムに対する要望は学内で経験ができぬ現地作業に多い。そのため、当事業団では、発掘調査や事業管理に重点を置く指導を行っている。

なお、実習現場の委託元には、経費に障りのない役職者が指導を担当すること、現場の進捗を妨げぬよう配慮を重ねること、期間中の報告を欠かさぬこと、さらには人材候補の減少と育成の必要性などを説明し、この事業に対する理解をいただいている。

3. 実施方法と内容

実施の日程は、大学の夏季休暇後半の3週間（例年8月下旬から9月初旬）を充てている。夏休み前の応募調整に先立つ6月に各大学の事務局や担当教授との打ち合わせを行い、発掘実習などの大学行事と重なるよう日取りを決定、事務局に募集を依頼する。7月の応募を受け、総数を調整した上で参加者を確定し、事務局を通じて本人に現地への交通や諸注意を配布する。並行して実習予定の発掘現場では、予定するカリキュラムに応じた調査段階の構造を準備すべく、作業手順を調整する。

近年のカリキュラムは、5つの課程に導入とまとめを加えた7課程で3週間に構成している。導入は、行政発掘の手順や関係法令を座学で修める。第一の課程は、現場の設営や表土掘削の手順、職場の安全管理など、調査の枠組みを整える段階について扱う。電線や水道敷設の知識に始まり、重機・ハウスの進入路確認、表土掘削時の手順と湧水対策などについて、周辺道路や排水金場を巡りつつ解説する。また、事務所では、予算の仕組みと執行管理、安全関係法令など、管理者としての業務も紹介する。

第二の課程は、考古学的な手法について理解を深めるため、遺構確認の論理や実際の検出法、掘削手順や土層断面の観察、そして精査時の解釈などを実地に解説する。調査途上にあるいくつかの遺構を素材に現実に土を掘る間、図解を交えて調査の論理と解釈の選択肢、陥りやすい誤認を思考させる。あわせて周辺養生を含む効率的な調査手順や耕土処理についても問い合わせ、指揮者としての素早い決断の大切さへの自覚を促す。

第三の課程は、記録保存の趣旨を確認し、測量と写真の技術を解説する。土層断面図と註記、遺構平面図と事実記載、写真原理と撮影技術を順に経験させ、論理に従った記録表現を伝える。遺構重複の表現や樹面畔の観察方向と太さ、撮影時間や清掃範囲など、記録の水準と効率の兼ね合いを学んでもらう。

以上の課程で遺跡や業務に対する「まなび」と「なじみ」を修めたところで、第四課程は、遺跡の立地環境や歴史環境の調査について、異なる発掘現場や古墳群などを巡回し、地形・地質の知識を解説する。また、熊谷市に所在する当事業団本部で地質図や地誌などを調べ、遺跡をめぐる環境の調査を演習する。

第五課程では再び遺跡に戻り、これまで学んだ知識をもとに、遺構（主に竪穴建物）の調査を主導してもらう。実習生は自ら掘り、時に周囲の進行や安全を見渡し、合議の上で手順や遺構解釈を決定し、これを見守る経験豊富な補助員を指揮する。担当は、先回りしないまでも予想撮影時刻や安全上の危惧などを問い合わせ、広い視野の維持を促す。さらにこの間、順に完掘遺構のデジタル測量を体験してもらう。

それぞれの課程に2日から4日を充てた最終には、整理を終えた測量成果や遺構事実記載を日々の日誌とともに提出してもらう。担当は、カリキュラムの作業内容ごとの評価を記した評定票を作成し、提出成果とともに大学事務局に送付する。

4. 成果と課題

当事業団職員と夏を共にしたみなさんの多くが、その後地方公共団体や公立・法人調査組織に奉職し、活躍している。担当職員との対話を通じ各地の情報を得るばかりでなく、目指す道の現実的な詳細を前に自らの適性を確認し、職務の統括者としての覚悟をもって進んでくれた道と考えている。もちろん、担当以外の職員も含め、考古学研究についての助言や資料の提供も行う。当事業団としては、単なる就労体験や組織情報の収集だけではない、大学の単位に値する考古学的な内容を兼備した人材育成という観点でカリキュラムを試行してきた。幸いにも4大学や参加者には好評をいただき、他大学からの引き合いもある。

しかし、実習生の休息施設・悪天候時の予備課程・担当職員数など、現状の提携規模（最大6～7名）を超える受け入れは難しい。受け入れ団体の連携も一案だが、事務局の持ち回りや調査仕様の違いなど課題が多い。就業前の資質向上や志望者の掘り起ここはし、埋蔵文化財調査体制の維持・充実を図るために基盤ともいえる。残念ながら、これまでに当事業団を選んでくれた実習生はいない。だが、考古学界や埋蔵文化財関係組織全体、ひいては社会への貢献という観点からも、この事業を続けていきたい。



デジタル測量の実習



低窪地遺跡の設営解説

埋蔵文化財専門職の仕事説明会

大正大学文学部歴史学科

1. 事業目的と対象

目的 考古学・文化財の学びを活かした職業として、埋蔵文化財専門職への理解と関心を深め、学修意欲の向上を図る。

対象 歴史学科文化財・考古学コースの1~3年生を中心として、関心のある学生・大学院生

参加人数 2018年度 58名、2019年度 71名（他コース・他学科学生を含む。）

2. 実施体制

大正大学文学部歴史学科

3. 実施に至る背景

本学の文化財・考古学コースには、1学年30名前後の学生が在籍し、そのうちおよそ半数が考古学の卒業論文を提出する。入学生に将来就きたい職業を聞くと、博物館の学芸員と答える学生がほとんどで、地方公共団体や公益財團法人の埋蔵文化財専門職と答える学生はほぼ皆無である。学芸員志望が多いのは、恐らくそれほど深く考えたものではなく、コースでの学びを活かした職業として他に知らないということに原因があるとみられる。そこで、文化庁の「埋蔵文化財保護行政説明会—遺跡をまもってまちづくりー」を参考にして、昨年度、学内で埋蔵文化財職に関する説明会を試行したところ、好評であったことから、引き続き今年度も開催したものである。

4. 實施方法・内容

地方公共団体等の埋蔵文化財専門職に就いている現役の職員4名を講師として招き、1人30分程度で講演していただき、その後質疑を行う。講師は、経験年数の長いベテランと1~2年程度の新人、県・市町村・法人の職員、男性職員と女性職員などのバランスをとり、かつ本学卒業生を含めることとしている。講演内容は、現在行っている仕事の内容、やり甲斐・面白み、難しいところ、大学時代に身につけておくべきことなどである。進行は、学生の状況と埋蔵文化財専門職の両者について知っている文化財・考古学コースの教員が務めた。

5. 効果

説明会は、休憩を挟みながら約3時間に及んだが、途中退席する学生はほとんどなく、最後まで熱心に聞き入る姿が見られた。また質問においても次々に質問が出た。これは各講師に、短い時間の中で、簡潔に、しかも熱のこもった話をしていただいた賜物である。説明会の終了時にアンケートをとっているが、95%以上が「満足」「役に立った」と回答しており、自由記述においても「具体的な仕事内容がわかり、これから何を学べるかわかった」「幅広い仕事があり大変そうだが、その分やりがいがある。」「すごくよかったですので、また開催してほしい。」「とても興味をもった。」など好意的なものばかりであった。何人が埋蔵文化財専門職を目指すかはわからないが、参加学生の埋蔵文化財職に関する理解が深まり、目標が定まり、学修意欲が向上した学生もいたと思われる。

6. 課題

本説明会も地方公共団体等と大学との連携による人材育成の一例と言えるが、まだ初步的なものである。両者の間で、それぞれの特長を活かしたさらに組織的・体系的な人材育成の取り組みがあつて良いと思う。

(文責 御堂島正)



説明会の様子



質疑応答

川崎市内古墳確認調査事業

神奈川県川崎市教育委員会

1. 事業目的

都市化の進展により、多くの古墳が失われてしまった川崎市域において今まで残っている貴重な古墳を対象に、川崎市教育委員会が重点的に調査し、将来の保存・活用に向けた詳細な内容把握を行う。また大学との連携を通じて、学術性の高い調査を実施するとともに、遺跡の調査や保護に携わる人材の育成を図る。対象は、神奈川県指定史跡で切石積の横穴式石室を有する馬糸古墳（川崎市宮前区）、市内で唯一現存する前方後円墳を有する蟹ヶ谷古墳群（川崎市高津区）、6世紀後半の埴輪を出土する塙越古墳（川崎市幸区）等である。

2. 実施体制

調査主体である川崎市教育委員会と専修大学文学部、日本大学文理学部、鶴見大学、多摩川流域遺跡群研究会が協定を締結し実施。

3. 実施にいたる背景

川崎市では現在、史跡樹木官衙遺跡群の重点的な調査・研究、保存・活用を進めているが、今後、行政だけで全ての遺跡を守ることは難しいと考えている。そこで、当該事業を実施する際には、遺跡の内容確認を行いつつ、将来の遺跡の保護・活用の担い手を育成する方法を模索した。その結果、専修大学や日本大学が過去に市内の古墳を調査した実績と、調査現場の確保や人材の育成等を求める大学側のニーズもあったことから、川崎市教育委員会と専修大学文学部・日本大学文理学部・鶴見大学・多摩川流域遺跡群研究会（國學院大學等）とが連携して事業を実施することにした。

4. 実施方法と内容

平成29年度に上記大学等と協定を締結し、4年計画で調査を実施している。実施方法は、市が主催する「市内古墳確認調査会議」で大学等と調査日程や調査方法を確認した後、各大学で募集を行い、参加者を決定する。決定後、全参加者合同の事前準備会を行うとともに、参加者を班に分け、班長を置いて、各班の調査内容の確認を行う。平成30年度は、平成31年2月18日～3月8日まで調査を実施し、教育委員会担当者と大学教授の指導の下、概ね1日12名程度、延べ163名の学生が参加した。調査内容は、蟹ヶ谷古墳群に所在する蟹ヶ谷1号墳（前方後円墳）、2号墳（円墳）、4号墳（低墳丘墓）にトレーナーを設定し、古墳の構築状況や土層堆積等の確認を行った。また、市民向けの現地見学会の開催・運営を行った。

5. 効果

市としては、市域に残る貴重な古墳について、最新の研究や知見を得つつ継続的に調査を実施することができるとともに、府内にも大学連携事業として周知でき埋蔵文化財行政の注目度を上げることができた。また、教育委員会担当者や大学教授の指導を受け、学生達の調査技術の向上が見られるとともに、短期間ではあったが川崎市内での調査に参加したことで、学生達の川崎市への興味・関心が深まったように感じた。さらに教育委員会の担当者から、川崎市における埋蔵文化財保護行政や蟹ヶ谷古墳群を含む市内の古墳時代の様相を説明するとともに、行政における埋蔵文化財担当者の仕事内容を見る機会を設けたことで、埋蔵文

化財専門職への関心が高まり、参加者が卒業後、各地で専門職として就職する等、当該事業が人材育成に役立っている。

6. 課題

確認調査のため調査範囲が非常に狭く、各大学の考古学専攻生は年度によって大きく人数が変わるために、全参加者を全期間参加させることができない年度も出てしまい、調査経験や技術向上が不十分になってしまう場合もある。また、多くの大学との連携事業であるため、関係者との事前調整、調査内容やスケジュールの設定、事業に係わる経費の支出や事務等、教育委員会担当者の負担もかなり大きい。



調査風景 (2号墳)



見学会風景 (4号墳)

近畿地区文化財専門職説明会「文化財を守り、活かし、伝える仕事とは」

近畿地区考古学大学連絡協議会・近畿地区2府5県埋蔵文化財担当者会議

1. 事業目的と対象

考古学を学ぶ大学生・院生を対象にして、実際の文化財専門職の仕事とその魅力について、わかりやすく伝えることを目的としている。同時に大学相互と行政との連携の推進を図る。考古学専攻の学生・大学院生、大学教員、地方公共団体職員など150名から200名程度。

2. 実施体制

- 近畿地区考古学大学連絡協議会と近畿地区2府5県埋蔵文化財担当者会議の共催による。
- ・近畿地区考古学大学連絡協議会（奈良大・皇學館大・三重大・滋賀県立大・京都大・京都橘大・京都府立大・京都造形芸術大・同志社大・花園大・佛教大・立命館大・龍谷大・大阪大・大阪大谷大・大阪市立大・関西大・関西外国語大・近畿大・大手前大・神戸女子大・帝塚山大・天理大・奈良教育大・奈良芸術短大・奈良女子大、以上26大学）
 - ・近畿地区2府5県埋蔵文化財担当者会議（三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）

3. 実施に至る背景

2015年前後から地方自治体等の文化財専門職員の公募が増加してきたのに対し、その対象となる考古学専攻の学生・院生の応募が必ずしも十分ではない。これまで全国の文化財保護と考古学を支えてきた専門職員の人材不足は、世代交代が進みつつある現在、これまで積み重ねてきた文化財保護行政や考古学の研究・教育の継承において大きな問題である。

日本考古学協会奈良大会分科会Ⅲ「大学教育と文化財保護（2015年10月）」で、坂井と福永伸哉氏（大阪大学）によりこの問題が取り上げられた。大学と行政の環境がともに大きく変貌するなかで、双方が人材育成について議論し、問題の大きさとその改善の必要性について確認された。

この問題を共有していた文化庁記念物課は、2015年度に全国2か所で、大学と共に学生向けの埋蔵文化財保護政策説明会を開催した（2016年1月）。この会の趣旨は考古学専攻の学生に埋蔵文化財行政の仕事を具体的に知ってもらうことである。文化庁から近畿地区的大学に協力依頼されたこともあり、学生・教員が合わせて約200名が参加した。文化財の仕事は、発掘だけだと思われがちであるが、文化庁や自治体の専門職員の報告により、遺跡公園の整備や展示会、出前授業、事務的な業務もあり、地域住民とかかわる魅力なども語られた。大学相互の学生・教員や専門職員との情報交換ができることも大きかった。

こうして大学・行政の距離が縮まり、文化庁の試みを継続できないかとの気運が高まった。まずは大学間のゆるやかな協同をめざした近畿地区考古学大学連絡協議会（代表世話人：坂井・福永、事務局：奈良大学）が発足した。さらに、近畿2府4県の埋蔵文化財担当者会議と三重県によりかけて、大学と行政が共同で説明会を開催する運びとなった。

4. 実施方法と内容

第1回の説明会は2017年1月、文化庁の後援をえて、文化財専門職説明会「文化財を守り、活かし、伝える仕事とは」を開催した。

2020年1月の第4回まで、これまで毎年ほぼ同じ時期に説明会を開催している。毎年7月・10月協議会・準備会、1月に協議会・説明会を行っている。

【第4回の内容について 2020年1月26日(日)】

会場 同志社大学今出川キャンパス（良心館104教室）13:00～

発表内容

- ①「考古学の学びと埋蔵文化財行政」（文化庁文化財第二課 藤井幸司）
- ②「考古学とひとをつなぐ仕事」（兵庫県立考古博物館 新田宏子）
- ③「小さな市役所の文化財担当のしごと」（舞鶴市文化振興課 松崎健太）
- ④「古市古墳群の保護と活用」（藤井寺市教育委員会 泉真奈）
- ⑤「花園大学構内第十次調査の報告と感想」（花園大学日本史学科 西脇菜々）
- ⑥「奈良市富雄丸山古墳の発掘調査」（奈良大学 古谷真人・奈良市教育委員会 村瀬圭）

パネルディスカッション「近畿地区的遺跡・文化財保護最前線を知る」

パネリスト：7府県担当者（各地域の遺跡・文化財と採用状況など）と発表者4人

司会：中久保辰夫（京都橘大学）・土星みづほ（大阪府教育委員会）

専門職員からの報告は30分で、文化庁から①、地方自治体から3本（都道府県②、市町村③④）、学生の現場報告は⑤⑥（10分）である。文化庁職員は立場上20年程度の経験者となるが、自治体職員は就職して2年目から数年の若手で、学生にとって身近に感じられる存在である。いずれも自らの学生時代における考古学との出会いや現場経験、そしていまの職場での仕事について具体的に語ってくれた。若い次世代の担当者が着実に育っていることも実感できた。学生の報告⑤⑥は、大学と自治体との連携事業等における発掘体験である。新鮮な感想のなかにささやかな自信も感じられた。

パネルディスカッションでは、各府県の採用状況とともに、学生が知りたい就職までの過程や対策、現場アルバイトの意義、自治体職員からは学生時代に学んでおいたほうがよいことなどが伝えられた。会の終了後の情報交換会では、学生と自治体職員、他大学の学生・教員と活発な交流がみられた。参加した学生は19大学・114名、社会人は大学・行政合わせて65名、計179名である。

5. 効果と課題

近畿地区的大学が協力して、しかも地域の行政との連携が継続的に実現したことの意義は大きい。かつての学生はみな行政の現場に通い、考古学の面白さと専門職員との出会いがあった。実質的に行政の現場が大学教育を補完していたことになる。そうした機会が少ないいま、この説明会のような場はきわめて重要である。大学と行政がかつてとは異なる相互の実情を知ったことも成果であり、行政側も人材養成を担う役割が認識されつつあるように感じる。

会の運営のための特段の予算や組織はない。それでも説明会のレジメを自刷し、報告者や各府県の紹介なども盛り込んでいる。印刷費は必要であるが、報告者・関係者の協力により何とか実施している。説明会は近畿地区ではすでに重要な年中行事となっており、こうした大学・行政の連携推進のためにも、事業内容や文化財の時事問題などを盛り込んだ、ニュースレターの発行やホームページの充実などを図りたいところである。今後の展開のためにも、事務局や予算などのあり方は課題である。

（文責 近畿地区考古学大学協議会代表世話人・奈良大学教授 坂井秀弥）

※参考文献 坂井秀弥 2018 「文化財の人材育成と大学・行政の連携」『明日への文化財』78



地方自治体職員の発表



情報交換会における学生・教員・職員の交流

銅銭司・陶地区文化財総合調査事業

山口県山口市・山口大学

1. 事業目的と対象

山口市 古代の銭貨鑄造遺跡である史跡周防銅銭司跡の遺構の状況を把握する発掘調査や、史跡外に広がる関連遺跡の調査等を行い、周防銅銭司の実態を明らかにし、史跡整備を行うことを目的とする。また、その成果を普及啓発活動を通して地域住民に還元することにより、地域の歴史文化への理解や愛着を深めてもらうとともに、地域を活性化する取り組みに繋がることを目的とする。対象は主に地域住民で、発掘調査体験や現地説明会、講座・講演会、出土品の整理体験等で毎年300名程度の参加がある。

山口大学 本研究プロジェクトの目的は、山口県域のもつ歴史的、文化的特質のひとつである古代の銅工業の実態を文理融合の研究手法によって解明し、その成果を目見る資産として地域に還元していくことである。その手がかりを得る方法のひとつとして、平成28年度から山口市と共同で銅銭司・陶地区文化財総合調査事業の軸となる史跡周防銅銭司跡の調査に着手した。また、本調査は学生の育成の場としてはもとより、地域との連携をはかる場ともなっており、地方国立大学が地域において果たすべき役割を実証することも目的としている。

2. 実施体制

山口市 市文化財保護課が調査の事務処理等の実務的な部分を行い、史跡内の発掘調査や史跡内外の地中探査等は山口大学と協働で行っている。府内や地域との調整は市企画経営課が行っている。事業を進めるにあたっては、史跡周防銅銭司跡調査検討委員会を設置し、その指導を受けながら実施している。

山口大学 平成27年度に山口大学「山口学研究センター」によって採択された研究プロジェクト「古代テクノポリス山口ーその解明と地域資産創出を目指してー」のために、学内を横断して組織した研究体を核に、本研究プロジェクトを契機として包括連携協定を締結した国立歴史民俗博物館をはじめとする学外の研究機関および研究者による体制を構築している。

3. 実施に至る背景

山口市の銅銭司・陶地区には史跡周防銅銭司跡をはじめ多数の文化財があるが、周防銅銭司跡の調査を重点的に取り組むことが困難であった。平成27年度に山口大学からこの地域をフィールドとして、「古代テクノポリス山口」の解明と地域資産創出を目指して市と連携事業を行いたいとの要望があったことを契機に、平成28年度から史跡周防銅銭司跡の発掘調査を軸に据えた銅銭司・陶地区文化財総合調査事業を開始した。

4. 実施方法と内容

史跡内の発掘調査や史跡周辺の古地形・古環境を明らかにするための地質調査を山口市と山口大学が協働で実施している。また、山口大学、国立歴史民俗博物館、岡山理科大学、鹿児島大学、奈良文化財研究所、(公財)元興寺文化財研究所等の研究機関と連携して、周防銅銭司跡をはじめ県内外に所在する関連遺跡等の調査や出土遺物の自然科学分析を行っている。さらに、これによって得られた成果を定期的に講座・講演会を開催して地域住民に還元するとともに、発掘調査体験や出土品の整理体験を行い、地域住民が郷土の歴史に触れる取り組みを行っている。

5. 効果

山口市 発掘調査や自然科学分析等で、山口大学・研究機関と連携して取り組むことにより、様々なアプローチから周防鈔銭司の様相が明らかになってきている。また、大学と連携しての調査ということで地元の注目度も高く、様々な普及啓発活動により地域住民の郷土の歴史に関する理解も向上している。

山口大学 本研究プロジェクトでは、これまでにない広範な研究領域を対象とした文理融合による共同研究が可能となり、山口市をはじめとする県内の関連自治体との協力関係を結ぶことができた。また、史跡周防鈔銭司跡の調査では、地域住民を対象にした発掘体験会に学長自らが参加するなど、大学が地域へ浸透する機会を得ることもできた。さらに、考古学や地質学等の領域に関しては、公共交通機関の基盤が脆弱な地方にあって、大学に近接し長期休暇中に調査期間を設定できるフィールドが得られたことは学生の育成にとってきわめて有用となっている。平成28年度以降、3年間に調査に参加した学生は、地質調査等を含め、延べ220名以上にのぼり、考古学領域では現在までに2名の卒業生が地方自治体の埋蔵文化財専門職に就くことができた。

6. 課題

山口市 様々な研究者・研究機関との連携のため、調査研究の進捗状況・情報共有の難しさがある。山口大学との連携が5年間で終了となるが、この期間に構築された研究機関・研究者との協力関係をどう継続していくかが課題である。また、大学と連携しての調査ということで地域の興味関心も高いが、連携終了後もそれをいかに維持していくかが課題である。

山口大学 中長期的な視野に立った学生の育成や地域との連携は、山口大学にとって重要なミッションである。その遂行のために、本研究プロジェクトが終了する令和3年度以降、得られた研究成果を継承し、史跡周防鈔銭司跡の調査に関しては継続して山口市に協力していく体制の整備が求められる。その受け皿として、人文学部考古学研究室内に（仮称）古代鉄工業研究センターの設置を予定している。



第3次発掘調査



地質調査体験

複数組織が連携した取組

堀尾吉晴共同研究会—戦国武将を題材にした複数組織の共同研究—

静岡県浜松市文化財課

1. 事業目的

本研究会は、戦国武将、堀尾吉晴（1543-1611年）の生涯を通じた人物像を明らかにし、共通の歴史認識を持つとともに、吉晴に関する歴史的・文化的価値の向上を図ることを目的に設立された。関連自治体の職員10余名が参加している。堀尾吉晴は愛知県大口町の出身で、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康に仕えた。滋賀県の佐和山城主、静岡県の浜松城主を歴任し、家督を息子の忠氏に譲った後も実権を握る。堀尾氏は関ヶ原の戦いでは東軍に与し、戦後は出雲・隱岐を拝領。島根県安来市の富田城を経て、のち松江城を築いた。

2. 実施体制 島根県松江市、安来市、愛知県大口町、静岡県浜松市

3. 実施にいたる背景

研究会は平成29年1月に堀尾氏の知行地と出身地である松江市、安来市、大口町の2市1町によって設立された。平成30年2月からは、堀尾氏が1590年から1600年の間に領地としていた浜松市がオブザーバーとして参加、現在に至る。

4. 実施方法と内容

研究会では、文献・城郭・石造物の3つの部会を設け、共同研究を行っている。城郭や石造物の共同研究は埋蔵文化財の専門職員が担い、浜松や松江等を相互に訪ね、現地踏査や意見交換を進めている。城郭部会では、遠江と出雲の双方に近似した本城・支城構成に注目が集まるなど、織豊期から近世初頭の城郭構造や領国支配体制に関わる認識が深まっている。

この研究会では、堀尾吉晴の認知度向上を図るためにパンフレット制作や、イベント開催などのPR活動も行っている。パンフレットは、堀尾吉晴の来歴を紹介するもので、地域振興や観光交流にも寄与する内容を意識した。成果物は、自治体や観光施設をはじめ、城郭にかかる様々なイベントで配布している。自治体職員が講師を務める研究報告会では、会場である松江市に浜松市の職員が出向き発掘調査成果を紹介するなど、ゆかりの地同士の関心誘起に繋げている。

5. 効果と課題

遠隔地をまたぐ共同研究は、普段接する機会が少ない職員が交流するため、広い視野に立った様々な気づきが得られる。若手職員にとっては、行政の立場で研究を進める具体的な手法に触れることができ、別の連携研究を立ち上げるきっかけになるような教育効果も見出せる。自治体ごとに堀尾氏に関わる情報量の多寡が認められるが、相互に補完し合うことで、広域連携の効果を全国に発信しうる取組みと捉えている。



堀尾吉晴に関するパンフレット

「若杉山辰砂採掘遺跡」の国史跡指定に向けた取組み

徳島県文化資源活用課

1. 事業目的（県事業名）

- 阿南市指定史跡「若杉山遺跡」の国史跡指定に向けた取組みとして実施。
- 平成27年度「いにしえの文化財（たから）」次世代継承事業
- 平成28・29年度事業「いにしえから未来へ！「徳島の歴史文化」発見・発信プロジェクト」
- 平成30年度「ふるさとの文化」を活かした、まちづくりプロジェクト

2. 実施体制

徳島県教育委員会・阿南市文化振興課・徳島県立博物館・徳島大学

3. 実施に至る背景

徳島県では平成20年度に「いにしえ夢街道基本計画」を策定し、国指定史跡を中心として県域全体にわたる文化財活用のためのネットワークを構築し、文化財を活かした地域振興に寄与していくことを目指した。しかし、文化財活用の拠点となる国指定史跡件数は7件にとどまり、活用を図っていく上において史跡整備の推進はもちろんのこと、新たな文化財活用の核となる国指定史跡の増加が望まれた。

そこで県では、県域の指定および未指定文化財の重要性について再評価を行う「重要遺跡確認調査」を実施し、遺跡の新たな価値付けを行うとともに上位指定を目指した。その中の一つに、昨年国史跡に指定された阿南市加茂町に所在する弥生時代の辰砂採掘遺跡「若杉山辰砂採掘遺跡」がある。

4. 実施方法と内容

調査・活用事業は徳島県の文化財保護事業に組み込み、平成27年度から平成31年度までの5ヵ年計画で基礎調査・詳細調査のほか普及事業を設定した。埋蔵文化財の総合的活用では、文化庁の補助金「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費」を、発掘調査では「埋蔵文化財緊急調査費」を活用した。

県では平成27・28年度に博物館所蔵資料の再整理を実施するとともに、阿南市内の辰砂採掘関連遺跡の分布調査を阿南市・県立博物館の協力により実施した。また県立博物館においては自然科学的分析（蛍光X線）により出土遺物からの朱の検出作業が、徳島大学では地質学の分野から石材の産地特定と朱の成因過程の解明が行われた。これら成果は『赤色顔料生産遺跡及び判別遺跡の調査 採掘遺跡「石器編」「土器編』として報告書に掲載され刊行されている。

この他、普及・啓発事業として年度毎の成果報告会と講演会を開催した。平成27年度は、朱の講演会「朱を考古学する－弥生時代の辰砂採掘遺跡群の実像に迫る－」を、平成28年度には県立博物館と合同で、「発掘された古代の朱～魏志後人伝に記された弥生時代の朱を探る～」と題し、特別陳列「古代の彩り 徳島の朱」と講演会「朱を考古学するPart II～邪馬台国時代の徳島と朱～」を、平成29年度には講演会「朱の彩り 銅の輝き」、平成30年度には講演会「朱を考古学するPart IV 地質学から若杉山遺跡を読み解く」を阿南市の阿南ひまわり会館で開催した。

埋蔵文化財調査では、平成29・30年度に若杉山遺跡の周辺部を対象に詳細調査を実施した。発掘調査は阿南市が事務局となり徳島県立博物館学芸員のほか、県内外の考古学・地質学分野の有識者で組織した「若杉山遺跡調査検討委員会」を立ち上げ、その指導のもと実施した。調査は分布調査の成果から遺跡がより広

範囲であることや、辰砂採掘場所を特定する目的から県も発掘調査に加わり、市・県で地質的条件の異なる2カ所に調査区を設定し実施した。また徳島大学では、携帯型蛍光X線分析装置の導入や、レーザーアブレーション質量分析により発掘調査箇所の土壤から辰砂鉱物を検出し、採掘場所の特定に至った成果は極めて大きい。調査成果は発掘調査報告書『赤色顔料生産遺跡及び関連遺跡の調査 採掘遺跡』『発掘調査編』にまとめられている。

これらの成果をもとに阿南市では国へ史跡指定への意見具申を行い、令和元年10月に国指定を受けるとともに「若杉山辰砂採掘遺跡」国史跡指定記念シンポジウムを阿南市・徳島県主催で開催した。

5. 効果

「若杉山辰砂採掘遺跡」のように極めて重要かつ他分野からのアプローチが要求される遺跡の史跡指定を進めるにあたって、複数の専門機関との連携により遺跡の評価を多面から検討ができたことで、遺跡の価値付けにおいて重層的かつ幅広い知見が示されたとともに、今後の保護と活用に向けた検討にも大きな成果が得られたといえる。また県においては、市町村に対して人的・技術的支援、また講演会・シンポジウム等ソフト面への支援を行うことで、県内の文化財保護行政の普及啓発面でも新たな方向性を見い出すことができた。このように遺跡の性格、また保護と活用など目的に応じた調査・支援体制の構築は、新たな文化財の保護と活用を目指す上で必要であると実感している。

そして、遺跡が国指定を受けたことは地域住民に「地元の宝」としての意識が生まれ、文化財を守り活用していくボランティアグループの誕生と活動につながっている。また、自然や周辺の文化財を広域的で総合的に活用していく新たな方向性についても、行政の中に文化財保護と活用の意識がしっかりと位置づけられたことは、今回の取組みが地域再生の大きな礎となったと言える。

6. 課題

今後、市町村では「文化財保存活用地域計画」を策定することで、当該区域内での文化財の総合的活用が望まれている。しかしその中で、埋蔵文化財専門職員の配置が遅れている市町村、配置されながら埋蔵文化財の保護と活用が十分に図られていない市町村には今後とも積極的に県が支援し、新たな保護と活用に結びつける必要がある。そして市町村では、文化財の総合的活用を図っていく上で多角的で専門的見地が必要となることから、複数の専門機関との連携が必要となってくる。このことからも県においては、市町村との連携のみならず、県内有識者、また大学や博物館など複数の機関との連携が図れる体制を構築する必要がある。



県・市・博物館・大学連携による合同現地調査



県立博物館を会場に開催された講演会

糟屋地区社会教育振興会 文化財担当者会 教育普及事業

福岡県粕屋町

1. 事業目的と対象

各市町に所在する文化財について、広域的な視点で共同研究を進め、その成果を地域住民に広く公開することで文化財の普及啓発を進めるとともに、共同研究を通して、専門的な知識・技術に関する意見交換を行い、各担当者の資質向上を図っている。

2. 実施体制

糟屋地区社会教育振興会とは、糟屋地区（古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、志免町、須恵町、宇美町）の社会教育機関及び団体相互の連絡調整を図り、糟屋地区社会教育の振興・発展に寄与することを目的に、各市町及び関係団体で組織されたものである。そのうち、成人教育部会に所属する文化財担当者会は、各市町の埋蔵文化財専門職員で構成され、年8回程度の活動を実施している。

3. 実施に至る背景

異動が少ないという専門職員の特殊性を活かし、固定メンバーによる複数年に渡る共同研究を進めて、その成果を冊子化する事業を進めてきた。過去の刊行物は、『糟屋の石』1998、『糟屋の民話』2001、『糟屋の古墳』2005、『糟屋の祈り』2008、『糟屋の宝』2013がある。このような共同研究の蓄積を経て、平成27年度と28年度に「発見！かすや」をキーワードとした文化財講演会を実施した。

4. 実施方法・内容

文化財講演会は、福岡都市圏の自治体で構成される福岡都市圏広域行政事業組合の地域共同事業の採択を受けて開催した。平成27年度は、糟屋地区的最新発掘調査情報を報告する「かすやの発掘最前線」、アジアとの交流の視点から糟屋の歴史を考察する「かすやとアジア」という2つの講演会を企画し、総計932名の参加を得た。平成28年度の講演会は、修驗の道・神功皇后の足跡・古代官道を探る「かすやの“みち”」をテーマに実施し、374名の参加を得た。また、九州造形短期大学と連携して、ツアーマップの作成も行った。

5. 効果

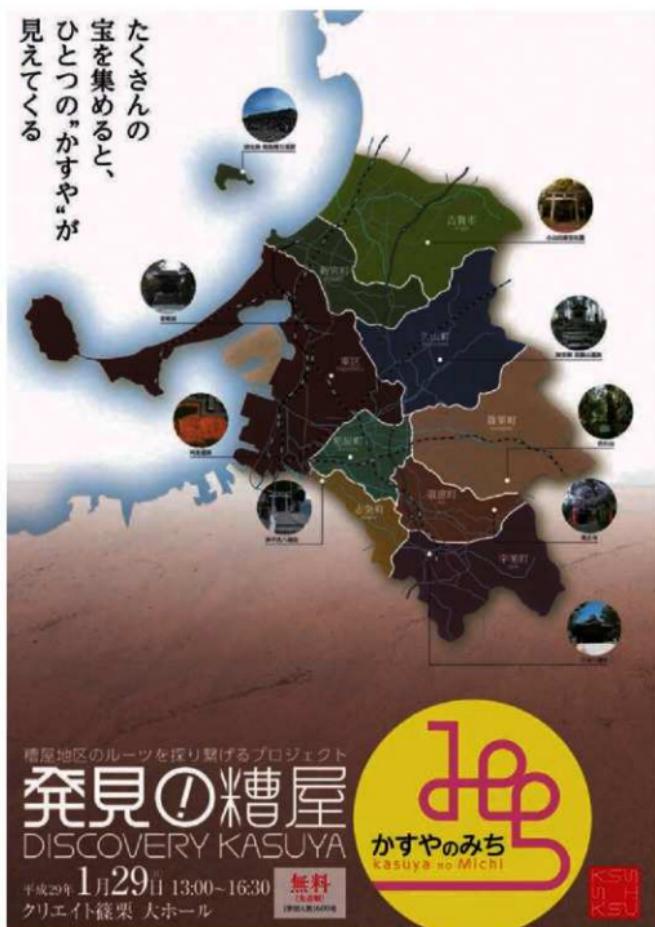
歴史的にまとまりのある地域内において各自治体の担当者相互で検討を加えることは、広域的な視点で文化財を再評価することに繋がると同時に、共同研究を行うことそれ自体が埋蔵文化財専門職員としての研修の場でもあり、知識・技術の向上を図るうえで有益な取り組みと考える。



糟屋地区文化財担当者会 文化財講演会

6. 課題

糟屋地区文化財担当者会の活動が各担当者の通常業務に影響を及ぼさないよう、中・長期的な事業計画のバランスをとることが大切であり、必要に応じて適宜見直しを図っていかなければならない。



専門職員採用に対する支援

埋蔵文化財専門職員採用試験の支援事例 1

山形県教育委員会

1. 実施にいたる背景と目的

山形県では、平成 30 年度に高畠町の埋蔵文化財専門職員の採用試験の支援を行った。高畠町では国史跡「日向洞窟遺跡」の追加指定の計画があり、平成 28 年度から国庫補助を受けて本格的に範囲確認調査を開始、その矢先に町の埋蔵文化財保護行政に従事していた専門職員の定年退職があった。町では、考古学専攻の一般行政職員（新規採用）を埋蔵文化財担当として配属、今後継続して日向洞窟遺跡の確認調査を行う予定としていた。また、追加指定の計画に際しては文化庁と何度も協議を重ね、その協議内容の一つに追加指定に向けた範囲確認調査も然ることながら、町内に所在する 4 件の国史跡の今後の保護・活用に際して、埋蔵文化財専門職員の配置は必須という文化庁からの強い要望もあり、高畠町にとって埋蔵文化財専門職員の採用は喫緊の課題となつたという経緯がある。高畠町では今後の埋蔵文化財保護行政の体制充実のため、埋蔵文化財専門職員（一般職）の採用を検討するが、採用に際してのノウハウについて持ち得てなく手探りの状態であったため、町の総務課より、県に対して採用試験の支援を求めたのがきっかけである。

2. 支援の内容

高畠町から依頼を受けた採用試験の支援内容は、①専門試験に係る問題の監修、②専門試験の採点、③2 次試験（実測）の採点、以上の 3 点である。支援時は高畠町役場内で検討を行った。

①については、事前に問題の素案を他担当が作成し、その内容を検討した。一般的な考古学的知識の習得とともに、県内又は町内に関する考古学的知識の事前習得は必須であるとの作成・監修一同の共通認識に基づき、県内の考古学的事象を中心とした比較的容易な記述形式の問題の作成を心掛けた。あわせて、各問題に対しての解答の採点・配点基準を明確化する作業も同時に行った。

②については、1 次試験後に①の段階で明確化した配点基準に従って採点を行った。採点に際しては 1 つの答案を採点従事者一同で確認しながら採点を行う形式とした。解答が記述形式である場合、必ずしも事前の採点基準に合致しないが、正解として妥当な記述が認められる場合が生じる。この状況に対してはその都度、採点従事者一同の共通理解を行い、当初の採点・配点基準に修正を加えながら採点を行うことになった。

③では、受験者が行った遺物（須恵器等）の実測図や実物の点検を行い、測点や器厚等の再測定を行いながら、事前に想定した要点の配点基準に従って、遺物をよく観察し、どれだけ忠実に描写をしているかを重視しながら採点を行い、実測図から読み取れる受験者の技量を数値化した。

以上、あくまで県は、受験者の埋蔵文化財に対する専門的知識・技術習得の度合いを埋蔵文化財専門職員とした立場で試験内容等を通して受験者の能力・技量を見極め、町にその結果を報告するという役割である。この結果を踏まえ、他の侧面を含めた最終的・総合的な人物像としての可否判断については、一般試験受験者と同様に町が行うものであり、最終決定について県は一切関与しない。ちなみに、この支援を通して、県と町、双方が求める埋蔵文化財専門職員としての役割等について共通理解が得られたのが利点であるようと思われる。

本県の市町村に対する埋蔵文化財専門職員の配置率は、他県と比べて極めて低調である。しかし、文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財専門職員の役割は重要な状況であり、県内市町村に對しては文化財専門職員の採用をお願いしているところである。今後、本県の埋蔵文化財保護行政の体制充実のため、今回のように文化財専門職員の採用に際し、積極的に支援を行っていく予定である。

埋蔵文化財専門職員採用試験の支援事例 2

岡山県教育委員会

1. 概要と目的

岡山県教育委員会では、從来から市町村に対して埋蔵文化財専門職員の適正な配置を働きかけており、その必要性を理解して新規採用や増員のための採用に至った事例がある。その内、平成30年度以前の10年間では、管内2市の採用試験について県が支援を行った。いずれの採用も適正な文化財保護体制の整備を目的として専門職員の増員を図るものである。職種は教育委員会事務局の埋蔵文化財専門員あるいは学芸員である。受験資格の中に「大学等で考古学課程を修了していること」が明記され、1市では発掘調査経験も含まれていた。

2. 實施体制

市からの依頼文書に基づき、県教育庁文化財課埋蔵文化財班長1名が、埋蔵文化財の専門知識と技術を問う試験問題（記述・実技）の作成と採点及び試験監督に従事した。一般教養試験や面接などの専門以外の試験や採用の可否判断は市が行い、県が関与することはなかった。

3. 実施にいたる背景と実施内容

当時、両市には専門職員が配置されていたが、当該職員の経験年数が浅いことや能力の高い人材確保の必要性などから、県に対して専門試験の問題作成・採点及び試験監督について支援依頼があった。

採用試験の周知に関しては、市の広報誌掲載でとどまるなど不十分な状態になるおそれがあった。そのため募集要項の送付先として機関名簿（都道府県、市町村、埋文センター、考古学講座を有する大学など）を作成して提供した。

記述試験の内容は、考古学の方法論や用語等の解説、県・市内の特徴的な史跡・遺跡・遺物の解説、発掘調査や文化財保護法に関する問題で、実技試験は遺物実測である。実技試験においては難易度に差が生じないように遺物を揃えるために、豊富な県保管の遺物から担当者が直接選択した。専門試験の際には、受験者からの質問対応や実測作業を確認するために試験監督を行った。

記述試験の採点に関しては、採点基準を明らかにするために模範解答を作成の上、加点方式で行った。実技試験については、遺物実測技術の習熟度を見極めるために、実測図の正確さ、遺物の観察力、製作技法の理解度を採点した。なお、試験会場での実測作業を観察し、実測手順・手法も採点項目とした。

4. 効果と課題

県が専門試験に関与することで得られる効果としては、一定の専門性の担保と平準化が挙げられる。実際に専門試験を伴わない場合もあり、専門試験が行われる場合でも市町村ごとに内容の格差が生じるおそれを考えると、この点は重要である。さらに派生的ではあるが、市町村の埋蔵文化財保護体制の把握に繋がることも効果の一つである。

専門職員採用試験の支援に関する課題については、直接ではないが埋蔵文化財保護体制の充実を考えると採用後の人材育成に対する支援が懸念事項である。特に試験では測れない発掘調査技術や運営などの実務能力の向上に関しては、市町村でその場を十分に確保することが困難であるので県の支援が重要である。

埋蔵文化財専門職員採用試験の支援事例 3

福岡県

1. 事業目的と背景

福岡県では、市町村が実施する埋蔵文化財専門職員採用試験に際し、市町村からの要請があれば、必要に応じて試験に関する支援を行っている。これは市町村へ専門職員の配置を促していく観点からの取組であるが、歴史的な背景としては、昭和 54 年に県教育委員会教育長から各市町村教育委員会教育長宛て「文化財保護行政の体制整備について」(通知)により、市町村に対して専門職員の配置を促していったことが大きい。これは大規模開発が増加し、埋蔵文化財の対応が急務になっていた当時、地域ではぐくまれた文化はそれぞれの市町村で保護していくという考え方によるものである。その趣旨を県内 6 つの教育事務所に県の文化財専門職員を配置し、市町村へ发掘調査等の技術支援を行いながら説明し、必要であれば採用試験についても支援を行っていったことが、現在につながっている。市町村にとっては、厳正かつ公平な採用試験を行う観点や、一定の知識や技術を持った職員を採用するといった点で、県に支援を求める場合が多く、県としても県内市町村へ専門職員の配置を促し、体制整備を行っていく必要性から、これに応えている。

2. 支援内容

支援内容は、市町村からの要請内容にもよるが、近年の採用試験の動向を踏まえ、専門試験や実技試験に関する助言等が多く、市町村の人事担当部局と協議を行なながら進めている。

3. 効果

効果としては、市町村で一般教養試験だけでなく、専門試験の実施が行いやすくなる点が挙げられ、専門職員に必要な一定の知識や技術を持ち合わせた職員の選抜ができていると言える。実際に専門職員数も増加しており、近年は定年退職者も多い中、その補充に留まらず、必要に応じた体制整備を図っていくこともつながっている。現在は県内 60 の市町村のうち 59 の自治体で埋蔵文化財専門職員が配置されており、合計人数も 200 を超えるに至っている。これは、県から市町村に専門職員の必要性や知識及び技術継承の重要性を説明し、体制整備を働きかけるとともに、市町村から職員採用についての相談を受けていていることも大きい。日頃から市町村毎に業務について相談に応じる中で、事例紹介や他の市町村との比較をしつつ、必要な人員について認識してもらうことが重要と考えている。

4. 課題

ただ近年は、専門職員採用試験の受験者数が全体的に減っており、出願者がいない場合や、試験を行っても結果的に採用者がいる場合もある点は課題となっている。今後、高校生や大学生を含めて働きかけを行い、文化財関連に興味がある人の裾野を広げる取り組みも必要となる。

表 福岡県内の市町村埋蔵文化財専門職員数の推移

年度	市町村専門職員数(正職)	市町村比率
平成 27 年度	202	100%
平成 28 年度	201	97%
平成 29 年度	205	97%
平成 30 年度	210	97%
令和元年度	216	95%

参考資料

- 1 埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修
- 2 埋蔵文化財保護行政基礎講座の見直しについて
- 3 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会委員名簿
- 4 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会協力者名簿
- 5 調査研究委員会等における審議経過

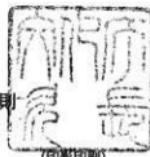
1 埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修



30文庁第717号
平成30年12月21日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化庁次長
村田善則



埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント 職員養成研修の実施について（通知）

このたび、文化庁では、別紙1の要項に基づき、埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修を新たに実施することとしました。

第196回国会において成立した「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、都道府県による文化財保存活用大綱の策定について定めるとともに、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の認定制度を設けており、今後、各地方公共団体において、各文化財の価値を総合的に把握し、一体的な保存と活用を企画・立案する専門的な人材の確保が不可欠となっています。また、「文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（平成29年12月8日文化審議会）並びに衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会による「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」においても、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が強く求められています。

今後の適切な文化財保護行政の推進にあたっては、専門人材の養成は最も重要な事項のひとつであり、将来の文化財行政を担うリーダーの育成のため、多くの地方公共団体の文化財専門職員が本研修を受講することを希望いたします。

については、本研修の趣旨及び内容等を充分に御了知いただくとともに、貴管内の指定都市及び市区町村に対し、周知いただくようお願いします。開催場所や日程等、詳細については、別途連絡します。

なお、本研修の詳細については別紙を御参照願います。

- 別紙1 埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修実施要項
- 別紙2 埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修受講要件
- 別紙3 埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修概要

【本件担当】

文化庁文化財第二課 菊地・近江
電話 03-5253-4111 (内 2879)
FAX 03-6734-3822
e-mail ohmi@mext.go.jp

埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修実施要項

平成30年12月21日
文化庁次長決裁

1. 目的

文化財保護行政に相当期間携わることにより、十分な経験を積み、かつ相応の専門的知識と行政知識を有する埋蔵文化財専門職員等に対し、地域の文化財保護行政において中心的な役割を担うために求められる資質・能力を向上させるための研修を実施することにより、文化財保護行政の円滑・適正な遂行を図る。

2. 主催 文化庁・独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

3. 期間 4日間

4. 会場 年2回 東日本と西日本

5. 受講対象者

別に定める受講要件を満たす者で、都道府県の文化財保護部局が推薦する者のうち、文化庁が適当と認めた者

6. 受講者数 1回あたり120名

7. 講習科目 別紙のとおり

8. その他

- (1)すべての研修プログラムを修了した者には文化庁から修了証を交付する。
- (2)受講者の旅費、滞在費等は、受講者所属の地方公共団体が負担する。
- (3)研修会開催に要する経費は、文化庁が負担する。

埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修受講要件

1. 受講対象者

○本研修は以下の要件をすべて充足している者を対象とする。

- ①地方公共団体に所属する埋蔵文化財専門職員であること。
- ②埋蔵文化財保護に係る専門的な業務を相当期間経験していること。
- ③発掘調査能力を有していること。
- ④文化財保護制度に関する知識を、一定程度有していること。
- ⑤文化財保護に係る業務はもちろんのこと、行政そのものに対する高い関心を有し、かつ行政職員としての普遍的で基礎的な資質・能力を有していること。

①とは、以下のア又はイを満たす者とする。

- ア. 大学又は大学院において、考古学又は日本史及びその関連諸分野[※]（以下「考古学等」という。）を専攻し、卒業又は修了した者
 イ. 所属組織が実施する考古学等の専門的知識を計るための試験（教養試験のみでの採用者は除く）により選考された者
 ベ. ただし、上記ア、イに該当しない職員であっても、行政目的で行う発掘調査（発掘作業の担当及び発掘調査報告書の作成）を担当した者のうち、都道府県の文化財保護部局が適当と認める者は対象とする。
 ②でいう専門的な業務とは、埋蔵文化財保護行政の4段階である「把握・周知」「調整」「保存」「活用」に係る業務を指す。

各段階に係る業務の具体的な内容については、別に例示する。受講希望者は、4段階の業務が埋蔵文化財保護のための一連の業務であることを十分に認識している必要がある。加えて、各段階に係る業務すべてを実際に経験、若しくは文化庁が行う他の研修や都道府県が行う研修の受講等を通じて、これらの業務内容と目的等に関する十分な知識を獲得している必要がある。

※文化庁が行う研修には埋蔵文化財保護行政基礎講座などがある。

- ②でいう専門的業務の相当期間は12年以上とする。

ただし、以下の要件を満たすことにより、規定の年数からそれぞれに示す期間を減じることができる。業務経験年数には前任地（任期付き職員としての雇用期間も含む）における経験年数も含むこととする。

ア. 大学等における考古学等専攻による特例

学部において考古学等を専攻 必要とする業務経験年数から2年を減じる

大学院において考古学等を専攻 必要とする業務経験年数から2年を減じる

※学部・大学院ともに考古学等を専攻した者は、必要とする業務経験年数から4年を減じることとする。

イ. 講習等の受講に関する特例

・都道府県が実施する専門的知識・技術の向上を目的とした講習会（連絡調整のための会議や初任者等を対象とした基礎的な技術・行政知識の取得を目的とした講習会は除く）を通算10時間以上受講した者は、必要とする経験年数から1年を減じる。

・独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が実施する専門研修を受講した者は、必要とする経験年数から1年を減じる。

※いずれも1回限りとし、イの特例の適用は2年を上限とする。

- ③でいう発掘調査能力とは、文化庁が示した「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」及びこれに基づき都道府県や地域ブロックが作成した調査基準に基づき適切に発掘調査を実施することができる能力のことをいう。

2. その他

(1) 埋蔵文化財専門職員以外の受講について

埋蔵文化財専門職員以外の文化財専門職員に、本研修を受講させようとする場合はそれを妨げない。その場合の受講要件は、以下のとおりとする。

- 1. ①～③で示した要件を、受講希望者が専門とする類型の文化財に置き換えて、受講要件とする。
 - 1. ②の業務経験年数は12年を基本とし、ア、でいう専攻による特例も各類型の文化財の専攻に置き換えることとする。ただし、本庁における（埋蔵文化財の「調整」に類する）業務経験は必須とする。
 - 1. ②イ講習等の受講に関する特例には、文化庁及び独立行政法人国立文化財機構等が行う専門研修を加える。
- (2) 本件に関する問合せ先
- 都道府県の文化財保護部局を通じて、文化庁文化財第二課本研修担当に問い合わせることとする。

【1. ②でいう「把握・周知」「調整」「保存」「活用」に係る業務の例】

①「把握・周知」に係る業務の例

- 埋蔵文化財包蔵地の把握(分布調査、試掘・確認調査の実施)に係る業務
- 埋蔵文化財包蔵地の決定に係る業務
- 埋蔵文化財包蔵地図・台帳の作成若しくは更新及び公開に係る業務
- 開発事業者、発掘調査組織に対する埋蔵文化財の取扱説明会等の開催に係る業務
- 埋蔵文化財包蔵地の照会に係る業務

②「調整」に係る業務の例

- 文化財保護法第92条～94条等の届出・通知の事務処理や出土品の認定に係る業務
- 関係部局との連携、開発事業との調整に係る業務(試掘・確認調査及び工事立会の実施、遺跡の取扱いに関する判断や事業者等との記録保存の範囲や経費、期間等の協議等)
- 発掘調査の実施に先立って行う以下の業務
 - ・積算、契約に係る業務
 - ・事業者との保存協議、調査着手・終了時期の決定、調査に至る事前条件整備に係る業務
 - ・地元住民説明、地権者説明等に係る業務
 - ・発掘業務委託に係る業務
- 発掘調査後の遺跡の評価、現地保存の調整に係る業務
- 発掘調査の実施や遺跡の保存等に係る文化庁・域内市町村等関係機関との連絡調整に係る業務

③「保存」に係る業務の例

- 記録保存目的の発掘調査に係る業務
- 保存活用目的の発掘調査に係る業務
- 発掘調査の監理(指導・助言、検査)に係る業務
- 史跡指定や現状変更に関する調整、指導・助言、調査等に係る業務
- 重要遺跡の保護・保存に係る協議・調整に係る業務
- 史跡指定に関する調査、発掘調査報告書等作成及び意見具申に係る業務
- 保存処理又は考古資料の修理(委託も含む)に係る業務
- 台帳の整備等、発掘調査の記録類や出土品の保管(保存)に係る業務

④「活用」に係る業務の例

- 埋蔵文化財に関する講演会や体験学習会、学校等での活用事業(博物館等における考古学関係の展示や広報資料作成等を含む)の企画及び実施に係る業務
- 史跡整備計画の立案及び施工管理、維持管理等に係る業務
- 埋蔵文化財に関するホームページの作成・管理等に係る業務
- 現地説明会等、住民等への遺跡説明会の開催に係る業務
- 博物館等における考古学関係の展示の企画・実施等に係る業務
- 史跡ガイダンス施設や埋蔵文化財センター等の建設に係る業務

埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修の概要

1. 検討の背景

- 文化審議会による「文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（以下「第一次答申」という。）では、これから時代にふさわしい文化財の継承のための方策として、「文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的・計画的にその保存・活用に取り組むことが重要である。」との指摘がなされている。そして、その実現のためには、専門的な人材の継続的な配置や資質・能力の向上が不可欠であるとともに文化財保護部局の適切な体制の整備が必要とされている。
- 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（以下「附帯決議」という。）においても、「二. 文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。」が記載すべき事項のひとつに掲げられている。
- 文化財保護行政においては保存と活用の均衡が重要であり、特に保存に悪影響を及ぼすような活用があつてはならないことは第一次答申等で示されているところである。また、文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」（平成25年1月2日）で文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点として「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」が掲げられている。このように、適切な文化財保護行政を推進していくためには、専門性を有する人材の確保と体制の整備が不可欠であるとともに、専門職員の有する専門的な知識を活かすことにより、良質かつ魅力的な活用が実現できると考えられる。
- 現在、地方公共団体においては本府、調査組織、博物館等に埋蔵文化財、建造物、美術工芸等の類型別に文化財専門職員が配置されており、今後はその一層の充実が求められるところである。一方で、第一次答申では、各類型の文化財を総合的に調査・把握し、その保存と活用を適切に行なうことが求められ、そうした取組に対し文化財専門職員は専門的な知識と高度な技術に基づき中心的な役割を果たすことなどが期待される。
- 文化財専門職員は、地方文化財保護審議会の構成員や各類型の文化財の専門家その他の学識経験者等と連携しつつ、各文化財の価値を総合的に把握し、一体的な保存と活用を企画・立案することが求められる。また、これらの能力を有する文化財専門職員は、「文化財保存活用大綱」や「文化財保存活用地域計画」及び「保存活用計画」の策定するためには不可欠である。
- 今後、地方公共団体は十分な資質・能力をもつ文化財専門職員の採用に努めるとともに、研修等の受講により現在所属している文化財専門職員のさらなる資質・能力の向上に努める必要がある。
- 文化庁や独立行政法人国立文化財機構では、専門的な人材の養成・確保、資質・能力の向上を目的とした研修等、種々の取組を実施しているが、それらは文化財の類型別に行なわれているため、上記のような人材育成のためには文化財類型の全体を横断的に対象とする「総合的な研修」が必要と考えられる。

2. 研修実施に関する基本的な考え方

- このような人材育成は、文化庁内部での議論を深化させるとともに、必要に応じて文化審議会による検討を経て提示することが適当であるが、その実施には相応の時間を要することが考えられる。このため、「総合的な研修」の具体化は近い将来に期することとし、まずは地方公共団体の文化財専門職員のうち、大多数を占める埋蔵文化財専門職員を主たる対象として、埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修を新たに立ち上げることとし、その在り方等について、埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会において検討を行った。
- 本研修は、地方公共団体において文化財保護行政を担っている文化財専門職員について、第一次答申で示された期待される役割を果たすために必要な資質・能力を養成することを目的とする。
- なお、本研修は「総合的な研修」と基本的な趣旨・目的を同じくするものであることから、それらは仕組み・内容の在り方として共通のものとするとともに、本研修の修了者については「総合的な研修」の修了者と同等の扱いとするなど、十分な配慮を行うよう検討することとする。

3. 本研修の内容に関する基本的な考え方

- 本研修では、
 - ①地域の文化財全般を周辺環境とともに総合的に「把握」する上で必要となる専門的な資質・能力等の向上
 - ②地域の文化財を適切に保存・活用する上で必要な知識と、行政及び民間が連携した総合的「活用」を企画しコーディネートする資質・能力の向上
 - を主たるテーマとした専門家等による講義、各地の取組事例の報告、受講者間によるグループワークなどをを行う。
- ①は「文化財保存活用大綱」や「文化財保存活用地域計画」の根幹となる地域の文化財の総合的な把握に係る内容である。第一次答申で示された事項をはじめとする改正法の目的、総合的把握の実践に係る基礎的な事項に関する講義のほか、各地の先進事例の紹介等を通じて、地域の文化財を体系的に把握する方法とその保存等についての研修とする。
- ②は文化財の類型・存在形態の違いや指定、未指定に関わらず、文化財をまちづくり等のさまざまな場面で活用するための方法や考え方を具体的な事例を通じて紹介する。また、文化財の価値や内容に応じて多様な活用の在り方があることを示すことにより、地域社会の振興のために文化財をどのように活かすかという内容も含めた研修とする。
- 個々の講義内容は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所をはじめとする関係諸機関との協議の上、文化庁が決定する。

4. 受講者及び選定方法

- 埋蔵文化財専門職員のうち豊富な実務経験と高度な専門的知識を有する者を主たる対象とし、文化庁は受講要件を定める。
- それに基づき地方公共団体が受講希望の申込を行い、都道府県の文化財保護部局が域内の受講希望を取りまとめの上、受講者を推薦することとする。
- 文化庁は都道府県の文化財保護部局による推薦者の中から受講者を決定し、都道府県の文化財保護部局に通知する。
- なお、1で示した役割を担うことが所属する地方公共団体から期待されている埋蔵文化財

専門職員以外の文化財専門職員を、本研修を受講させようとする場合はそれを妨げない。その場合の受講要件は、別紙の「埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修受講要件」で示す①～③の要件を当該文化財専門職員の専門類型に置き換えたものとする。

※第一次答申等で示されている資質・能力等を有した人材を短期間の研修で養成するためには、受講者には地域の文化財に関する相当程度の知識や文化財保護に関する実務経験があらかじめ備わっていることが不可欠であるため、受講要件を設けるものである。

5. 実施方法

- 全国の埋蔵文化財専門職員等の受講機会を確保するため、開催は年2回、東日本と西日本でそれぞれ行うこととする。
- 1回あたりの研修期間は、4日間とし、連続受講を原則とする。
- 1回あたりの受講者数は、120名（年間240名）を目安とする。

6. 受講により得られる効果

各地方公共団体に本研修修了者を配置することにより、次のような施策・事業の実施・実現に寄与することができる。

- 「文化財保存活用大綱」や「文化財保存活用地域計画」、「保存活用計画」を策定する上で必要な、様々な類型の文化財をその周辺環境とともに総合的に把握するための調査の企画・立案及びその実施が可能となること。
- 各類型の文化財の専門家等と連携しつつ、地域の文化財の特性に応じて適切に価値付けを行うとともに、それを関係諸機関や地域住民らと共有することを通じて、文化財とそれを育んだ地域の持続的な維持発展につながる気運を醸成すること。
- 各地で行われている適切な保存・活用に対する取組の把握や、関係諸機関や他地域の文化財専門職員との連携を行うことなどを通じて、広い視野での問題意識を養うとともに地域の特性に応じた活用事業を企画・立案すること。

7. その他

- 受講者の参加意識を高めるために、受講者には研修の内容に応じた事前の準備を求めるとともに、研修期間中に発言機会を設ける。
- 受講者には、研修終了後に所属機関を通じてレポートの提出を求める。
- 講師は産学官さまざまな立場の者に依頼するとともに、各地の先進的事例を幅広く紹介するため、地方公共団体にも事例報告の講師の推薦を依頼する。

受講者の決定方法について

1. 受講者決定までの流れ

本研修の受講者は、以下の手順により決定する。

- ①別紙の受講申込書に必要事項を記載の上、所属名で都道府県文化財担当部局担当課あてに提出する。
- ②都道府県は、受講希望者が別に定める受講要件を充足しているか十分に審査した上で、別紙2の受講者推薦書に受講申込書の写しを添えて文化庁文化財第二課研修担当に送付する。
- ③文化庁は、受講者推薦書及び受講申込書を審査し、受講決定通知に事前レポートの課題を示した書面を添えて、都道府県文化財担当部局担当課及び受講決定者あてに送付する。

2. 受講希望者が定員を超えた場合の対応

受講推薦人数が定数を超えた場合、文化庁は都道府県の受講対象者の人数に応じて、都道府県ごとに受講者数の配分を行い、それを提示する。都道府県は、配分された人数に応じて、受講者の調整を行い、受講者推薦書を再度、文化庁に提出する。調整にあたっては、以下のことを参考とする。

- ①都道府県・相当数の埋蔵文化財文化財専門職員等を抱える地方公共団体には早期に受講修了者を配置できるよう努めること。
- ②文化財保護法で定める文化財保存活用大綱や文化財保存活用地域計画を策定中若しくは策定計画中の市町村を優先すること。
- ③文化財の総合的把握のための調査を実施中若しくは実施計画中の地方公共団体等、文化財の保存と活用を積極的に進めている市町村について配慮すること。

なお、都道府県の文化財保護担当部局は域内市町村の文化財保護に関する取組状況に鑑み、受講修了者をバランスよく配置できるよう配慮することとする。

3. 都道府県による推薦の特例

文化財専門職員のうち地域の文化財に関する高度な専門的知識と文化財保護制度に関する知識を有し、その所属組織における文化財保護行政の推進のために不可欠な人材と都道府県の文化財保護部局が認めた者については、受講要件を十分に満たしていない場合であっても、推薦することができる。ただし、その場合、都道府県の文化財保護部局は、推薦の具体的な理由を付さなければならぬ。

なお、ここでいう地域の文化財に関する高度な専門的知識とは、所属する地域の文化財を対象とした研究論文の執筆や任意団体等が主催する地域における文化財の普及・啓発活動に対する継続的な支援実績等の自己研鑽活動を目安とし、文化財保護制度に関する知識とは、文化庁や都道府県が行う研修等の受講経験を目安とするのが適当である。

4. 受講要件に関する補足

(1) 受講要件に係ること

埋蔵文化財専門職員

○ここでいう埋蔵文化財専門職員とは、専門性をもって埋蔵文化財の保護等に係る業務を担当する者を指し、職務上の位置付けが事務職か技術職等かを問わない。

○一般事務職員や教職員として採用された者であっても、研修受講要件を充足する者は対象とする。

○ただし、嘱託等の任期付職員、再任用職員は対象外とする。

経験年数の考え方

○経験年数には、前歴(現所属採用以前の埋蔵文化財専門職員としての経験)も含む(嘱託職員としての経験や民間調査組織における経験年数を含む)。

○ただし、異動等により文化財以外の業務(文化財に関する専門知識を要しない部署)に従事した期間については、経験年数から除外する。

専門的業務への従事についての考え方

○基本的には、本庁で一定の経験を有する者とする。ただし、現在の所属が本庁以外であっても、過去に本庁業務を経験した者あるいは今後、本庁業務を行う見込みがあり、かつ文化財保護行政に関する相当程度の知識があると認められる者は対象とする。

受講者の年齢について

○年齢の上限については特に定めないが、本研修は「埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修の実施について(通知)」(平成30年1月2月21日付け30文序第717号 文化庁次長通知)で示したとおり、将来の文化財保護行政を担うリーダーの育成を視野に入れて実施するものであり、研修の内容も「文化財保存活用大綱」や「文化財保存活用地域計画」の作成に必要な資質能力の向上を目的としているので、それに則り適切な判断を希望する。

(2) 特例に係ること

受講要件の一部を満たさない職員の取扱いについて

○発掘調査経験や行政経験が不十分等、受講要件の一部を充足していない専門職員であっても、「3. 都道府県による推薦の特例」により推薦することができます。これは、埋蔵文化財以外の文化財専門職員にも適用することができます。

本庁業務を経験しない文化財専門職員の受講について

○公益財団法人等調査組織のプロバー職員等、本庁業務を経験する可能性が乏しい埋蔵文化財専門職員であっても、その設立等組織による文化財保存活用大綱や文化財保存活用地域計画の策定と計画に基づく保護業務の実践に携わることとされている職員については、受講者として推薦することができるものとする。

○上記は博物館等に勤務する埋蔵文化財専門職員以外の文化財専門職員も同様とする。

受講申込書

住所 _____

組織名 _____

職氏名 _____

以下の者を、埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修の受講者として申し込みます。

受講者職・氏名 _____

受講者の略歴			
大学		専攻	
大学院		専攻	
職歴	採用試験 の種類	専門試験あり	専門試験なし
研修受講歴・ 論文等実績	経験年数	年齢	歳
組織の実情			
文化財保護の計 画			
城内の文化財 の状況			
その他特記事 項			
受講希望時期	前期	後期	どちらでもよい

受講者連絡先

所属組織住所 _____

組織名・所属 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

受講申込書（記入例）

住所 所属組織の住所

組織名

職氏名

以下の者を、埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修の受講者として申し込みます。

受講者職・氏名

受講者の略歴			
大学	H18. 3. 31 ○○大学卒業	専攻	考古学
大学院	H20. 3. 31 ○○大学院修了	専攻	考古学
職歴	採用試験 の種類	専門試験あり	専門試験なし
	H20. 4. 1	○市教育委員会文化財課採用	発掘調査業務に従事（保存・活用）
	H23. 4. 1	文化財課○○係に異動	窓口業務担当（周知・調整）
	H27. 4. 1	○○課へ異動	文化財以外の業務に従事
	H30. 4. 1	文化財課○○係に異動	発掘調査業務に従事（保存・活用）
	経験年数	10年（うち文化財以外3年）	年齢
研修受講歴・ 論文等実績	H25. 8	奈良文化財研究所専門研修	報告書作成課程受講
	H20~26	○○県の埋蔵文化財担当者講習会を毎年受講（1回4時間）	
組織の実情			
文化財保護の計 画	平成○年に、史跡○○保存活用計画を策定済み。平成○年度から地域計画を策定予定。また、同計画策定のための調査を開始する予定。		
城内の文化財 の状況	指定文化財の件数 国史跡○件、登録有形文化財○件 県指定美術工芸品○件 市指定文化財 ○件、そのほか○○遺跡など周知の文化財包蔵地が市内各所に点在		
その他特記事 項	平成○年から文化財担当職員を○名から○名に増員するなど、市の文化財保護体制の充実に努めているところである。		
受講希望時期	前期	後期	どちらでもよい

受講者連絡先 受講が決定した場合の通知の発出先を記載下さい

所属組織住所

組織名・所属 受講決定通知の宛先となる所属長の職名も併記

電話番号

メールアドレス 本人と連絡可能な公用のアドレス

受講者推薦書

都道府県

埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修の受講者として、以下の者を推薦します。

※受講時期については、調整させていただく場合があります。

※所属欄には、受講決定通知の宛先となる所属長の職名（氏名は不要）も併記下さい。

※都道府県による特例推薦者については、自己研鑽活動の実績とともに推薦理由（様式は問わない）を別に添付して下さい。

【都道府県担当者連絡先】

所屬組織住所

組織名・所属

電 話 番 号

メールアドレス

研修内容

	大テーマ	小テーマ
事前準備	○事前調査	・所属地域における文化財の実情
初日 10:45～ 17:45	○文化財保護制度の歩み	(文化庁)
	○文化財の総合的把握と必要な体制 1	・法・制度 1 (文化庁)
		・法・制度 2 (文化庁)
		・総論
		・調査方法 1
2 日目 9:00～ 17:30	○文化財の総合的把握と必要な体制 2	・調査方法 2
		・調査事例 1
		・調査事例 2
	○文化財とまちづくり・ひとづくり	・総論 (文化庁)
		・関連法令
		・事例 × 1
	○文化財の情報発信	・観光
3 日目 9:00～ 17:30		・情報発信
	○災害と文化財	・総論
		・事例 対応編
		・事例 防災計画編
	○文化財保護をめぐる国際情勢	
4 日目 9:00～ 16:00	○文化財マネジメントにおける文化財専門職員の役割	・グループディスカッション
終了後	レポート	

※時間は講義及び関連行事の時間（初日受付開始は 10:00 を予定）

2 埋蔵文化財保護行政基礎講座の見直しについて

事務連絡
平成31年4月16日

各都道府県埋蔵文化財主管課長 殿

文化庁文化財第二課
(埋蔵文化財部門)

埋蔵文化財担当職員向け研修の平成31年度の予定について

平成31年度以降の、埋蔵文化財保護行政基礎講座の実施方法を下記のとおり改めますのでお知らせします。

なお、埋蔵文化財担当職員等講習会、及び平成30年12月21日付け30文庁第717号「埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修の実施について(通知)」の開催地、開催日程は下記のとおり決定いたしましたので、併せてお知らせします。

記

1. 埋蔵文化財保護行政基礎講座

本講座については文化庁主催による従来の実施方法を改め、都道府県において開催する研修への文化庁からの講師派遣として行うこととする。詳細については別紙を参照のこと。

2. 埋蔵文化財担当職員等講習会(従来の実施方法のとおり)

前期	北海道札幌市	ホテルライフォート札幌	2019年8月21~23日
後期	愛媛県松山市	道後温泉にぎたつ会館	2020年2月5~7日

3. 埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修(新規)

前期	東京都国分寺市	都立多摩図書館	2019年9月24~27日
後期	京都府京都市	ルビノ京都堀川	2020年2月18~21日

※2、3については、詳細が決定次第、別途、文書にてご案内いたします。

【本件担当】

文化庁文化財第二課埋蔵文化財部門

森先 一貴

電話 03-5253-4111 (内2879)

FAX 03-6734-3822

e-mail morisaki@mext.go.jp

埋蔵文化財保護行政基礎講座の見直しについて

1 埋蔵文化財保護行政基礎講座の見直しの経緯

文化庁では、埋蔵文化財専門職員の世代交代や、文化財保護法の改正によって必要となる新たな人材育成制度を整備するため、埋蔵文化財専門職員の各キャリアステージに応じた体系的な人材育成システムを構築することを目的に、平成29年度より「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」で検討を進めている。検討のなかでは、国や地方公共団体が行う既存の講座や講習会についてその位置づけを明確化し、地域の文化財保護行政のリーダーとしての役割を果たす人材の育成のため、新たに「文化財マネジメント職員養成研修」の実施を決定するとともに、既存の研修の実施方法についても見直しを進めている。その一環として埋蔵文化財保護行政基礎講座の実施方法を再検討する。

若手の埋蔵文化財担当職員を対象に実施してきた本講座については、過去4年間の実施を通じて毎回100名を超える参加者がありその必要性が認識される一方で、東京開催であることから受講者の偏りがあること（これまで埼玉・千葉・東京・神奈川の受講者が全受講者の約36%を占める。）、また、平成30年度に行った都道府県を対象としたアンケート調査では、研修の有効性について高く評価されている一方、7道県が旅費や日程の関係で受講できないとするなどの問題が指摘されている。本基礎講座については、埋蔵文化財保護行政の根幹をなす法や制度、及び運用の在り方についての知識を身に着けることを目的とするため、こうした問題を是正し、広く全国の担当職員に受講の機会を与えることが重要であるため、以下の通りの見直しを行う。

なお、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」での検討は、細部の検討を固めたうえで、平成31年度中に報告として取りまとめる予定であるが、近年、市町村を中心に若手人材の採用が活発化している状況に鑑みて、基礎講座の見直しについては先行して実施することとした。

2. 見直しの方向

(1) 基本的な考え方

①受講機会の拡大・均質化を図ること。

全国の埋蔵文化財専門職員に等しく受講機会を与えるため、地域ブロック若しくは都道府県毎に開催することとする。

②地方公共団体の負担が少ない方法で実施すること。

地方公共団体に新たな研修の立ち上げを求めるのではなく、すでに都道府県あるいは地域ブロックが継続的に行っている研修・会議等に、文化庁から講師を派遣する方法とする。

③これまでの基礎講座の内容・質を低下させないこと。

内容は、基礎講座の主たる目的である埋蔵文化財保護行政に携わるために最低限必要な法制度やその運用、補助金等の実務に関する知識の教授に特化する。

④幅広い年齢層を対象とすること。

これまでの基礎講座は経験年数5年以下を目安としてきたが、それを撤廃し埋蔵文化財保護行政に携わる職員すべてが受講することができることする。

(2) 文化庁が行う講義の内容

これまでの基礎講座は、別紙のとおりⅠ～Ⅲ群からなる（別紙参照）。このうち、新たな基礎講座の内容はⅠ群の講義に相当する内容とする。また、Ⅱ群及びⅢ群に相当する講義を行おうとする場合には、会議等を主催する都道府県あるいは地域ブロック（以下「主催者」という。）が内容を決定することとする。Ⅲ群に相当する講義を企画するにあたって、全国の取組や講師の選定等については情報が必要な場合には、埋蔵文化財部門が相談に応じる。

また、Ⅰ群の内容・講義時間については、いくつかのメニューを用意することによって、主催者が行っている研修の中に、基礎講座の内容を組み込みやすいよう配慮する。ただし、基礎講座のねらいのひとつである埋蔵文化財保護制度と運用に関する講義は必ず行うこととする。

【必修】

埋蔵文化財保護制度と運用について（別紙の講義2、3、4に対応） 60分若しくは90分

【選択】

埋蔵文化財保護行政の現状と課題（別紙の講義1に対応） 30分若しくは60分

国庫補助制度とその適切な執行について（別紙の講義5に対応） 30分若しくは40分

*講義数及び各講義時間は主催者の要望に応じる。

(3) 主催者による講義

主催者は、本研修が人材育成を目的として実施すること、また適切な埋蔵文化財保護行政の実施にあたっては、地域の埋蔵文化財の特性に関する理解が必要なことを理解した上で、主催者独自の問題意識に基づく講義（Ⅱ群に相当）を設定することが望まれる。

3. 実施にあたっての留意点

○研修会の主催は、地域ブロックあるいは都道府県とし、毎年、定期的に行ってい研究・会議等に、基礎講座の内容を組み込む形で実施しても差し支えない。

○主催者は、2-(2)で示した講義について、希望する講義科目と講義時間を文化庁に示し、開催日及び日程を可能な限り速やかに調整を行うこととする（希望件数によるが、2020年度以降の対応となる場合がある）。

○配付資料は文化庁で作成するが、印刷・配布は主催者が行うこととする。

○文化庁職員の派遣にあたっては、通常の場合と同様、文化財第二課長あてに派遣依頼を発出するとともに、旅費は主催者側の負担とする。

○埋蔵文化財保護制度は、地方公共団体職員のみならず、行政目的で行う発掘調査を担当する職員が等しく相応の知識を有していることが求められるので、主催者は、市町村の埋蔵文化財専門職員は勿論のこと、地方公共団体が設立、もしくは設立に関与した公益財團法人等調査組織の職員にも、受講機会を与えるよう配慮すること。

○また、やむを得ず受講できない職員についても、別途、機会を設けて都道府県の職員が同様の講義を行うなどして、知識の共有を図るよう配慮すること。

平成30年度埋蔵埋蔵文化財保護行政基礎講座開催要項

1 主 催 文化庁

2 日 時 平成30年8月1日（水）～3日（金）

1日目 8月1日（水） 13:30～16:00（受付 12:30～）
 2日目 8月2日（木） 10:00～15:45（受付 9:30～）
 3日目 8月3日（金） 10:00～15:00（受付 9:30～）

3 目 的

埋蔵文化財保護行政に携わるために必要な知識を習得させるとともに、地域活性化につながる埋蔵文化財の保存・活用の優良事例の紹介をつうじて、円滑な埋蔵文化財保護行政の推進と、文化財を活かした個性豊かで魅力的な地域づくりの創造を行うために必要な知識の教授を行う。

4 対 象

地方公共団体及び地方公共団体設立による法人の埋蔵文化財専門職員等とし、新規採用及び採用後、概ね5年末満の職員を優先する。

5 会 場 三田共用会議所 大会議室（東京都港区三田2-1-8）

6 日 程

【8月1日（水）】

12:30～13:30	受付	
13:30～13:40	開会挨拶	文化庁文化財部記念物課長 大西 啓介

13:40～14:30	講義1	総論：埋蔵文化財保護行政とは何か？
-------------	-----	-------------------

主任文化財調査官 補宜田 佳男

14:30～15:10	講義2	法的知識：文化財保護法における埋蔵文化財の位置
-------------	-----	-------------------------

記念物課専門官 菊地 史晃

15:10～15:20	=休憩=	
-------------	------	--

15:20～16:00	講義3	制度と運用：埋蔵文化財保護の仕組み
-------------	-----	-------------------

文化財調査官 近江 俊秀

【8月2日（木）】

9:30～10:00	受付	
10:00～10:40	講義4	行政の役割：埋蔵文化財行政を担う体制

文部科学技官 森先 一貴

10:40～11:20	講義5	埋蔵文化財保護行政の実務
-------------	-----	--------------

文部科学技官 川畠 純

I群

II群

11:20～12:00	講義6	指定制度と現状変更 主任文化財調査官 山下 信一郎
12:00～13:10		=昼 食=
13:10～13:50	講義7	発掘調査と記録の作成 奈良文化財研究所 金田 明大
13:50～14:30	講義8	文化財の記録と保存—写真記録を中心に— 奈良文化財研究所 中村 一郎
14:30～14:45		=休憩=

III群

14:45～15:45	講演	地域の宝を地域に活かす 東松島市奥松島郷文村歴史資料館名誉館長 岡村 道雄
【8月3日（金）】		
9:30～10:00	受付	
10:00～10:50	報告1	埋蔵文化財保護に係る各地の取組1 徳島県の取組 徳島県教育委員会 早瀬 隆人
10:50～11:40	報告2	埋蔵文化財保護に係る各地の取組2 東京都府中市の取組 府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課 江口 桂
11:40～13:00		=休憩=
13:00～13:50	報告3	埋蔵文化財保護に係る各地の取組3 青森県弘前市の取組 弘前市教育委員会 岩井 浩介
13:50～14:00		=休憩=

14:00～15:00 全体質疑・意見交換

7 その他

- 宿泊等の手配は、各自お願ひします。
- 参加を希望される方は、事前にお申し込みください。
- 昼食は、会場周辺の飲食店を御利用ください。会場内での昼食は認められておりませんのでご了承ください。
- 会議所内は喫煙スペースを除いて全館禁煙となっております。御協力お願ひします。

3 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会委員名簿

(敬称略、五十音順、令和2年3月現在)

- 石川日出志 明治大学教授
磯野 浩光 公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター常務理事（平成30年6月から）
（全国埋蔵文化財法人連絡協議会会長法人代表）
宇垣 匡雅 岡山県立博物館主任
佐藤 宏之 東京大学大学院教授
高山 嘉樹 福岡市経済観光文化局文化財活用部長（平成31年3月まで）
田代 和則 福岡市経済観光文化局文化財活用部長（平成31年4月から）
◎田辺 征夫 公益財団法人大阪府文化財センター理事長
谷口 陽子 筑波大学准教授
田村 博美 青森県埋蔵文化財調査センター所長（平成30年3月まで）
（全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会会長）
長島 栄一 仙台市教育委員会文化財課長
菱田 哲郎 京都府立大学教授
福田 美子 神奈川県教育委員会文化遺産課長（平成30年3月まで）
福永 伸哉 大阪大学大学院教授
古屋 真宏 東京都国分寺市教育委員会教育長
○前迫 亮一 鹿児島県立埋蔵文化財センター所長（令和元年6月から）
（全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会会長）
松田 直則 公益財団法人 高知県文化財団埋蔵文化財センター所長（平成30年3月まで）
（全国埋蔵文化財法人連絡協議会会長法人代表）
松村 恵司 独立行政法人国立文化財機構理事長
安田 正司 青森県埋蔵文化財調査センター所長（平成30年4月から平成31年3月まで）
（全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会会長）
柳沢伊佐男 NHK放送文化研究所メディア研究部副部長
吉田美和子 神奈川県教育委員会文化遺産課長（平成30年4月から）
和田 勝彦 公益財団法人文化財虫害研究会常務理事

◎座長 ○副座長

4 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会協力者名簿

(敬称略、都道府県順、令和2年3月現在)

小笠原雅行	青森県教育庁文化財保護課 総括主幹
天野 順陽	宮城県教育庁文化財課 課長
竹田 純子	山形県教育庁文化財・生涯学習課 埋蔵文化財主査
深澤 敦仁	群馬県立歴史博物館 学芸係長
吉田 敬	千葉県柏市教育委員会事務局生涯学習部文化課 課長
伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課 総括課長代理（平成30年3月まで）
亀田 直美	東京都西東京市教育委員会教育部社会教育課文化財係 主事（平成30年4月から）
長岡 文紀	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 グループリーダー（平成30年3月まで）
栗田 一生	神奈川県川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課埋蔵文化財担当係長（平成30年4月から）
滝沢 規朗	新潟県教育庁文化行政課 副参事
河合 修	静岡県文化・観光部文化財課文化財保護調査班 班長
鈴木 一有	静岡県浜松市民部文化財課 課長補佐
木戸 雅寿	滋賀県教育委員会文化財保護課 参事（平成30年3月まで）
石崎 善久	京都府教育庁指導部文化財保護課 記念物担当副課長
森屋 直樹	大阪府教育庁文化財保護課 課長（平成30年3月まで）
土屋みづほ	大阪府教育庁文化財保護課 文化財企画グループ指定総括主査（平成30年4月から）
東影 悠	奈良県立樞原考古学研究所企画部企画課企画係 主任研究員（平成30年4月から）
藤井 幸司	公益財団法人和歌山県文化財センター埋蔵文化財課 課長（平成30年3月まで）
柏原 正民	兵庫県教育委員会文化財課 主幹（平成30年3月まで）
松尾 充晶	島根県古代文化センター 専門研究員
大橋 雅也	岡山県古代吉備文化財センター 参事
沖 憲明	広島県教育委員会事務局管理部文化財課 埋蔵文化財係長（兼）埋蔵文化財センター主査
乗松 真也	香川県埋蔵文化財センター 主任文化財専門員
吉田 東明	九州歴史資料館文化財調査室 参事補佐
長家 伸	福岡県福岡市経済観光文化局文化財部史跡整備活用課 課長
白木原 宜	佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局文化課 参事
中山 晋	沖縄県立埋蔵文化財センター 調査班長
清野 孝之	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 考古第三研究室長

5 調査研究委員会等における審議経過

調査研究委員会	協力者会議
第1回（平成30年3月27日） ・今回の検討の背景について ・埋蔵文化財専門職員の現状と今後の見通し ・全体の枠組みと今回の検討に当たっての論点の整理	第1回（平成30年2月7・8日） ・今回の検討の背景について ・埋蔵文化財専門職員の現状と今後の見通し ・全体の枠組みと今回の検討に当たっての論点の整理
第2回（平成30年7月3日） ・研修制度の概要と論点について ・今後の埋蔵文化財行政を担う人材育成について	第2回（平成30年6月6・7日） ・研修制度の概要と論点について ・地方公共団体の役割についてと今後の検討課題について
第3回（平成30年9月28日） ・文化財マネジメント職員養成研修（埋蔵文化財）について ・文化財専門職員（埋蔵文化財）の体系的な人材育成について	第3回（平成30年9月4・5日） ・研修制度の概要と論点について ・文化財専門職員（埋蔵文化財）の体系的な人材育成について
第4回（平成31年3月15日） ・埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員研修について ・報告書構成案について	第4回（平成31年2月20・21日） ・埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員研修について ・報告書構成案について
第5回（令和元年7月9日） ・大学及び地方公共団体に対するアンケート結果について ・報告書構成案について	第5回（令和元年6月25・26日） ・埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員研修について（報告） ・大学及び地方公共団体に対するアンケート結果について ・報告書構成案について
第6回（令和元年11月28日） ・報告書案（本文編）の内容の検討 ・資質能力の区分の目安について	第6回（令和元年10月29・30日） ・報告書案（本文編）の内容の検討 ・研修事例の収集・掲載について
第7回（令和2年3月3日） ・報告書案の最終確認	第7回（令和2年1月27・28日） ・報告書案（本文編・資料編）の内容の検討 ・資質能力の段階区分の指標について

